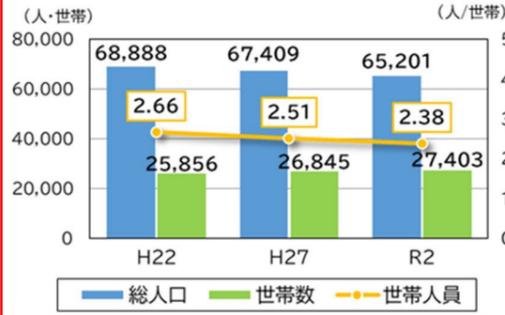
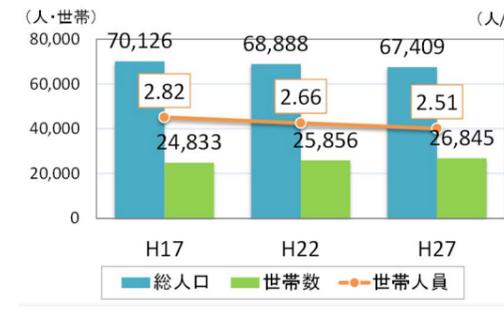
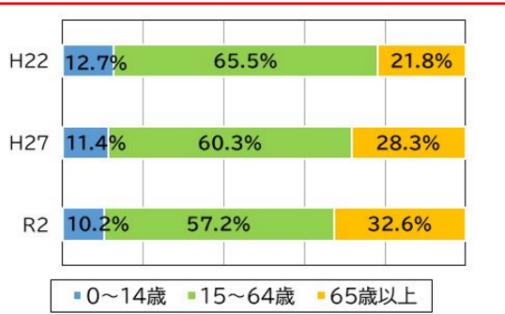
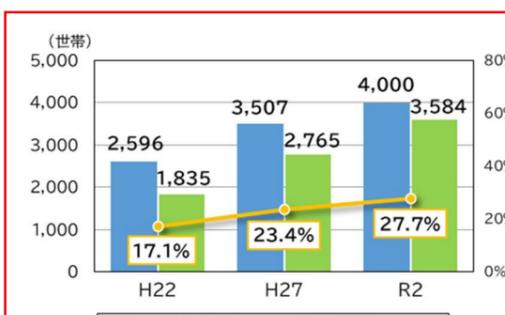
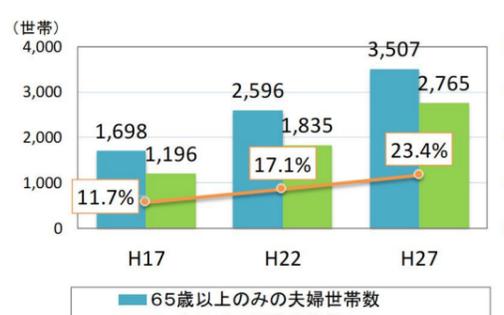
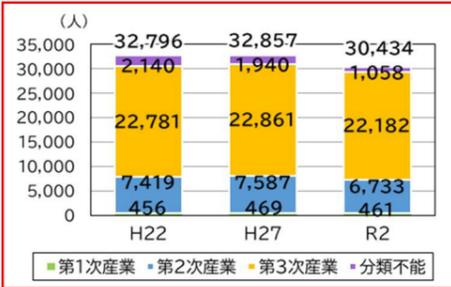
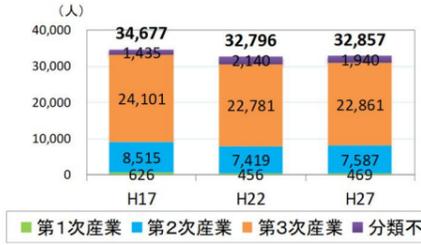
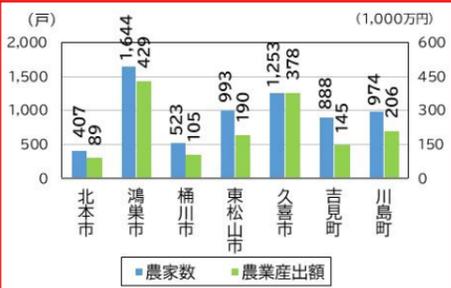
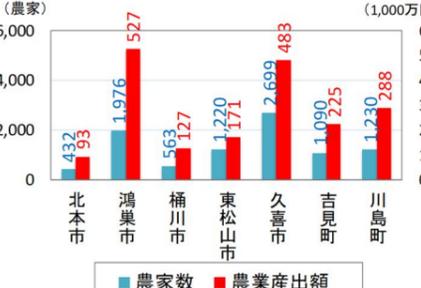
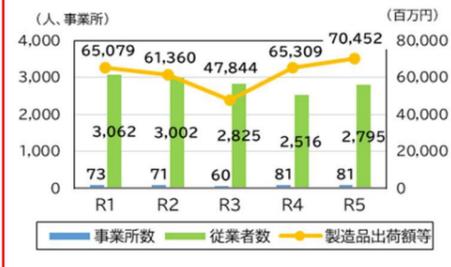
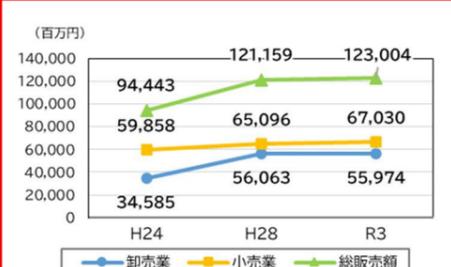
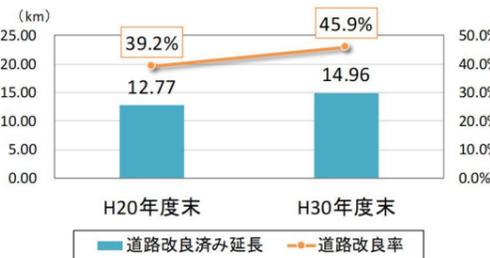
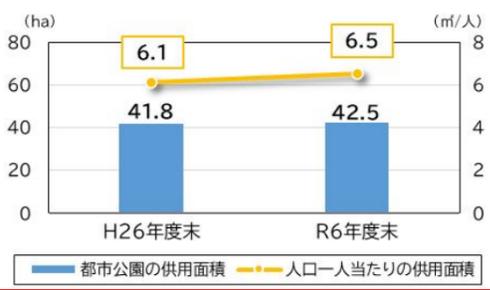
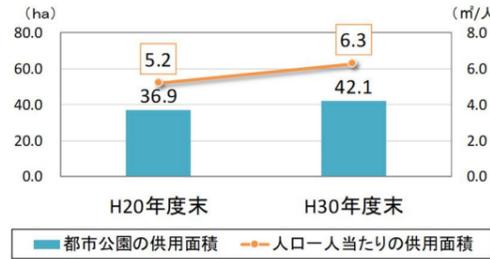
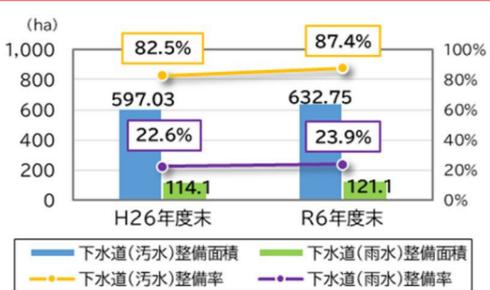
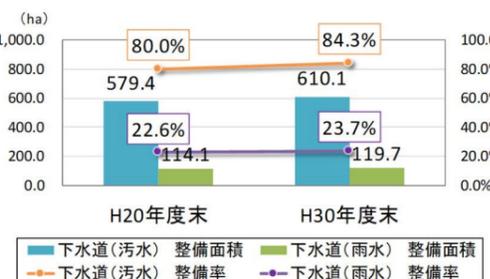


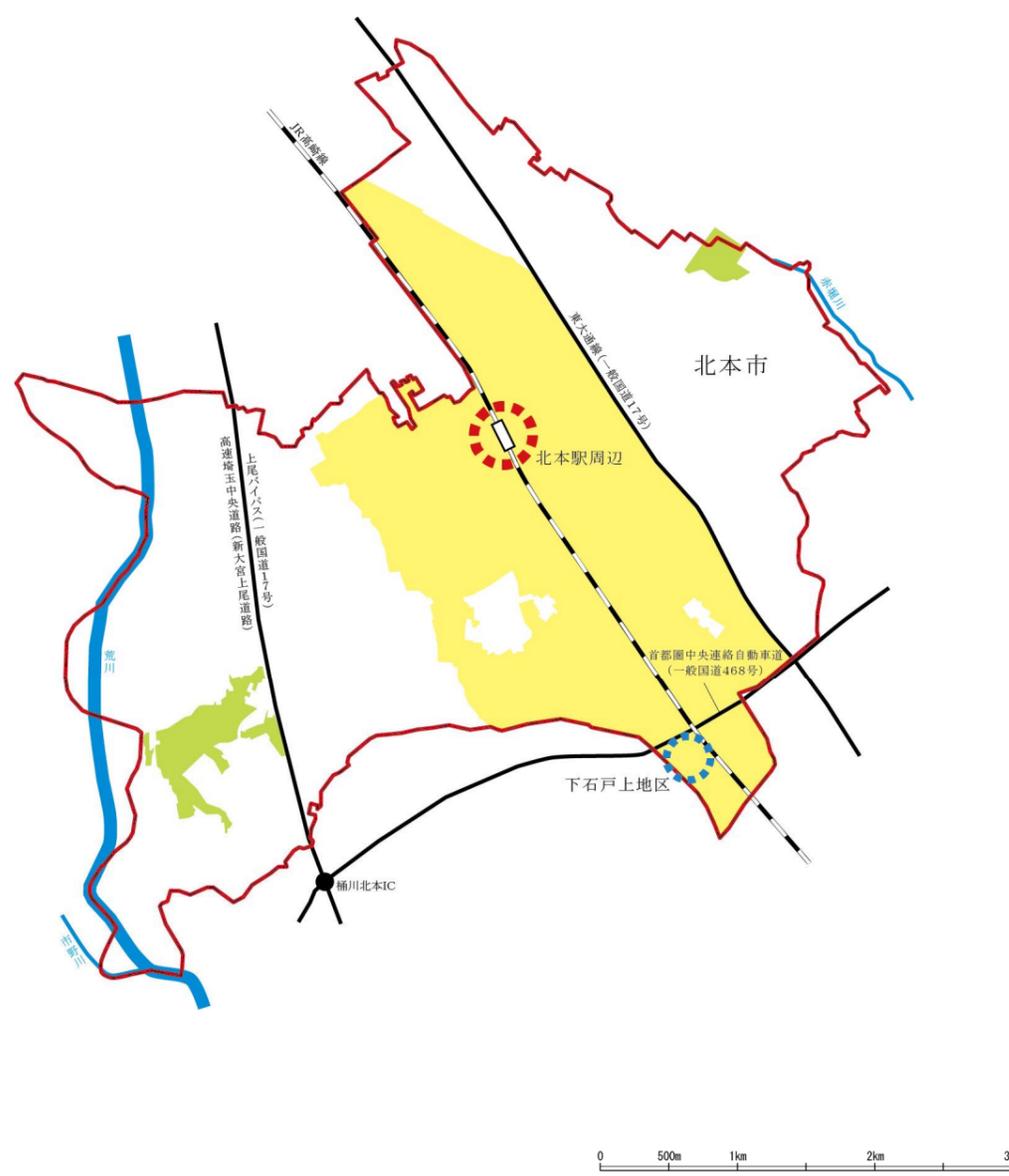
新	旧	改定理由
頁	頁	
<p>第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割</p> <p>1-1 都市計画マスタープランとは</p> <p>都市計画マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として都市計画法第18条の2に定められ、住民の意見を反映しながら市町村が策定する法定計画です。</p> <p>都市計画マスタープランは、<u>議会の議決を経て定められた</u>市町村の建設に関する基本構想（本市の場合は「第六次北本市総合振興計画」）及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（県が策定するもの）を上位計画として、その内容に即して策定することとされています。</p> <p>都市計画マスタープランは、市のまちづくり関連の部門別計画や各種都市計画決定、都市計画・まちづくり関連の各種事業を行う上での前提となる計画<u>です</u>。</p>	<p>第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割</p> <p>1-1 都市計画マスタープランとは</p> <p>都市計画マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市計画法第18条の2に定められ、住民の意見を反映しながら市町村が策定する法定計画です。</p> <p>都市計画マスタープランは、市町村の建設に関する基本構想（北本市の場合は「第五次北本市総合振興計画」）及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（県が策定するもの）を上位計画として、その内容に即して策定することとされています。</p> <p>都市計画マスタープランは、市のまちづくり関連の部門別計画や各種都市計画決定、都市計画・まちづくり関連の各種事業を行う上での前提となる計画<u>になります</u>。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒都市マスの位置づけについて都市計画法に基づく記載に変更 ⇒第六次総合振興計画の策定を反映</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
<p>2</p> <p>第六次北本市総合振興計画 ・市のまちづくりの基本的な考え方を示す市の最上位計画</p> <p>北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ・都市計画区域の整備等の方針</p> <p>北本市都市計画マスタープラン 【都市計画法第18条の2第1項】 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」</p> <p>北本市立地適正化計画 【都市再生特別措置法第81条第1項】 「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」</p> <p>（都市計画・まちづくり関連の部門別計画） 「緑の基本計画」等</p> <p>（都市計画決定等） 「用途地域」「地区計画」「都市施設」「市街地開発事業」等</p> <p>（都市計画・まちづくり関連の各種事業） 「地区整備」「道路・交通」「公園緑地」「住宅」等</p> <p>図. 都市計画マスタープランの位置づけ</p>	<p>1</p> <p>第五次北本市総合振興計画 ・市のまちづくりの基本的な考え方を示す市の最上位計画</p> <p>北本都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ・都市計画区域の整備等の方針</p> <p>北本市都市計画マスタープラン 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」</p> <p>（都市計画・まちづくり関連の部門別計画） 「緑の基本計画」等</p> <p>（都市計画決定等） 「用途地域」「地区計画」「都市施設」「市街地開発事業」等</p> <p>（都市計画・まちづくり関連の各種事業） 「地区整備」「道路・交通」「公園緑地」「住宅」等</p> <p>図. 都市計画マスタープランの位置づけ</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒第六次総合振興計画および立地適正化計画の策定を反映</p>

新		旧		改定理由
頁	本文	頁	本文	
3	<p>1-2 都市計画マスタープランの見直しの必要性</p> <p><u>本市では、平成 11 年 3 月に「北本市都市マスタープラン」を策定し、平成 21 年〇中間見直しを経て、令和 2 年 3 月に全面改定を行い、これまで「緑にかこまれた健康な文化都市～快適な暮らしと活力あるまち 北本～」を目指し、計画的なまちづくりを行ってきました。</u></p> <p><u>そして、この度令和 17 年度を目標年次とする「第六次北本市総合振興計画」の策定やデーノタメ遺跡の国の史跡指定とそれに伴う都市計画変更、社会情勢の変化等に対応するため、都市計画マスタープランを見直すこととしました。</u></p> <p><u>今回の見直しは、令和 2 年 3 月の全面改定以降の動向に対応することを主な目的とし、基本的には、従前の都市計画マスタープランの考え方を継承するものとします。</u></p>	2	<p>1-2 都市計画マスタープランの見直しの必要性</p> <p><u>北本市では、平成 11 年 3 月に「北本市都市マスタープラン」を策定し、平成 21 年に中間見直しを行い、これまで「みんなではぐくむ『みどり』の北本」の実現に向けて、まちづくりを推進してきました。</u></p> <p><u>平成 29 年 3 月に、令和 7 年度を目標とする「第五次北本市総合振興計画」が策定されましたが、都市計画マスタープランは総合振興計画に即して作成するものと定められているため、これに合わせて見直しが必要となります。</u></p> <p><u>また、中間見直し後、概ね 10 年が経過し、北本市でも人口減少・少子高齢化が進行していることや、安全・安心に配慮したまちづくりの必要性の高まりなどを背景に、都市づくりの目指すべき方向性を見直す時期が来ています。</u></p> <p><u>このようなことから、都市計画マスタープランの見直しを行うこととしました。</u></p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒第六次総合振興計画の策定や R2.3 改定以降の動向を踏まえて修正</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
	<p>1-3 計画期間</p> <p><u>都市計画マスタープランの上位計画である「第六次北本市総合振興計画」では、今後 10 年間のまちづくりの方向性を定めるため、計画期間を令和 17 年度までとしています。また、上位に位置づけられる「北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、目標年次について、おおむね 20 年後の都市の姿を展望して定めるものとしています。</u></p> <p><u>こうした考え方を踏まえ、都市計画マスタープランは、「第六次北本市総合振興計画」との足並みを揃えとともに、さらに長期的な視点からまちづくりを捉えた計画とするため、計画期間を令和 27 年度までとします。</u></p>		<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画を踏まえ、計画期間を追加</p>	

頁	新 本文	旧 本文	改定理由
6	<p>第2章 都市づくりの現状と課題</p> <p>2-1 北本市の現状（令和2年都市計画マスタープラン見直し時点と比べて）</p> <p>(1) 人口 ～人口減少と少子高齢化の進展が顕著に～</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人口は、平成22年以降減少傾向にあり、令和2年の人口は平成22年と比較して約5.4%減少しています。 ● 世帯当たり人員は減少傾向にあり、令和2年において約2.4人にまで減少し、核家族化や単身世帯の増加が顕著になってきています。  <p>図. 北本市の人口と世帯数の推移 (出典：平成22～令和2年 国勢調査)</p>	<p>第2章 都市づくりの現状と課題</p> <p>2-1 北本市の現状（平成21年都市マスタープラン見直し時点と比べて）</p> <p>(1) 人口 ～人口減少と少子高齢化の進展が顕著に～</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人口は、平成17年をピークに減少に転じ、平成17年と比較して平成27年の人口は約3.9%減少し、本市においても人口減少の時代に突入しました。 ● 世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成27年において約2.5人にまで減少し、核家族化や単身世帯の増加が顕著になってきています。  <p>図. 北本市の人口と世帯数の推移 (出典：平成17～27年 国勢調査)</p>	④統計数値等の時点修正 ⇒国勢調査の最新データ(R2)を反映し変更
6	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口構成は、平成22年と令和2年を比較すると、0～14歳の割合は12.7%から10.2%に減少しているのに対し、65歳以上の割合は21.8%から32.6%に増加しており、少子高齢化の進展が顕著になっています。  <p>図. 年齢3区分人口割合の推移 (出典：平成22～令和2年 国勢調査)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口構成は、平成17年と平成27年を比較すると、0～14歳の割合は14.0%から11.4%に減少しているのに対し、65歳以上の割合は16.3%から28.3%に増加しており、少子高齢化の進展が顕著になっています。  <p>図. 年齢3区分人口割合の推移 (出典：平成17～27年 国勢調査)</p>	④統計数値等の時点修正 ⇒国勢調査の最新データ(R2)を反映し変更
6	<ul style="list-style-type: none"> ● 65歳以上のみの夫婦世帯及び65歳以上の単身世帯の総世帯数に占める割合は、平成22年の17.1%と比較して、令和2年には27.7%と大幅に増加しており、高齢者のみの世帯が増加しています。  <p>図. 65歳以上の世帯数の推移 (出典：平成22～令和2年 国勢調査)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 65歳以上のみの夫婦世帯及び単身世帯の総世帯数に占める割合が、平成17年の11.7%と比較して、平成27年には23.4%と大幅に増加しており、高齢者のみの世帯が増加しています。  <p>図. 65歳以上の世帯数の推移 (出典：平成17～27年 国勢調査)</p>	④統計数値等の時点修正 ⇒国勢調査の最新データ(R2)を反映し変更

頁	新 本文	旧 本文	改定理由
7	<p>(2) 産業 ～<u>就業人口は減少傾向</u>～</p> <p>〈就業人口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>(削除)</u> 平成 22 年と比較して令和 2 年の就業人口は約 7.2%減少しました。 ● 特に第 2 次産業就業人口の減少率が大きく、<u>令和 2 年の第 2 次産業就業人口は、平成 22 年と比較して約 9.2%減少</u>しました。  <p>図. 就業人口の推移 (出典：平成 22～令和 2 年 国勢調査)</p>	<p>(2) 産業 ～<u>第一次産業の就業人口の減少が顕著</u>～</p> <p>〈就業人口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就業人口総数は平成 7 年をピークに減少傾向に転じ、平成 17 年と比較して平成 27 年の就業人口は約 5.2%減少しました。 ● 特に第 1 次産業就業人口の減少率が大きく、<u>平成 27 年の第 1 次産業就業人口は、平成 17 年と比較して約 25.1%減少</u>しました。  <p>図. 就業人口の推移 (出典：平成 17～27 年 国勢調査)</p>	④統計数値等の時点修正 ⇒国勢調査の最新データ(R2)を反映し変更
7	<p>〈農業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 周辺市町（鴻巣市・桶川市・東松山市・久喜市・吉見町・川島町）の中で、農家数及び農業産出額ともに最も少ない状況です。 <u>(削除)</u> ● 市内農家の生産した農産物の主な販売先は北本市農業ふれあいセンター「地場物産館桜国屋」と地元スーパーがあります。  <p>図. 農家数と農業産出額の地域比較 (出典：令和 6 年 埼玉県統計年鑑・農林業 令和 2 年市町村別農業産出額(推計))</p>	4 <p>〈農業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 周辺市町（鴻巣市・桶川市・東松山市・久喜市・吉見町・川島町）の中で、農家数及び農業産出額ともに最も少ない状況です <u>(平成 27 年)</u>。 ● 市内農家の生産した農産物の主な販売先は北本市農業ふれあいセンター「地場物産館桜国屋」と地元スーパーがあります。  <p>図. 農家数と農業産出額の地域比較 (出典：平成 29 年 埼玉県統計年鑑・農林業)</p>	④統計数値等の時点修正 ⇒埼玉県統計年鑑・農林業及び市町村別農業産出額(推計)の最新データを反映し変更 ※表現の精査・見直し
7	<p>〈工業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>(削除)</u> 事業所数、従業者数は<u>ほぼ横ばい</u>で推移していま<u>す</u>が、<u>製造品出荷額等は(削除)増加傾向</u>にあり、<u>令和 5 年の製造品出荷額等は令和元年と比較して約 8.3%増加</u>しました。 ● 市内に工業団地は整備されていません。  <p>図. 事業所数、従業者数、出荷額等の推移 (出典：令和元年～2年 工業統計調査 令和3年 経済センサス-活動調査 令和4～5年 経済構造実態調査)</p>	4 <p>〈工業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>工業に関して、事業所数、従業者数は前年比マイナス</u>で推移していましたが、<u>製造品出荷額については、近年増加傾向</u>にあり、平成 23 年と比較して平成 28 年の製造品出荷額は 92.3%増と大幅に増加しました。 ● 市内に工業団地は整備されていません。  <p>図. 事業所数、従業者数、出荷額等の推移 (出典：平成 23～28 年 工業統計調査)</p>	④統計数値等の時点修正 ⇒工業統計調査等の最新データを反映し変更 ※工業統計調査は 2022 年以降、経済センサス及び経済構造実態調査に包摂
7	<p>〈商業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>年間商品販売額を、平成 24 年と令和 3 年で比較すると、卸売業では約 61.8% (削除)、小売業では約 12.0%増加</u>しています。 <u>(削除)</u>  <p>図. 年間商品販売額の推移 (出典：平成 24～令和 3 年 経済センサス-活動調査)</p>	4 <p>〈商業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>商業販売額において、平成 19 年と平成 26 年で比較すると卸売業では約 25.3%減少、小売業では約 74.3%減少</u>しています。 ● <u>周辺市では大型商業施設が出店</u>されています。  <p>図. 商業販売額(飲食店除く)の推移 (出典：平成 16～26 年 商業統計調査)</p>	④統計数値等の時点修正 ⇒経済センサス活動調査の最新データを反映し変更 ※卸売業、小売業に関する調査事項は H28 年以降経済センサス活動調査に包摂

頁	新 本文	旧 本文	改定理由
8	<p>(3) 都市整備 ～過去 10 年間の整備状況～</p> <p><道路></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の整備率（<u>削除</u>）は、平成 26 年度末の 31.4%に対し、令和 6 年度末は 39.6%と上昇しています。  <p>図. 道路整備延長と整備率の推移</p>	<p>(3) 都市整備 ～過去 10 年間の整備状況～</p> <p><道路></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の整備率（<u>改良率</u>）は、平成 20 年度末の 39.2%に対し、平成 30 年度末は 45.9%と上昇しています。  <p>図. 道路改良延長と改良率の推移</p>	④統計数値等の時点修正 ⇒都市計画課提供の最新データを反映し更新
8	<p><公園></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園の整備状況は、平成 26 年度末は供用面積 41.8ha、人口一人当たりの供用面積は 6.1㎡であったのに対し、令和 6 年度末では、それぞれ 42.5ha、6.5㎡と増加しています。  <p>図. 都市公園の供用面積と人口一人当たりの供用面積の推移</p>	<p><公園></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園の整備状況は、平成 20 年度末は供用面積 36.9ha、人口一人当たりの供用面積は 5.2㎡であったのに対し、平成 30 年度末では、それぞれ 42.1ha、6.3㎡と増加しています。  <p>図. 都市公園の供用面積と人口一人当たりの供用面積の推移</p>	④統計数値等の時点修正 ⇒都市計画課提供の最新データを反映し更新
8	<p><下水道></p> <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道の整備率※は、平成 26 年度末は汚水 82.5%、雨水 22.6%であったのに対し、令和 6 年度末ではそれぞれ 87.4%、23.9%であり、汚水に比べて雨水の整備に遅れが見られます。 <p>※令和 6 年度末における事業認可面積に対する整備面積の率</p>  <p>図. 公共下水道（汚水・雨水）の整備面積と整備率の推移</p>	<p><下水道></p> <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道の整備率※は、平成 20 年度末は汚水 80.0%、雨水 22.6%であったのに対し、平成 30 年度末では、それぞれ 84.3%、23.7%と、汚水に比べて雨水の整備に遅れが見られます。 <p>※平成 30 年度末時点における事業認可面積に対する整備面積の率</p>  <p>図. 公共下水道（汚水・雨水）の整備面積と整備率の推移</p>	④統計数値等の時点修正 ⇒都市計画課提供の最新データを反映し更新

頁	新 本文	旧 本文	改定理由																								
10	<p>② 北本都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和5年10月策定：埼玉県）</p> <p>都市づくりの基本理念 ・「コンパクトなまちの実現」「地域の個性ある発展」「都市と自然・田園との共生」</p> <p>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図</p>  <table border="1" data-bbox="801 1659 1246 1858"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域</td> <td>公園・緑地等</td> </tr> <tr> <td>行政区域</td> <td>鉄道</td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>広域交通</td> </tr> <tr> <td>中心拠点</td> <td>河川</td> </tr> <tr> <td>産業拠点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)方針図は、おおむねの位置を示している。 公園・緑地等は、広域的なものを示している。</p>	凡 例		都市計画区域	公園・緑地等	行政区域	鉄道	市街化区域	広域交通	中心拠点	河川	産業拠点		<p>② 北本都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成29年1月策定：埼玉県）</p> <p>都市づくりの基本理念 ・「コンパクトなまちの実現」「地域の個性ある発展」「都市と自然・田園との共生」</p> <p>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図</p>  <table border="1" data-bbox="1988 1659 2433 1858"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域</td> <td>公園・緑地等</td> </tr> <tr> <td>行政区域</td> <td>鉄道</td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>広域交通</td> </tr> <tr> <td>中心拠点</td> <td>河川</td> </tr> <tr> <td>産業拠点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)方針図は、おおむねの位置を示している。 公園・緑地等は、広域的なものを示している。</p>	凡 例		都市計画区域	公園・緑地等	行政区域	鉄道	市街化区域	広域交通	中心拠点	河川	産業拠点		<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒策定年次を更新</p>
凡 例																											
都市計画区域	公園・緑地等																										
行政区域	鉄道																										
市街化区域	広域交通																										
中心拠点	河川																										
産業拠点																											
凡 例																											
都市計画区域	公園・緑地等																										
行政区域	鉄道																										
市街化区域	広域交通																										
中心拠点	河川																										
産業拠点																											

新	旧	改定理由
頁	頁	
<p>(2) 関連計画</p> <p>(削除)</p>	<p>(2) 関連計画</p> <p>① <u>北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月策定：北本市）</u></p> <p><u>目指すべき将来の方向</u></p> <p><u><基本的視点></u></p> <p><u>若い世代が日々の暮らしに安心・安全・安らぎを感じて、その後の人生をずっと北本市に住み続けたいと思えるようなまちにすることで、将来の北本市を担う世代の定着を図ります。</u></p> <p><u><方向性></u></p> <p>(1) <u>若い世代の転出を抑制する</u></p> <p>(2) <u>「出産・子育てにやさしいまち」のイメージを定着させ、定住化を図る</u></p> <p>(3) <u>将来の人口構成の変化にも柔軟に対応できるような地域の基盤をつくる</u></p> <p>(4) <u>あらゆる世代の住民に仕事と働きやすい環境を提供し、多様な働き方を支援する</u></p>	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒総合戦略は第六次総合振興計画と一体の計画と位置づけていることから、項目を削除</p>
<p>① <u>北本市産業振興ビジョン（平成31年3月策定：北本市）</u></p> <p>産業振興ビジョンの目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標1 地域に大きな付加価値をつくり、雇用と税収を発生させる ・目標2 市のブランド・個性を高め、市民の生活の満足度、まちの価値、精神的な豊かさを創造する <p>産業振興ビジョンの基本方針</p> <p>「協働と連携による持続可能な産業まちづくり」</p> <p>・第五次北本市総合振興計画の基本理念に掲げる「市民との協働による持続可能なまちづくり」は、北本市自治基本条例における「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築く」ことを目指しています。その趣旨を踏まえ、将来の本市のまちづくりを行う上での基本的な考え方として定めます。</p>	<p>② <u>北本市産業振興ビジョン（平成31年3月策定：北本市）</u></p> <p>産業振興ビジョンの目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標1 地域に大きな付加価値をつくり、雇用と税収を発生させる ・目標2 市のブランド・個性を高め、市民の生活の満足度、まちの価値、精神的な豊かさを創造する <p>産業振興ビジョンの基本方針</p> <p>「協働と連携による持続可能な産業まちづくり」</p> <p>・第五次北本市総合振興計画の基本理念に掲げる「市民との協働による持続可能なまちづくり」は、北本市自治基本条例における「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築く」ことを目指しています。その趣旨を踏まえ、将来の本市のまちづくりを行う上での基本的な考え方として定めます。</p>	-
<p>② <u>第三次北本市環境基本計画（令和8年3月策定：北本市）</u></p> <p>望ましい環境像 「緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本」</p> <p>長期的な目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的な目標1（自然共生社会の形成に向けて） →「自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち」 ・長期的な目標2（循環型・<u>脱炭素</u>社会の構築に向けて） →「資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち」 ・長期的な目標3（協働社会の実現に向けて） →「一人ひとりが<u>環境を意識し</u>、環境の<u>環（わ）</u>をつくり 広げるまち」 	<p>③ <u>第二次北本市環境基本計画（平成29年3月策定：北本市）</u></p> <p>望ましい環境像 「緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本」</p> <p>長期的な目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的な目標1（自然共生社会の形成に向けて） →「自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち」 ・長期的な目標2（循環型・<u>低炭素</u>社会の構築に向けて） →「資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち」 ・長期的な目標3（協働社会の実現に向けて） →「一人ひとりが<u>輝く</u>、環境の<u>環</u>をつくり広げるまち」 	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第三次計画の策定を反映</p>

新	旧	改定理由
頁	頁	
11	11	
<p>③ 北本市公共施設等総合管理計画（<u>令和4年3月一部改訂</u>：北本市）</p> <p>公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針</p> <p>○方針1 施設の長期活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>今後とも保有し続ける施設については、総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全を実施し、長期使用を図ります。</u> <p>○方針2 施設の機能や規模の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>適正配置計画で示した施設機能の集約化や複合化を進めます。また、本市の人口規模や財政状況で維持できる適正な施設総量の最適化に取り組みます。</u> <p>○方針3 コストの縮減と平準化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的かつ計画的な管理を推進し、<u>ライフサイクルコストの削減に努めます。また「予防保全」を重視し、施設の現状を把握した上で大規模な改修や建替えを計画的に実施することで、更新投資の平準化を図ります。</u> <p>○<u>方針4 財源の確保と受益者負担の適正化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>将来の大規模な改修や更新等に備え、基金への積極的な積み立てを行います。公共施設等の使用料について、適正な受益者負担を確保するための定期的な見直しを実施します。</u> <p>目標</p> <p>公共施設の延床面積を今後40年間で50%削減</p>	<p>④ 北本市公共施設等総合管理計画（<u>平成29年3月策定</u>：北本市）</p> <p>公共施設等の管理に関する基本方針</p> <p>○方針1 施設の長期活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>定期的な点検と情報の蓄積により、「事後保全」から「予防保全」に転換し、長寿命化を実践します。</u> <p>○方針2 施設の機能や規模の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>人口減少・少子高齢化に伴い変化する市民ニーズに適切に対応するため、施設の機能や規模の適正化を図ります。</u> <p>○方針3 コストの縮減と平準化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的かつ計画的な管理を推進し、<u>ライフサイクルコストの削減に努め、大規模改修等を計画的に実施することで、更新投資の平準化を図ります。</u> <p>目標</p> <p>公共施設の延床面積を今後40年間で50%削減</p>	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒公共施設等総合管理計画の一部改訂（R4.3）の内容を反映</p>
12	9	
<p>④ まちづくり埼玉プラン（<u>平成30年3月改定</u>：埼玉県）</p> <p>埼玉の将来都市像</p> <p>「みどり輝く 生きがい創造都市」～暮らし続けるふるさと埼玉～</p> <p>まちづくりの目標</p> <p>○まちづくりの目標1：コンパクトなまちの実現</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 駅周辺など地域の中心となる市街地は、人々の暮らしを支える場、交流の場として、本来持つべき都市機能を復活・充実させます。 (2) 市街地における医療・福祉施設を充実させ、高齢者など誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。 (3) 高齢者をはじめ誰もが自由に移動できるよう、使いやすい都市交通環境の整備を進めます。 (4) 公共交通の利用促進やみどりの創出など、省CO₂型の持続可能な都市を目指します。 (5) 県民が安全に暮らせるよう、都市の防災機能を高めます。 <p>○まちづくりの目標2：地域の個性ある発展</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) プラス1のまちづくり <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域の特性や資源を磨いて地域の価値を高め、活力ある地域づくりを進めます。 2) 人々の出会いと交流の場を創り、にぎわいのある都市を創ります。 3) 歴史や文化を生かし、新たな発見のある、訪れたいと感じる都市を創ります。 4) 美しいまちなみ景観を創造し、住みたいと感じる都市を創ります。 	<p>⑤ まちづくり埼玉プラン（<u>平成30年3月策定</u>：埼玉県）</p> <p>埼玉の将来都市像</p> <p>「みどり輝く 生きがい創造都市」～暮らし続けるふるさと埼玉～</p> <p>まちづくりの目標</p> <p>○まちづくりの目標1：コンパクトなまちの実現</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 駅周辺など地域の中心となる市街地は、人々の暮らしを支える場、交流の場として、本来持つべき都市機能を復活・充実させます。 (2) 市街地における医療・福祉施設を充実させ、高齢者など誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。 (3) 高齢者をはじめ誰もが自由に移動できるよう、使いやすい都市交通環境の整備を進めます。 (4) 公共交通の利用促進やみどりの創出など、省CO₂型の持続可能な都市を目指します。 (5) 県民が安全に暮らせるよう、都市の防災機能を高めます。 <p>○まちづくりの目標2：地域の個性ある発展</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) プラス1のまちづくり <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域の特性や資源を磨いて地域の価値を高め、活力ある地域づくりを進めます。 2) 人々の出会いと交流の場を創り、にぎわいのある都市を創ります。 	<p>※表現の精査・見直し</p>

頁	新 本文	頁	旧 本文	改定理由
12	<p>(2)産業応援まちづくり 1)雇用の場を確保し、地域の活力を高めます。 2)充実した高速道路網や地理的な優位性を生かし、戦略的に産業を集積します。</p> <p>○まちづくりの目標3：都市と自然・田園との共生 (1)「都市の利便性」と「田園のゆとり」を享受できる魅力的な都市を創ります。 (2)「都市とみどり」、「都市と川」、「都市と田園」が共生した多彩な田園都市を創ります。 (3)都市の身近に残る豊かな自然や田園を貴重な財産として守り、生かしていきます。</p>	<p>3)歴史や文化を生かし、新たな発見のある、訪れたいと感じる都市を創ります。 4)美しいまちなみ景観を創造し、住みたいと感じる都市を創ります。</p> <p>(2)産業応援まちづくり 1)雇用の場を確保し、地域の活力を高めます。 2)充実した高速道路網や地理的な優位性を生かし、戦略的に産業を集積します。</p> <p>○まちづくりの目標3：都市と自然・田園との共生 (1)「都市の利便性」と「田園のゆとり」を享受できる魅力的な都市を創ります。 (2)「都市とみどり」、「都市と川」、「都市と田園」が共生した多彩な田園都市を創ります。 (3)都市の身近に残る豊かな自然や田園を貴重な財産として守り、生かしていきます。</p>	-	
	<p>⑤ 埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針（令和4年4月策定：埼玉県）</p> <p>取組方針 ●県の取組方針 ○方針①未来を見据えた産業基盤を創出します。 ・<u>地域経済の活性化や周辺環境への配慮に加え、地域コミュニティと共生するバランスが取れた産業基盤づくりに、事業者や進出企業等、住民とともに取り組む市町村を支援します。</u> ・<u>市町村と事業者、進出企業等が連携して地域課題の解決に取り組み、地域の持続的発展につなげるなど、産業基盤づくりの関係者ワチームで、質が高く持続可能な「未来を見据えた産業基盤の創出」に取り組みます。</u></p>	<p>⑥ 第3次田園都市産業ゾーン基本方針（平成29年4月策定：埼玉県）</p> <p>～「稼ぐ力」を生み出す産業基盤づくり～ <u>首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）埼玉区間の全線開通に伴い、圏央道のインターチェンジ周辺や県内主要幹線道路周辺に田園環境と調和した産業基盤づくりを積極的に進められるよう具体的方針が示されています。</u></p> <p>適用期間 平成33年度（令和3年度）まで</p> <p>産業基盤づくりの目標量 約300ha（新たに整備された産業基盤の面積）* *埼玉県5か年計画による</p>		
13	<p>・<u>産業基盤づくりに当たっては、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え（コンパクト、スマート、レジリエント）を踏まえ、周辺地域と一体のまちづくりを目指します。</u></p> <p>○方針②豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを進めます。 ・<u>埼玉の豊かな田園環境は、農産物の供給や良好な景観の形成など多面的な機能を有する県民共通の財産であることから、県は、田園環境との調和を図りながら産業基盤づくりを進めます。</u></p> <p>○方針③市町村の産業基盤づくりを支援し埼玉の「稼げる力」を向上します。 ・<u>市町村が進める産業基盤づくりを積極的かつきめ細やかに支援します。また、官民の役割分担の調整を図り、スピード感のある産業基盤づくりに取り組むことで、埼玉の「稼げる力」の向上を図ります。</u></p> <p>●新たな産業地誘導の考え方 ○産業基盤づくりを検討する地域 ・<u>高速自動車国道や自動車専用道路のインターチェンジから概ね5kmの範囲</u> ・<u>上記以外の一般国道及び車両の通行に支障がない県道等から概ね3kmの範囲</u></p>	<p>産業基盤づくりの基本的方向 ○計画的な土地利用 ・<u>埼玉県原風景でもある田園環境は、農業的土地利用と都市的土地利用の健全な調和を図ることが重要です。秩序ある産業地を創出するため、計画的に産業基盤づくりを進めます。</u></p> <p>○周辺環境との調和 ・<u>埼玉県豊かな田園環境は次世代に残すべき貴重な環境資産であることから、田園などの周辺環境と調和を図った産業基盤づくりを目指します。</u></p> <p>○乱開発の抑止 ・<u>開発ポテンシャルの高まりを背景とした資材置き場、残土置き場などの乱開発を抑止するため、産業誘導地区を含む関係市町村と連携し、啓発活動や監視活動を実施します。</u></p>	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒最新の計画内容を反映</p>	

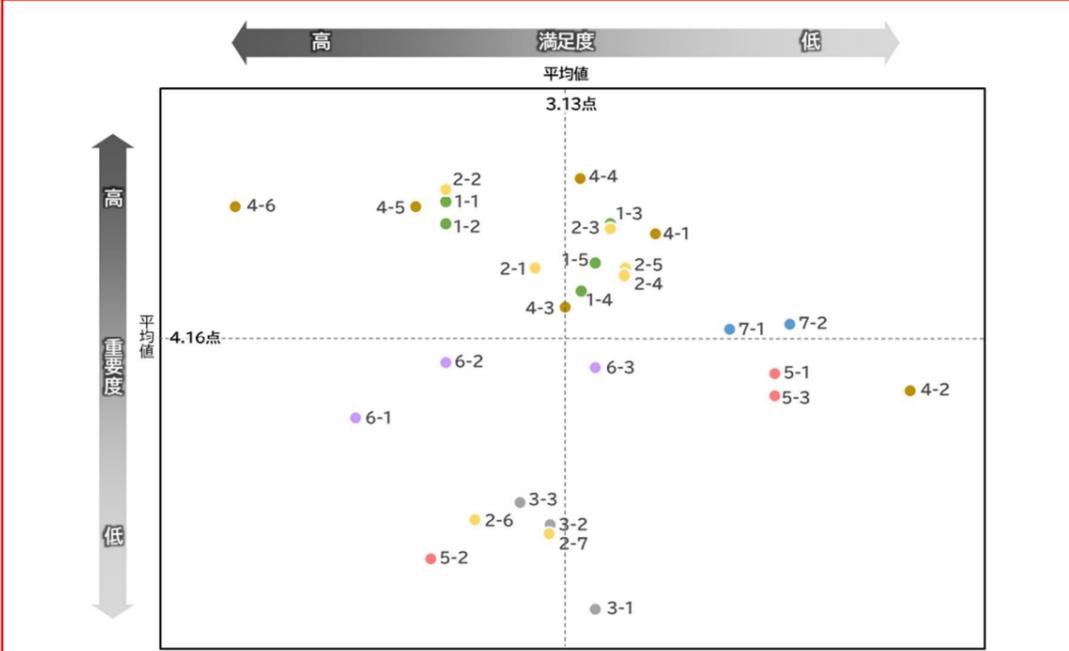
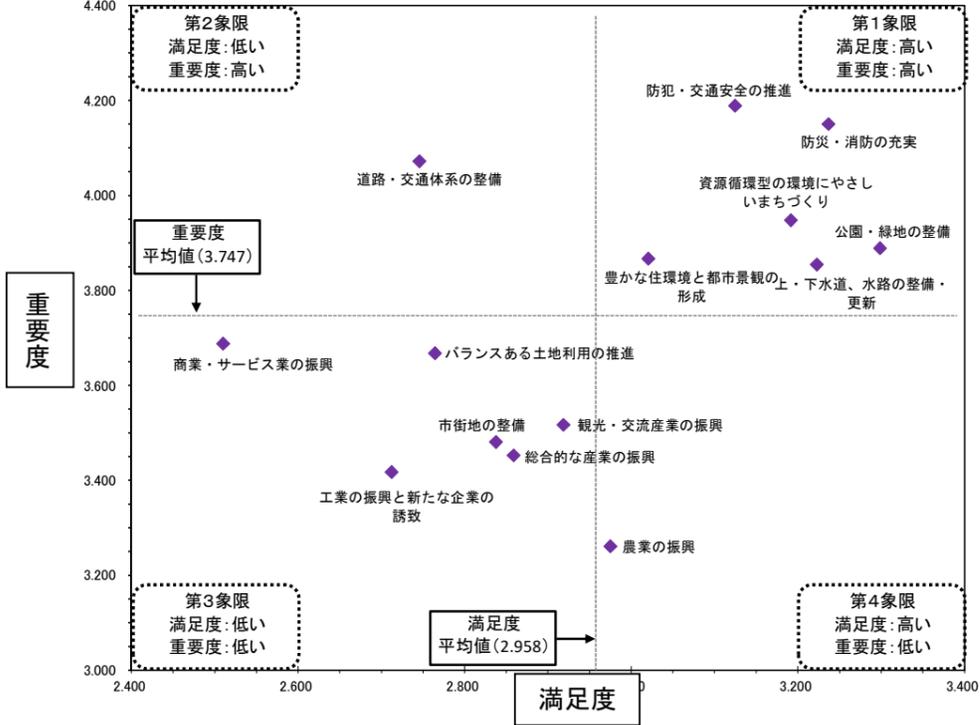
新		旧		改定理由
頁	本文	頁	本文	
13	<p>⑥ 埼玉県景観計画（令和7年7月改正：埼玉県）</p> <p>景観法第8条に基づき、埼玉県景観計画が定められています。</p> <p>埼玉県景観計画での北本市の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域は都市区域に、市街化調整区域は圏央道沿線区域に位置づけられています。 <p>景観形成の基本方針</p> <p>(1)地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 雄大な山々、広大な平野とそれらの接点の丘陵地がつくる自然地形を重視するとともに、山地から田園に至る緑地や、河川や水路が創り出す豊かな表情の水と緑を生かし、自然環境に配慮する。 <p>(2)歴史と伝統が語られる景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧街道に沿って歴史を残す宿場町や城下町をはじめ、伝統産業や近代産業などの歴史と文化を伝える景観を保全するとともに、それらを受け継ぎ生かしていく。 <p>(3)身近な生活環境を良くする景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全で安心な暮らしの中で、景観阻害要因を抑制するとともに、良好なまち並みや埼玉らしい四季折々の自然と田園のゆとりを享受できる生活環境を整える。 <p>(4)県民が主体となった景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民自らが主体となり、誇りを持って地域の個性を守り育てられるよう、県民、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の法人、事業者、大学、行政の協働により景観づくりを進める。 <p>(5)地域間の交流を進める景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内各地に存在する地域固有の景観資源の魅力を高めて、県内外の多くの人々が楽しみ、地域活性化につながる観光資源として整備するとともに、農山村と都市との交流を進める。 	11	<p>⑦ 埼玉県景観計画（平成28年3月変更：埼玉県）</p> <p>景観法第8条に基づき、埼玉県景観計画が定められています。</p> <p>埼玉県景観計画での北本市の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域は都市区域に、市街化調整区域は圏央道沿線区域に位置づけられています。 <p>景観形成の基本方針</p> <p>(1)地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 雄大な山々、広大な平野とそれらの接点の丘陵地がつくる自然地形を重視するとともに、山地から田園に至る緑地や、河川や水路が創り出す豊かな表情の水と緑を生かし、自然環境に配慮する。 <p>(2)歴史と伝統が語られる景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧街道に沿って歴史を残す宿場町や城下町をはじめ、伝統産業や近代産業などの歴史と文化を伝える景観を保全するとともに、それらを受け継ぎ生かしていく。 <p>(3)身近な生活環境を良くする景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全で安心な暮らしの中で、景観阻害要因を抑制するとともに、良好なまち並みや埼玉らしい四季折々の自然と田園のゆとりを享受できる生活環境を整える。 <p>(4)県民が主体となった景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民自らが主体となり、誇りを持って地域の個性を守り育てられるよう、県民、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の法人、事業者、大学、行政の協働により景観づくりを進める。 <p>(5)地域間の交流を進める景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内各地に存在する地域固有の景観資源の魅力を高めて、県内外の多くの人々が楽しみ、地域活性化につながる観光資源として整備するとともに、農山村と都市との交流を進める。 	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒景観計画の改正年次を反映</p>

頁	新 本文	頁	旧 本文	改定理由
14	<p>(3) 大規模プロジェクト</p> <p>① 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の事業概要</p> <p>圏央道は、横浜市、厚木市、八王子市、川崎市、つくば市、成田市、木更津市等の主要都市を環状に結ぶ高規格幹線道路で、都心から半径約40～60kmに位置し、総延長は約300kmに及びます。</p> <p><u>平成27年度に埼玉県区間が全線開通したことにより、桶川北本インターチェンジや桶川加納インターチェンジを利用して本市から神奈川県・山梨県方面や千葉県・茨城県方面へのアクセスが向上しました。</u></p> <p><u>現在は、暫定2車線で供用されている茨城県・千葉県区間において、4車線化に向けた工事が進められています。</u></p>	<p>(3) 大規模プロジェクト</p> <p>① 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の事業概要</p> <p>圏央道は、横浜市、厚木市、八王子市、川崎市、つくば市、成田市、木更津市等の主要都市を環状に結ぶ高規格幹線道路で、都心から半径約40～60kmに位置し、総延長は約300kmに及びます。</p> <p><u>北本市を通過する桶川北本インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまで延長11kmの区間が、平成27年度に開通したことにより、神奈川県・山梨県方面や千葉県・茨城県方面へのアクセスが向上しています。</u></p>	<p>③ 状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒ 圏央道の事業進捗状況に関する記載を更新・追加</p>	
14	<p>② 上尾道路の事業概要</p> <p>上尾道路は、国道17号の慢性的な交通渋滞の緩和や埼玉県中央地域の健全な発展等を目的とし、さいたま市西区から鴻巣市に至る延長約20.1kmの幹線道路です。</p> <p><u>本市の区間は、令和7年度現在、高尾地区及び荒井地区の一部の区間において用地調査が完了しており、用地買収に向けた準備をしているほか、残りの区間においても整備に向けた調査・設計が進められています。</u></p> <p>また、新大宮上尾道路も与野ジャンクションから上尾南までの延長約8.0kmの区間が事業化され、今後、更なる利便性の向上が見込まれています。</p>	<p>② 上尾道路の事業概要</p> <p>上尾道路は、国道17号の慢性的な交通渋滞の緩和や埼玉県中央地域の健全な発展等を目的とする、さいたま市西区から鴻巣市に至る延長約20.1kmの幹線道路です。</p> <p><u>北本市の区間においては、令和元年度現在、設計作業が進められています。</u></p> <p>また、新大宮上尾道路も与野ジャンクションから上尾南区間の一部が事業化され、今後、更なる利便性の向上が見込まれています。</p>	<p>③ 状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒ 北本市区間の事業進捗状況に関する記載を更新</p> <p>※ 表現の精査・見直し</p>	
14	<p>(4) 都市づくりの今後の方向性</p> <p>「コンパクト・プラス・ネットワーク（立地適正化）」の考えに基づく都市づくり</p> <p>平成26年7月に「国土のグランドデザイン2050」が策定されました。この中で、今後2050年を見据えた国土づくりに当たっては、人と国土の新たな関わりや世界の中の日本という視点も踏まえ、進化させた「コンパクト・プラス・ネットワーク」による国土づくりを基本としつつ、「多様性（ダイバーシティ）」、「連携（コネクティビティ）」、「災害への粘り強くしなやかな対応（レジリエンス）」の3つを基本理念として進めることとされています。</p>	<p>(4) 都市づくりの今後の方向性</p> <p>「コンパクト・プラス・ネットワーク（立地適正化）」の考えに基づく都市づくり</p> <p>平成26年7月に、「国土のグランドデザイン2050」が策定されました。この中で、今後2050年を見据えた国土づくりに当たっては、人と国土の新たなかかわりや世界の中の日本という視点も踏まえ、進化させた「コンパクト・プラス・ネットワーク」による国土づくりを基本としつつ、「多様性（ダイバーシティ）」、「連携（コネクティビティ）」、「災害への粘り強くしなやかな対応（レジリエンス）」の3つを基本理念として進めることとされています。</p>	<p>※ 表現の精査・見直し</p>	
14	<p><u>また、平成26年8月には都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。</u></p> <p><u>本市においても、令和8年3月に「北本市立地適正化計画」を策定し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく都市づくりを推進しています。</u></p> <p><u>今後は、「北本市立地適正化計画」に基づく各施策を実行することにより、都市機能の誘導、都市機能施設や公共交通が集積している利便性が高い地域への居住の誘導、都市計画と公共交通の一体化による「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくり等を計画的に進めていきます。</u></p>		<p>③ 状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒ 北本市立地適正化計画に関する記載を追加</p>	

新	旧	改定理由																																																								
本文	本文																																																									
<p>2-3 都市づくりに関する市民の意向 (<u>削除</u>)</p> <p>(1) 市の施策の評価</p> <p>平成30年度に実施した「北本市都市計画マスタープラン改定に係る市民アンケート調査」では、市の施策として、「公園・緑地の整備」、「上・下水道、水路の整備・更新」、「資源循環型の環境にやさしいまちづくり」等の自然環境や環境にやさしいまちづくりに対して満足しているという回答が多くありました。これは、自然に触れ合える公園整備を積極的に実施してきた成果であると考えられます。</p> <p>一方、「商業・サービス業の振興」、「道路・交通体系の整備」、「バランスある土地利用の推進」等の身近な生活に関する都市機能・施設に対して不満が多くありました。商業・サービス業については、市内における空き店舗の増加に加え、周辺他市に大型店舗が立地したことも不満につながっていると考えられます。</p> <p>また、市の施策として、「防犯・交通安全の推進」、「道路・交通体系の整備」、「防災・消防の充実」等の安全・安心に関する施策に対して重要度が高くなっています。</p> <p>近年、大型台風等により、大雨、洪水、暴風等が発生し、人々の生活や生命が脅かされるような自然災害が度々発生しています。また、防犯に関しては、地域の人たちによる自主的なパトロール等防犯活動が行われていることから、安全・安心に対する意識が高くなっていると考えられます。</p> <table border="1"> <tr> <td>満足している施策（満足とやや満足の合計が30%以上）</td> <td>「公園・緑地の整備」43.2% 「上・下水道、水路の整備・更新」36.9% 「資源循環型の環境にやさしいまちづくり」35.1% 「防災・消防の充実」34.4% 「防犯・交通安全の推進」31.3%</td> </tr> <tr> <td>不満な施策（不満とやや不満の合計が30%以上）</td> <td>「商業・サービス業の振興」42.3% 「道路・交通体系の整備」40.4% 「バランスある土地利用の推進」32.8%</td> </tr> <tr> <td>重視している施策（重視とやや重視の合計が70%以上）</td> <td>「防犯・交通安全の推進」78.3% 「道路・交通体系の整備」76.4% 「防災・消防の充実」75.4% 「資源循環型の環境にやさしいまちづくり」72.9%</td> </tr> </table> <p>令和6年度に実施した「第六次北本市総合振興計画策定に係る市民意識調査」での市の施策に対する重要度・満足度を点数化した分析結果によると、重要度については、「道路、上・下水道、河川の整備」等、身近な生活に関する施策が上位となっており、満足度については、「消防・防災の充実」等、安全・安心に関する施策が上位となっています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">重要度</th> <th colspan="2">満足度</th> </tr> <tr> <th>施策</th> <th>得点</th> <th>施策</th> <th>得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位1位</td> <td>道路、上・下水道、河川の整備</td> <td>4.44</td> <td>消防・防災の充実</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>上位2位</td> <td>保健・医療の充実</td> <td>4.42</td> <td>市民との情報共有</td> <td>3.27</td> </tr> <tr> <td>上位3位</td> <td>子育て支援の充実</td> <td>4.40</td> <td>防犯・交通・消費者対策の強化</td> <td>3.23</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>(平均値)</td> <td>4.16</td> <td>(平均値)</td> <td>3.13</td> </tr> <tr> <td>下位3位</td> <td>スポーツ活動の推進</td> <td>3.82</td> <td>就労対策の充実</td> <td>2.99</td> </tr> <tr> <td>下位2位</td> <td>文化財の活用・保護</td> <td>3.76</td> <td>めざせ日本一、子育て応援都市</td> <td>2.98</td> </tr> <tr> <td>下位1位</td> <td>市民参画と協働の充実</td> <td>3.67</td> <td>バランスのある土地利用の推進</td> <td>2.90</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：第六次北本市総合振興計画策定に係る市民意識調査報告書（令和7年1月）</p>	満足している施策（満足とやや満足の合計が30%以上）	「公園・緑地の整備」43.2% 「上・下水道、水路の整備・更新」36.9% 「資源循環型の環境にやさしいまちづくり」35.1% 「防災・消防の充実」34.4% 「防犯・交通安全の推進」31.3%	不満な施策（不満とやや不満の合計が30%以上）	「商業・サービス業の振興」42.3% 「道路・交通体系の整備」40.4% 「バランスある土地利用の推進」32.8%	重視している施策（重視とやや重視の合計が70%以上）	「防犯・交通安全の推進」78.3% 「道路・交通体系の整備」76.4% 「防災・消防の充実」75.4% 「資源循環型の環境にやさしいまちづくり」72.9%		重要度		満足度		施策	得点	施策	得点	上位1位	道路、上・下水道、河川の整備	4.44	消防・防災の充実	3.35	上位2位	保健・医療の充実	4.42	市民との情報共有	3.27	上位3位	子育て支援の充実	4.40	防犯・交通・消費者対策の強化	3.23	平均値	(平均値)	4.16	(平均値)	3.13	下位3位	スポーツ活動の推進	3.82	就労対策の充実	2.99	下位2位	文化財の活用・保護	3.76	めざせ日本一、子育て応援都市	2.98	下位1位	市民参画と協働の充実	3.67	バランスのある土地利用の推進	2.90	<p>2-3 都市づくりに関する市民の意向 (北本市都市計画マスタープラン改定に係る市民アンケート調査より)</p> <p>(1) 市の施策の評価</p> <p>市民アンケートでは、市の施策として、「公園・緑地の整備」、「上・下水道、水路の整備・更新」、「資源循環型の環境にやさしいまちづくり」などの自然環境や環境にやさしいまちづくりに対して満足しているという回答が多くありました。これは、自然に触れ合える公園整備を積極的に実施してきた成果であると考えられます。</p> <p>一方、「商業・サービス業の振興」、「道路・交通体系の整備」、「バランスある土地利用の推進」などの身近な生活に関する都市機能・施設に対して不満が多くありました。商業・サービス業については、市内における空き店舗の増加に加え、周辺他市に大型店舗が立地したことも不満につながっていると考えられます。</p> <p>また、市の施策として、「防犯・交通安全の推進」、「道路・交通体系の整備」、「防災・消防の充実」などの安全・安心に関する施策に対して重要度が高くなっています。</p> <p>近年、大型台風などにより、大雨、洪水、暴風などが発生し、人々の生活や生命が脅かされるような自然災害が度々発生しています。また、防犯に関しては、地域の人たちによる自主的なパトロールなど防犯活動が行われていることから、安全・安心に対する意識が高くなっていると考えられます。</p> <table border="1"> <tr> <td>満足している施策（満足とやや満足の合計が30%以上）</td> <td>「公園・緑地の整備」43.2% 「上・下水道、水路の整備・更新」36.9% 「資源循環型の環境にやさしいまちづくり」35.1% 「防災・消防の充実」34.4% 「防犯・交通安全の推進」31.3%</td> </tr> <tr> <td>不満な施策（不満とやや不満の合計が30%以上）</td> <td>「商業・サービス業の振興」42.3% 「道路・交通体系の整備」40.4% 「バランスある土地利用の推進」32.8%</td> </tr> <tr> <td>重視している施策（重視とやや重視の合計が70%以上）</td> <td>「防犯・交通安全の推進」78.3% 「道路・交通体系の整備」76.4% 「防災・消防の充実」75.4% 「資源循環型の環境にやさしいまちづくり」72.9%</td> </tr> </table>	満足している施策（満足とやや満足の合計が30%以上）	「公園・緑地の整備」43.2% 「上・下水道、水路の整備・更新」36.9% 「資源循環型の環境にやさしいまちづくり」35.1% 「防災・消防の充実」34.4% 「防犯・交通安全の推進」31.3%	不満な施策（不満とやや不満の合計が30%以上）	「商業・サービス業の振興」42.3% 「道路・交通体系の整備」40.4% 「バランスある土地利用の推進」32.8%	重視している施策（重視とやや重視の合計が70%以上）	「防犯・交通安全の推進」78.3% 「道路・交通体系の整備」76.4% 「防災・消防の充実」75.4% 「資源循環型の環境にやさしいまちづくり」72.9%	<p>④統計数値等の時点修正 ⇒市民意向に関する最新データとして、第六次総振策定時アンケート調査結果を追加</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
満足している施策（満足とやや満足の合計が30%以上）	「公園・緑地の整備」43.2% 「上・下水道、水路の整備・更新」36.9% 「資源循環型の環境にやさしいまちづくり」35.1% 「防災・消防の充実」34.4% 「防犯・交通安全の推進」31.3%																																																									
不満な施策（不満とやや不満の合計が30%以上）	「商業・サービス業の振興」42.3% 「道路・交通体系の整備」40.4% 「バランスある土地利用の推進」32.8%																																																									
重視している施策（重視とやや重視の合計が70%以上）	「防犯・交通安全の推進」78.3% 「道路・交通体系の整備」76.4% 「防災・消防の充実」75.4% 「資源循環型の環境にやさしいまちづくり」72.9%																																																									
	重要度		満足度																																																							
	施策	得点	施策	得点																																																						
上位1位	道路、上・下水道、河川の整備	4.44	消防・防災の充実	3.35																																																						
上位2位	保健・医療の充実	4.42	市民との情報共有	3.27																																																						
上位3位	子育て支援の充実	4.40	防犯・交通・消費者対策の強化	3.23																																																						
平均値	(平均値)	4.16	(平均値)	3.13																																																						
下位3位	スポーツ活動の推進	3.82	就労対策の充実	2.99																																																						
下位2位	文化財の活用・保護	3.76	めざせ日本一、子育て応援都市	2.98																																																						
下位1位	市民参画と協働の充実	3.67	バランスのある土地利用の推進	2.90																																																						
満足している施策（満足とやや満足の合計が30%以上）	「公園・緑地の整備」43.2% 「上・下水道、水路の整備・更新」36.9% 「資源循環型の環境にやさしいまちづくり」35.1% 「防災・消防の充実」34.4% 「防犯・交通安全の推進」31.3%																																																									
不満な施策（不満とやや不満の合計が30%以上）	「商業・サービス業の振興」42.3% 「道路・交通体系の整備」40.4% 「バランスある土地利用の推進」32.8%																																																									
重視している施策（重視とやや重視の合計が70%以上）	「防犯・交通安全の推進」78.3% 「道路・交通体系の整備」76.4% 「防災・消防の充実」75.4% 「資源循環型の環境にやさしいまちづくり」72.9%																																																									

15

13

頁	新 本文	旧 本文	改定理由																														
16	<p>(2) 施策ごとの満足度・重要度の比較</p> <p>下図は、<u>市民意識調査（令和6年度調査）</u>における市の施策の満足度と重要度をグラフにしたものです。重要度が高い施策は、<u>防災・防犯や保健・医療、子育てといった日常生活に関係する施策が多く、おおむね満足度も高い傾向</u>となっています。しかし、<u>「豊かな住環境の整備」や「道路、上・下水道、河川の整備」等</u>については、重要度は高いものの満足度は<u>平均値を下回って</u>おり、<u>（削除）</u>改善すべき項目であると言えます。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>また、重要度は平均値を下回るものの、「<u>バランスのある土地利用の推進</u>」や「<u>農業・商業・工業の振興</u>」、「<u>市民参画と協働の充実</u>」等は、<u>持続可能な都市の形成を目指す上で重要な施策</u>であるため、今後ともしっかりと取り組んでいく必要があります。</p>  <table border="1" data-bbox="252 1417 1261 1816"> <tr> <td>● 1-1 子育て支援の充実</td> <td>● 4-1 豊かな住環境の整備</td> </tr> <tr> <td>● 1-2 母子保健と子どもに関する医療の充実</td> <td>● 4-2 バランスのある土地利用の推進</td> </tr> <tr> <td>● 1-3 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み</td> <td>● 4-3 環境に優しいまちづくり</td> </tr> <tr> <td>● 1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進</td> <td>● 4-4 道路、上・下水道、河川の整備</td> </tr> <tr> <td>● 1-5 学校教育の充実</td> <td>● 4-5 防犯・交通・消費者対策の強化</td> </tr> <tr> <td>● 2-1 地域福祉の推進</td> <td>● 4-6 消防・防災の充実</td> </tr> <tr> <td>● 2-2 保健・医療の充実</td> <td>● 5-1 農業・商業・工業の振興</td> </tr> <tr> <td>● 2-3 高齢者福祉の充実</td> <td>● 5-2 文化財の活用・保護</td> </tr> <tr> <td>● 2-4 障がい者福祉の充実</td> <td>● 5-3 就労対策の充実</td> </tr> <tr> <td>● 2-5 社会保障制度の適正な運営</td> <td>● 6-1 市民との情報共有</td> </tr> <tr> <td>● 2-6 生涯学習の推進</td> <td>● 6-2 適正な事務の執行</td> </tr> <tr> <td>● 2-7 スポーツ活動の推進</td> <td>● 6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進</td> </tr> <tr> <td>● 3-1 市民参画と協働の充実</td> <td>● 7-1 若者の移住・定住・交流促進</td> </tr> <tr> <td>● 3-2 暮らしを支える地域活動の支援</td> <td>● 7-2 めざせ日本一、子育て応援都市</td> </tr> <tr> <td>● 3-3 平和と人権の尊重</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">出典：第六次北本市総合振興計画策定に係る市民意識調査報告書（令和7年1月）</p>	● 1-1 子育て支援の充実	● 4-1 豊かな住環境の整備	● 1-2 母子保健と子どもに関する医療の充実	● 4-2 バランスのある土地利用の推進	● 1-3 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み	● 4-3 環境に優しいまちづくり	● 1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進	● 4-4 道路、上・下水道、河川の整備	● 1-5 学校教育の充実	● 4-5 防犯・交通・消費者対策の強化	● 2-1 地域福祉の推進	● 4-6 消防・防災の充実	● 2-2 保健・医療の充実	● 5-1 農業・商業・工業の振興	● 2-3 高齢者福祉の充実	● 5-2 文化財の活用・保護	● 2-4 障がい者福祉の充実	● 5-3 就労対策の充実	● 2-5 社会保障制度の適正な運営	● 6-1 市民との情報共有	● 2-6 生涯学習の推進	● 6-2 適正な事務の執行	● 2-7 スポーツ活動の推進	● 6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進	● 3-1 市民参画と協働の充実	● 7-1 若者の移住・定住・交流促進	● 3-2 暮らしを支える地域活動の支援	● 7-2 めざせ日本一、子育て応援都市	● 3-3 平和と人権の尊重		<p>(2) 施策毎の満足度・重要度の比較</p> <p>下図は、<u>市民アンケート</u>における市の施策の満足度と重要度をグラフにしたものです。重要度が高い施策は、日常生活に関係する施策が多く、おおむね満足度も高い傾向となっています。しかし、「<u>道路・交通体系の整備</u>」については、重要度は高いが、満足度は<u>低</u>くなっており、<u>重点的に改善すべき項目</u>であると言えます。</p> <p>また、満足度が低い施策で目立つのは「<u>商業・サービス業の振興</u>」であり、<u>地域別懇談会などでも、1か所でまとめて買い物できる商業施設がないという意見をいただきました。</u></p> <p>「<u>工業の振興</u>」や「<u>企業の誘致</u>」、「<u>市街地の整備</u>」、「<u>観光の振興</u>」など、市民の日常生活に直接関係しない施策については、重要度はあまり高くない傾向にあります。しかし、<u>これらの施策は、持続可能な都市の形成には、とても重要な施策</u>であるため、今後ともしっかりと取り組んでいく必要があります。</p>  <p>※各施策の重要度及び満足度は、回答結果に重みづけをした加重平均を表したものの。各象限を区分する平均値は、施策の重要度、満足度の平均値。</p>	<p>④統計数値等の時点修正 ⇒第六次総振策定時アンケート調査の内容に更新</p>
● 1-1 子育て支援の充実	● 4-1 豊かな住環境の整備																																
● 1-2 母子保健と子どもに関する医療の充実	● 4-2 バランスのある土地利用の推進																																
● 1-3 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み	● 4-3 環境に優しいまちづくり																																
● 1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進	● 4-4 道路、上・下水道、河川の整備																																
● 1-5 学校教育の充実	● 4-5 防犯・交通・消費者対策の強化																																
● 2-1 地域福祉の推進	● 4-6 消防・防災の充実																																
● 2-2 保健・医療の充実	● 5-1 農業・商業・工業の振興																																
● 2-3 高齢者福祉の充実	● 5-2 文化財の活用・保護																																
● 2-4 障がい者福祉の充実	● 5-3 就労対策の充実																																
● 2-5 社会保障制度の適正な運営	● 6-1 市民との情報共有																																
● 2-6 生涯学習の推進	● 6-2 適正な事務の執行																																
● 2-7 スポーツ活動の推進	● 6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進																																
● 3-1 市民参画と協働の充実	● 7-1 若者の移住・定住・交流促進																																
● 3-2 暮らしを支える地域活動の支援	● 7-2 めざせ日本一、子育て応援都市																																
● 3-3 平和と人権の尊重																																	

新	旧	改定理由
頁	頁	
17	15	
<p>2-4 都市づくりに関する課題</p> <p>(1) 土地利用に関する課題</p> <p>① コンパクトで利便性の高い都市づくり</p> <p><u>本市</u>は、人口減少、少子高齢化の傾向にあり、今後は、人口減少を緩やかにするために、市民の定住促進と新たな転入促進が課題となっています。</p> <p><u>また、全国的にテレワークの普及や身近な生活環境への意識の高まり等を背景に働き方・暮らし方の変化が加速しており、本市においても、こうした環境の変化をまちの活力に変えながら、持続的な発展に向け、都市づくりに取り組む必要があります。</u></p> <p><u>本市</u>は、<u>JR 高崎線</u>を中心として比較的コンパクトな市街地が形成されています。今後、高齢化が進む<u>中</u>で、いつまでも暮らし<u>続けられる</u>市街地を形成するためには、徒歩圏に日常の買い物ができる店舗等を誘導することや、鉄道駅や路線バス等による公共交通の利便性の高い市街地形成が必要です。</p> <p><u>本市</u>に新たな転入を促進するためには、利便性が高く、魅力的な住宅地整備が必要です。しかし、市街地内の一部には、空き家や遊休地等が発生しているほか、市街化区域に囲まれた市街化調整区域もあることから、駅に近い利便性を有効に活用した魅力的な市街地形成が必要です。</p> <p>② 地域特性に応じた利便性の高い土地利用の形成</p> <p>商業系土地利用</p> <p>北本駅周辺は、市民の生活を支える中心的な商業地が形成されています。北本駅周辺では、<u>(削除)</u></p> <p>駅前広場の改修や<u>空き店舗の活用</u>、ホテルの進出といった、活性化の契機となる取組が進められていることから、鉄道駅周辺という利便性を活用し、市民生活を支える商業等の生活機能の強化や中心市街地の活性化が必要です。</p> <p><u>本市</u>の南部の市街化区域には、県道東松山桶川線と中山道が結節する交通利便性の高い地域があり、この利便性を市の活性化に有効に活用するために、商業・業務機能等の更なる機能の形成が必要です。</p> <p><u>本市</u>の北部地域については、<u>農住工商</u>の共存した土地利用を生かすため、北本市農業ふれあいセンターを市民交流の拠点として更に充実させる<u>等</u>、特色のある拠点形成が必要です。</p>	<p>2-4 都市づくりに関する課題</p> <p>(1) 土地利用に関する課題</p> <p>① コンパクトで利便性の高い都市づくり</p> <p><u>北本市</u>は、人口減少、少子高齢化の傾向にあり、今後は、人口減少を緩やかにするために、市民の定住促進と新たな転入促進が課題となっています。</p> <p><u>北本市</u>は、高崎線を中心として比較的コンパクトな市街地が形成されています。今後、高齢化が進む<u>なか</u>で、いつまでも暮らし<u>つづけられる</u>市街地を形成するためには、徒歩圏に日常の買い物ができる店舗等を誘導することや、鉄道駅や路線バス等による公共交通の利便性の高い市街地形成が必要です。</p> <p><u>北本市</u>に新たな転入を促進するためには、利便性が高く、魅力的な住宅地整備が必要です。しかし、市街地内の一部には、空き家や遊休地等が発生しているほか、市街化区域に囲まれた市街化調整区域もあることから、駅に近い利便性を有効に活用した<u>魅力的な</u>市街地形成が必要です。</p> <p>② 地域特性に応じた利便性の高い土地利用の形成</p> <p>商業系土地利用</p> <p>北本駅周辺は、市民の生活を支える中心的な商業地が形成されています。北本駅周辺では、<u>近年、商業施設の撤退や空き店舗等の非効率な土地利用が発生していますが、一方で駅前広場の改修やホテルの進出といった、活性化の契機となる取組も進められていることから、鉄道駅周辺という利便性を活用し、市民生活を支える商業等の生活機能の強化や中心市街地の活性化が必要です。</u></p> <p><u>北本市</u>の南部の市街化区域には、県道東松山桶川線と中山道が結節する交通利便性の高い地域があり、この利便性を市の活性化に有効に活用するために、商業・業務機能等の更なる機能の形成が必要です。</p> <p><u>北本市</u>の北部地域については、<u>農・商・工・住</u>の共存した土地利用を生かすため、北本市農業ふれあいセンターを市民交流の拠点として更に充実させる<u>など</u>、特色のある拠点形成が必要です。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正</p> <p>⇒コロナ禍を経て加速した働き方・暮らし方の変化に関する記載を追加</p> <p>※表現の精査・見直し</p> <p>※表現の精査・見直し</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正</p> <p>⇒現状を反映する観点から、現行計画の記載（商業施設の撤退や空き店舗等の非効率な土地利用が発生）を削除し、空き店舗等活用推進補助金の活用を念頭に置いた表現に変更</p> <p>※表現の精査・見直し</p>

新	旧	改定理由
頁	頁	
18	16	
<p>産業系土地利用等</p> <p>まちの活力を高めるためには、新たな企業誘致のための産業用地の創出や市への交流人口拡大のための機能の形成が必要です。<u>本市</u>は、市域が比較的狭く、市域の多くが鉄道駅から3km圏内に含まれるコンパクトな地域特性を有しています。今後、圏央道や上尾道路を活用した新たな産業用地創出や交流人口拡大のための機能の形成を進めるにあたっては、市街化区域に限定するのではなく、市街化調整区域を含め、利便性の高い適切な場所への新たな土地利用を検討していくことが必要です。</p> <p>市街化調整区域への機能の形成にあたっては、良好な自然環境の保全を念頭に置きながら、公共交通等による利便性を確保しつつ、新たな産業用地等のための土地利用を進めていく必要があります。特に、<u>事業化された上尾道路については、その沿道等において、沿道サービス機能や交流人口拡大のための機能を形成する新たな土地利用を進めていく必要があります。</u></p>	<p>産業系土地利用等</p> <p>まちの活力を高めるためには、新たな企業誘致のための産業地の創出や市への交流人口拡大のための機能の形成が必要です。<u>北本市</u>は、市域が比較的狭く、市域の多くが鉄道駅から3km圏内に含まれるコンパクトな地域特性を有しています。今後、圏央道や上尾道路を活用した新たな産業地や交流人口拡大のための機能の形成を進めるにあたっては、市街化区域に限定するのではなく、市街化調整区域を含め、利便性の高い適切な場所への新たな土地利用を検討していくことが必要です。</p> <p>市街化調整区域への機能の形成にあたっては、良好な自然環境の保全を念頭に置きながら、公共交通等による利便性を確保しつつ、新たな産業地等のための土地利用を進めていく必要があります。特に、<u>近年、上尾道路が事業化されたことから、上尾道路沿道等において、沿道サービス機能や交流人口拡大のための機能を形成する新たな土地利用を進めていく必要があります。</u></p>	※表現の精査・見直し
<p>住居系土地利用</p> <p><u>本市</u>は、良好な住宅市街地を供給するために<u>久保地区において</u>土地区画整理事業を進めていますが、早期事業完了を目指すためにその整備促進が必要となっています。</p> <p>また、市内には、集合住宅による大規模な住宅団地が立地していますが、供給開始から<u>50</u>年以上経過していることから、施設の維持更新が課題となっています。</p>	<p>住居系土地利用</p> <p><u>北本市</u>は、良好な住宅市街地を供給するために、土地区画整理事業を進めていますが、早期事業完了を目指すために、その整備促進が必要となっています。</p> <p>また、市内には、集合住宅による大規模な住宅団地が立地していますが、供給開始から<u>40</u>年以上経過していることから、施設の維持更新が課題となっています。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒北本団地の建設（1971）からの経過年数を更新</p>
<p>(2) 安全・安心まちづくりに関する課題</p> <p>① 防災まちづくりに関する課題</p> <p>近年、大規模地震や台風、局地的大雨等が多発しており、<u>本市</u>においても、赤堀川周辺等土地の低い場所では浸水等の被害が発生しています。<u>市民意識調査（令和6年度）</u>によれば、市民の多くが「<u>消防・防災の充実</u>」を重視する施策として<u>挙げて</u>います。今後のまちづくりにおいては、災害時の被害を最小限に抑えて、市民の生命・財産を守るために、防災拠点や避難路の確保等の防災体制の強化や建築物の耐震化・不燃化の推進といった、災害に強いまちづくりが求められています。</p>	<p>(2) 安全・安心まちづくりに関する課題</p> <p>① 防災まちづくりに関する課題</p> <p>近年、大規模地震や台風、局地的大雨等が多発しており、<u>北本市</u>においても、赤堀川周辺など土地の低い場所では浸水等の被害が発生しています。<u>市民アンケート調査</u>によれば、市民の多くが「<u>防災・消防の充実</u>」を重視する施策として<u>あげて</u>います。今後のまちづくりにおいては、災害時の被害を最小限に抑えて、市民の生命・財産を守るために、防災拠点や避難路の確保等の防災体制の強化や建築物の耐震化・不燃化の推進といった、災害に強いまちづくりが求められています。</p>	<p>④統計数値等の時点修正 ⇒市民意向の引用元を令和6年度市民意識調査に更新</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
<p>② 防犯まちづくりに関する課題</p> <p>市内における犯罪発生件数は<u>平成30年をピークに減少傾向で推移していましたが、近年は増加に転じて</u>います。<u>市民意識調査（令和6年度）</u>によれば、市民の多くが「<u>防犯・交通・消費者対策の強化</u>」を重視する施策として<u>挙げて</u>います。今後も、街路灯の設置や見通しの確保といった、犯罪の起こりにくい市街地環境整備が必要です。</p>	<p>② 防犯まちづくりに関する課題</p> <p>市内における犯罪発生件数は減少傾向で推移していますが、<u>一定量の犯罪は発生しています。</u><u>市民アンケート調査</u>によれば、市民の多くが「<u>防犯・交通安全の推進</u>」を重視する施策として<u>あげて</u>います。今後も、街路灯の設置や見通しの確保といった、犯罪の起こりにくい市街地環境整備が必要です。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒近年の犯罪発生件数の傾向を踏まえて表現を変更</p> <p>④統計数値等の時点修正 ⇒市民意向の引用元を令和6年度市民意識調査に更新</p> <p>※表現の精査・見直し</p>

新	旧	改定理由
頁	頁	
19	17	
<p>③ ユニバーサルデザインの都市づくりに関する課題</p> <p>高齢化の進展、ノーマライゼーション理念の浸透等を背景に、高齢者、障がい者等を含め、誰もが住み慣れた地域社会で安心して暮らしていけるとともに、自由な移動や施設利用が保障された環境を整備するユニバーサルデザインの都市づくりが求められています。</p>	<p>③ ユニバーサルデザインの都市づくりに関する課題</p> <p>高齢化の進展、ノーマライゼーション理念の浸透等を背景に、高齢者、障がい者等を含め、誰もが住み慣れた地域社会で安心して暮らしていけるとともに、自由な移動や施設利用が保障された環境を整備する、<u>ユニバーサルデザインの都市づくり</u>が求められています。</p>	※表現の精査・見直し
<p>(3) 交通体系の整備に関する課題</p> <p>① 道路整備に関する課題</p> <p><u>本市</u>は、国道17号と中山道を軸とした道路交通体系となっています。<u>(削除)</u> 圏央道が開通し、上尾道路が事業化されましたが、未整備の幹線道路も残されています。<u>市民意識調査(令和6年度)</u>によれば、市民の多くが「<u>道路、上・下水道、河川の整備</u>」を重視する施策として<u>挙げて</u>おり、圏央道や上尾道路を加えた体系的な幹線道路ネットワークの形成のための都市計画道路等の整備が必要です。</p> <p>生活道路については、より利便性の高い市街地とするための整備、改良が必要となっています。また、近年、高齢者や障がい者、子育て世代を含む<u>全て</u>の市民が利用しやすい道路づくりが求められており、誰もが安全で快適に利用できる道路空間の改善が求められています。</p>	<p>(3) 交通体系の整備に関する課題</p> <p>① 道路整備に関する課題</p> <p><u>北本市</u>は、国道17号と中山道を軸とした道路交通体系となっています。<u>近年</u>、圏央道が開通し、上尾道路が事業化されましたが、未整備の幹線道路も残されています。<u>市民アンケート調査</u>によれば、市民の多くが「<u>道路・交通体系の整備</u>」を重視する施策として<u>あげて</u>おり、圏央道や上尾道路を加えた、<u>体系的な幹線道路ネットワーク</u>の形成のための都市計画道路等の整備が必要です。</p> <p>生活道路については、より利便性の高い市街地とするための整備、改良が必要となっています。また、近年、高齢者や障がい者、子育て世代を含む<u>すべて</u>の市民が利用しやすい道路づくりが求められており、誰もが安全で快適に利用できる道路空間の改善が求められています。</p>	<p>④統計数値等の時点修正 ⇒市民意向の引用元を令和6年度市民意識調査に更新</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
<p>② 公共交通網の整備に関する課題</p> <p><u>本市</u>の公共交通は、JR高崎線北本駅を起終点とした路線バスが、市内各地域を連絡するネットワークとなっており、路線バスを補完する公共交通として、<u>(削除)</u> デマンドバスが運行されています。今後は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく都市づくりや高齢者等が安心して住み続けられるまちづくりを実現するために、利便性の高い公共交通ネットワークの形成が求められています。</p>	<p>② 公共交通網の整備に関する課題</p> <p><u>北本市</u>の公共交通は、JR高崎線北本駅を起終点とした路線バスが、市内各地域を連絡するネットワークとなっており、路線バスを補完する公共交通として、<u>平成23年度より</u>デマンドバスが運行されています。今後は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく都市づくりや高齢者等が安心して住み続けられるまちづくりを実現するために、利便性の高い公共交通ネットワークの形成が求められています。</p>	※表現の精査・見直し
<p>(4) 公園・緑地等の整備に関する課題</p> <p><u>本市</u>は、市西部の荒川沿いや東部の赤堀川沿いにまとまった緑地が残るほか、総合公園等の主要な公園が整備されています。<u>本市</u>は、「<u>第六次北本市総合振興計画</u>」(<u>削除</u>)において、「緑にかこまれた健康な文化都市」を将来都市像として定めており、これらの公園・緑地の保全・活用が求められています。</p> <p>一方、北本中央緑地等の市街地内の緑地は、北本らしさを特徴づける重要な資源であり、他市住民にも広く認知されていることから、定住・移住の促進のための有効な資源として、その保全・活用が課題となっています。</p>	<p>(4) 公園・緑地等の整備に関する課題</p> <p><u>北本市</u>は、市西部の荒川沿いや東部の赤堀川沿いにまとまった緑地が残るほか、総合公園等の主要な公園が整備されています。<u>北本市</u>は、「<u>第五次北本市総合振興計画(平成29年3月策定)</u>」において、「緑にかこまれた健康な文化都市」を将来都市像として定めており、これらの公園・緑地の保全・活用が求められています。</p> <p>一方、北本中央緑地等の市街地内の緑地は、北本らしさを特徴づける重要な資源であり、他市住民にも広く認知されていることから、定住・移住の促進のための有効な資源として、その保全・活用が課題となっています。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒第六次総合振興計画の策定を反映</p> <p>※表現の精査・見直し</p>

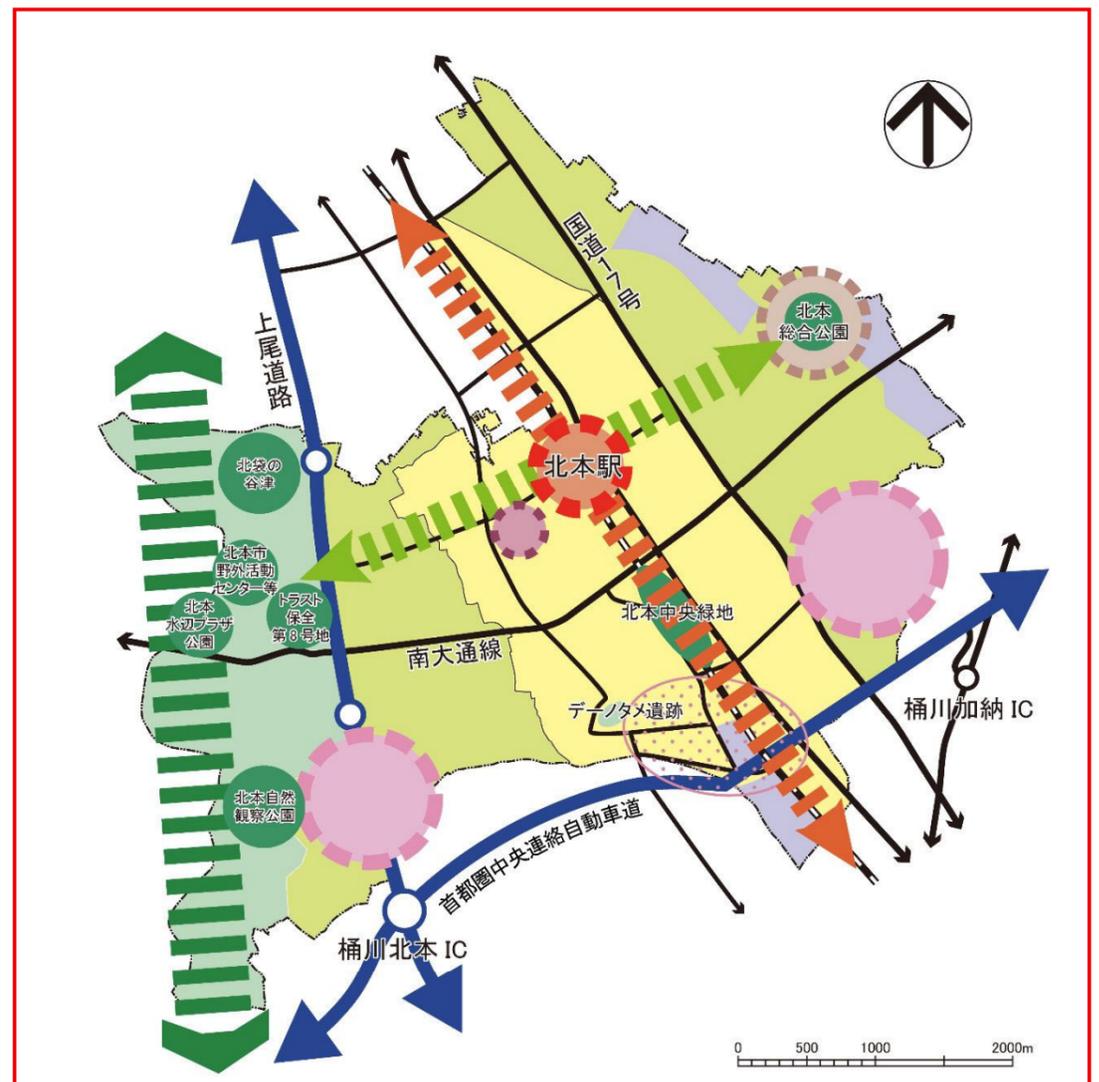
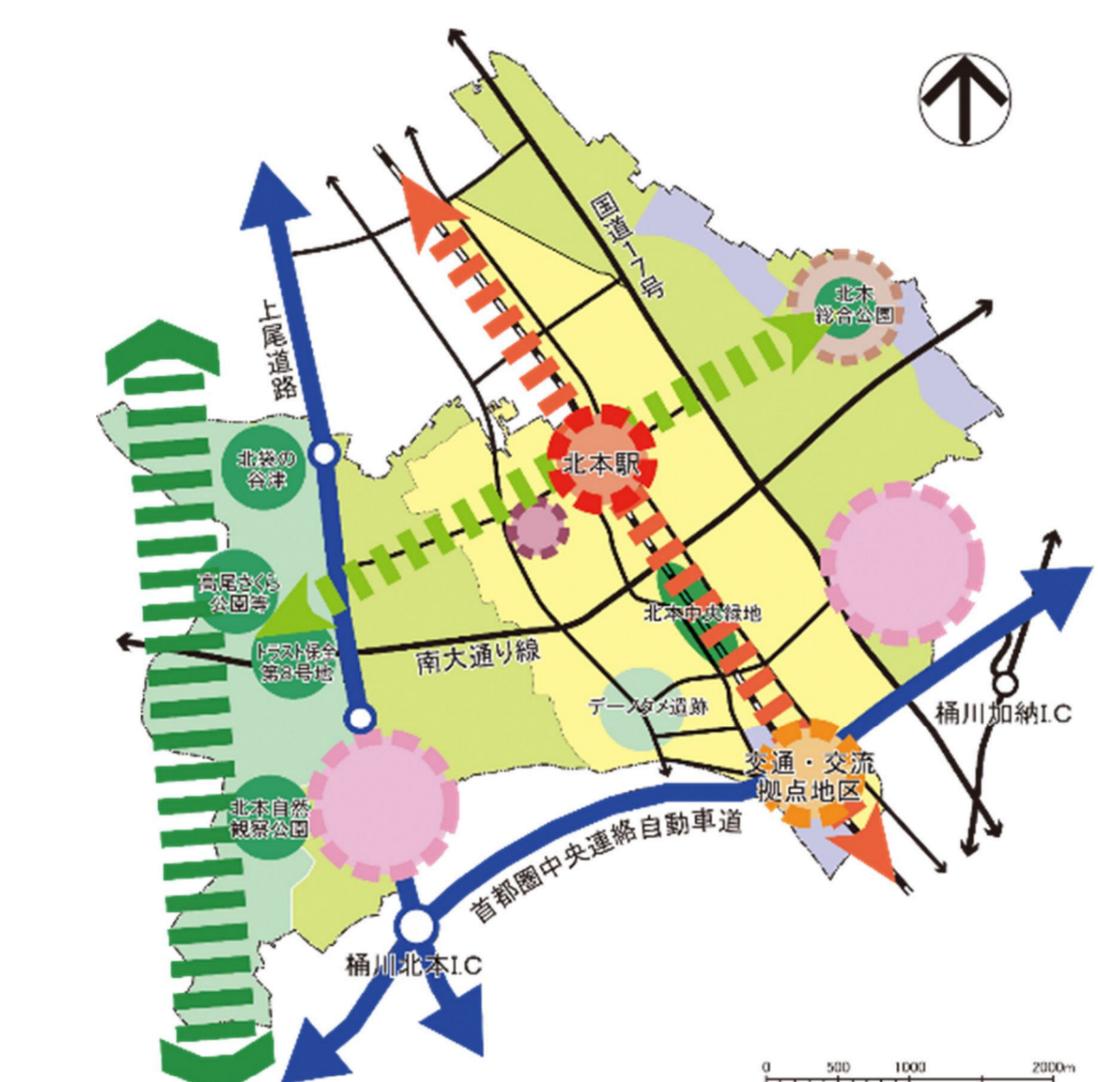
新		旧		改定理由
頁	本文	頁	本文	
20	<p>(5) 都市景観形成に関する課題</p> <p><u>本市</u>は、豊かな自然環境に恵まれており、北本中央緑地に代表される緑地景観が、<u>本市</u>を特徴づける要素となっています。</p> <p>市民アンケート調査（平成 30 年度）によれば、特に重要と考える景観形成の取組は、「北本駅前等での魅力あるまちなみデザインの形成」、「中山道沿道の歴史と文化を生かした景観づくり」が上位となっています。今後の人口減少を緩やかにするためには、<u>本市</u>の魅力となるこれらの自然的景観や環境を保全・活用していくことが求められています。</p>	18	<p>(5) 都市景観形成に関する課題</p> <p><u>北本市</u>は、豊かな自然環境に恵まれており、北本中央緑地に代表される緑地景観が、<u>北本市</u>を特徴づける要素となっています。</p> <p>市民アンケート調査によれば、特に重要と考える景観形成の取組は、「北本駅前等での魅力あるまちなみデザインの形成」、「中山道沿道の歴史と文化を生かした景観づくり」が上位となっています。今後の人口減少を緩やかにするためには、<u>北本市</u>の魅力となるこれらの自然的景観や環境を保全・活用していくことが求められています。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒アンケートについて、R6 年度調査結果も併用するため、各調査の実施年度が分かる記載に変更</p>
	<p>(6) 環境共生の都市づくりに関する課題</p> <p><u>本市</u>では、かつては武蔵野の雑木林や荒川の清流等豊かな自然に恵まれていましたが、都市化の進展等により、農地、雑木林、谷津等多くの自然環境が失われつつあり、都市・生活型公害や廃棄物等による環境問題をはじめ、地球温暖化に伴う自然環境や生活環境への影響等も身近な問題となってきています。</p> <p>市民アンケート調査（平成 30 年度）によれば、特に重要と考える環境共生の都市づくりの取組は、「ごみの減量やリサイクルの推進」、「自然環境や野生生物の保護等の取組の推進」、「省資源、省エネルギーによる環境負荷の低減」が上位となっており、これらの分野における取組が課題となっています。</p>		<p>(6) 環境共生の都市づくりに関する課題</p> <p><u>北本市</u>では、かつては武蔵野の雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていましたが、都市化の進展等により、農地、雑木林、谷津等多くの自然環境が失われつつあり、都市・生活型公害や廃棄物などによる環境問題をはじめ、地球温暖化に伴う自然環境や生活環境への影響なども身近な問題となってきています。</p> <p>市民アンケート調査によれば、特に重要と考える環境共生の都市づくりの取組は、「ごみの減量やリサイクルの推進」、「自然環境や野生生物の保護等の取組の推進」、「省資源、省エネルギーによる環境負荷の低減」が上位となっており、これらの分野における取組が課題となっています。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒アンケートについて、R6 年度調査結果も併用するため、各調査の実施年度が分かる記載に変更</p>
	<p>(7) 住宅整備に関する課題</p> <p><u>本市</u>は、都心への交通の利便性や、恵まれた自然環境から、首都圏の住宅都市として発展してきた経緯を持ち、現在も住宅都市としての性格を有しています。市街地は、低層戸建住宅地主体の土地利用となっていますが、高層の建築物も増加しており、適正な住宅整備の誘導も必要となっています。</p> <p>市民アンケート調査（平成 30 年度）によれば、特に重要と考える住宅整備の取組は、「生活道路や公園の整った利便性の高い住宅環境の形成」、「空き家や未利用宅地等の有効活用」、「子育て世帯や多世代同居等に対応した住まいづくり」が上位となっています。</p> <p>このため、身近な住環境の充実や、既存ストックを有効活用した持続可能な住まいづくり、また、子育て世帯や多世代同居ニーズに対応するため、不足している産科医療施設の支援や、二世帯住宅等の建築が可能となる柔軟な住宅供給等について検討していく必要があります。</p>		<p>(7) 住宅整備に関する課題</p> <p><u>北本市</u>は、都心への交通の利便性や、恵まれた自然環境から、首都圏の住宅都市として発展してきた経緯を持ち、現在も住宅都市としての性格を有しています。市街地は、低層戸建住宅地主体の土地利用となっていますが、高層の建築物も増加しており、適正な住宅整備の誘導も必要となっています。</p> <p>市民アンケート調査によれば、特に重要と考える住宅整備の取組は、「生活道路や公園の整った利便性の高い住宅環境の形成」、「空き家や未利用宅地等の有効活用」、「子育て世帯や多世代同居等に対応した住まいづくり」が上位となっています。</p> <p>このため、身近な住環境の充実や、既存ストックを有効活用した持続可能な住まいづくり、また、子育て世帯や多世代同居ニーズに対応するため、不足している産科医療施設の誘導や、二世帯住宅等の建築が可能となる柔軟な住宅供給等について検討していく必要があります。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒アンケートについて、R6 年度調査結果も併用するため、各調査の実施年度が分かる記載に変更</p> <p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画における表現に合わせて変更</p>
21	<p>(8) インターチェンジ周辺地域の整備に関する課題</p> <p><u>本市</u>は、圏央道が平成 27 年度に開通したことで、広域交通の利便性が向上しています。このことにより、大規模な工場や流通施設、商業施設等の多様な産業系施設の立地が<u>見られ（削除）</u>、圏央道インターチェンジ周辺には開発余力が残されており、市への新たな活力となる施設整備や企業誘致が期待されています。</p>	19	<p>(8) インターチェンジ周辺地区の整備に関する課題</p> <p><u>北本市</u>は、圏央道が平成 27 年度に開通したことで、広域交通の利便性が向上しています。このことにより、大規模な工場や流通施設、商業施設等の多様な産業系施設の立地が<u>みられますが</u>、圏央道インターチェンジ周辺には、<u>開発余力が残されており</u>、市への新たな活力となる施設整備や企業誘致が期待されています。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p>
	<p>市民アンケート調査（平成 30 年度）によれば、特に重要と考えるインターチェンジ周辺地域の整備の取組は、「商業施設等の沿道サービス施設の誘導」、「公共・公益施設の整備や機能強化」、「工場や流通業務施設等の産業施設の誘導」が上位となっており、豊かな田園環境を維持しつつも、地域の活性化につながる施設の誘導等の検討が必要となっています。</p>		<p>市民アンケート調査によれば、特に重要と考えるインターチェンジ周辺地区の整備の取組は、「商業施設等の沿道サービス施設の誘導」、「公共・公益施設の整備や機能強化」、「工場や流通業務施設等の産業施設の誘導」が上位となっており、豊かな田園環境を維持しつつも、地域の活性化につながる施設の誘導などの検討が必要となっています。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒アンケートについて、R6 年度調査結果も併用するため、各調査の実施年度が分かる記載に変更</p> <p>※表現の精査・見直し</p>

頁	新 本文	旧 本文	改定理由
24	<p>第3章 都市づくりの目標と将来像</p> <p>3-1 都市づくりの目標</p> <p><u>「第六次北本市総合振興計画」(削除)</u>の将来都市像は、<u>第一次北本市総合振興計画以来掲げてきた将来都市像を継承し、</u></p> <p><u>「緑にかこまれた健康な文化都市 (削除)」</u>としています。</p> <p>都市計画マスタープランにおいても、<u>「第六次北本市総合振興計画」(削除)</u>と同様に、「緑にかこまれた健康な文化都市」を市全体としての目標として継承し、都市づくりに関しての独自の視点を加え、以下を都市づくりの目標とします。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #d9ead3;"> <p>緑にかこまれた健康な文化都市</p> <p>～快適なくらしと活力あるまち 北本～</p> </div>  <p style="text-align: center; color: red; font-size: small;">写真：国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所より提供</p>	<p>第3章 都市づくりの目標と将来像</p> <p>3-1 都市づくりの目標</p> <p>第五次北本市総合振興計画(平成29年3月策定)の将来都市像は、第四次総合振興計画の将来像「<u>緑にかこまれた健康な文化都市</u>」を継承しつつ、<u>新たな視点を加えた目標像</u></p> <p><u>「緑にかこまれた健康な文化都市 ～市民一人ひとりが輝くまち 北本～」</u>を掲げています。</p> <p>都市計画マスタープランにおいても、第五次北本市総合振興計画(平成29年3月策定)と同様に、「<u>緑にかこまれた健康な文化都市</u>」を市全体としての目標として継承し、都市づくりに関しての独自の視点を加え、以下を都市づくりの目標とします。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #d9ead3;"> <p>緑にかこまれた健康な文化都市</p> <p>～快適なくらしと活力あるまち 北本～</p> </div> 	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画における将来都市像を反映</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p> <p>※表現の精査・見直し</p>

新	旧	改定理由
頁	頁	
25	21	
<p>3-2 北本市の将来都市像</p> <p>都市づくりの目標を実現していく<u>上</u>での指針となる、都市全体における土地利用や市街地イメージ、機能配置のあり方、交通ネットワーク、緑のネットワークのあり方を中心に、市の将来都市像を設定します。</p> <p>基本的に、<u>コンパクト・プラス・ネットワーク</u>の考え方に立ち、質の高い都市づくりを基本方針とします。</p> <p>① <u>コンパクト・プラス・ネットワーク</u>の考え方に基づく利便性の高いまちづくり</p> <p>ふるさとの田園環境や自然環境との共存を前提に、適正な将来人口規模を踏まえた立地適正化の考え方にに基づき、効率的な都市づくりを進めます。</p> <p>② 誰もがいつまでも快適に暮らしやすい住宅地の創造</p> <p>大宮台地の良好な地盤を生かし、低層戸建住宅地を中心とした、ゆとりと<u>潤い</u>のある緑豊かな住宅地の実現を目指します。</p> <p>③ 地域の資源と個性を生かした魅力があり選択されるまちづくり</p> <p>地域の資源を活用した「北本らしい」都市づくりを進め、<u>定住人口の維持及び交流人口・関係人口の増加を図り</u>、選択されるまちづくりを進めます。</p> <p>④ 広域高速交通体系を生かした<u>(削除)</u>都市づくり</p> <p>圏央道や上尾道路の広域高速交通体系のインパクトを的確に<u>受け止め</u>、<u>複合的な</u>都市づくりを推進します。</p> <p>⑤ 円滑・安全・快適な道路ネットワークの創造</p> <p>道路の段階構成や機能に対応した道路体系の構築を図るとともに、公共交通の整備、安全で快適な歩行環境の創造を推進します。</p> <p>⑥ みんなの手による緑のネットワーク軸の創造</p> <p>宅地内、公共施設、自然環境等多様な<u>緑</u>を、市民共有の財産・まちづくりの資源として、それぞれのレベルでの整備、保全を推進するとともに、散策路等によるネットワーク形成に努めます。</p>	<p>3-2 北本市の将来都市像</p> <p>都市づくりの目標を実現していく<u>うえ</u>での指針となる、都市全体における土地利用や市街地イメージ、機能配置のあり方、交通ネットワーク、緑のネットワークのあり方を中心に、市の将来都市像を設定します。</p> <p>基本的に、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に立ち、質の高い都市づくりを基本方針とします。</p> <p>①コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づく利便性の高いまちづくり</p> <p>ふるさとの田園環境や自然環境との共存を前提に、適正な将来人口規模を踏まえた立地適正化の考え方にに基づき、効率的な都市づくりを進めます。</p> <p>② 誰もがいつまでも快適に暮らしやすい住宅地の創造</p> <p>大宮台地の良好な地盤を生かし、低層戸建住宅地を中心とした、ゆとりと<u>うるおい</u>のある緑豊かな住宅地の実現を目指します。</p> <p>③ 地域の資源と個性を生かした魅力があり選択されるまちづくり</p> <p>地域の資源を活用した「北本らしい」都市づくりを進め、<u>移住・定住を促進し</u>、選択されるまちづくりを進めます。</p> <p>④ 広域高速交通体系を生かした<u>交流拠点</u>・都市づくり</p> <p>圏央道や上尾道路の広域高速交通体系のインパクトを的確に<u>受けとめ</u>、<u>交流拠点</u>・都市づくりを推進します。</p> <p>⑤ 円滑・安全・快適な道路ネットワークの創造</p> <p>道路の段階構成や機能に対応した道路体系の構築を図るとともに、公共交通の整備、安全で快適な歩行環境の創造を推進します。</p> <p>⑥ みんなの手による緑のネットワーク軸の創造</p> <p>宅地内、公共施設、自然環境等多様な<u>みどり</u>を、市民共有の財産・まちづくりの資源として、それぞれのレベルでの整備、保全を推進するとともに、散策路等によるネットワーク形成に努めます。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p> <p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画での考え方を踏まえて変更</p> <p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画における交通・交流拠点地区の位置付け見直しに伴い、同地区に関する記載を変更</p> <p>※表現の精査・見直し</p> <p>-</p> <p>※表現の精査・見直し</p>

新	旧	改定理由
頁	頁	
26	22	
<p>3-3 北本市の将来都市構造</p> <p><u>本市</u>の将来都市構造を、拠点、軸、<u>エリア</u>から捉え、それぞれの構成要素について、その特徴、役割について整理し、そのイメージを表現します。</p> <p>(1) 拠点</p> <p>① 北本駅周辺商業拠点 商業業務施設の集積と既存商業施設の活性化を図り、<u>本市</u>の商業中心核の創出を図ります。特に、<u>商業等の居住者の利便の向上のための都市機能を誘導することで商業機能集積の強化を図る</u>とともに、快適で魅力ある商業地として、また市民の憩いの場として、環境整備、活性化を進めます。</p> <p>② 複合拠点 ●インターチェンジ周辺地区 圏央道桶川北本インターチェンジ及び桶川加納インターチェンジ周辺地区については、今後、豊かな田園環境と調和した<u>医療・研究・福祉・文化・工業・流通・業務系</u>の企業誘致と住宅環境の整備を併せて推進します。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>③ 緑の拠点 北本中央緑地、北本総合公園、北本自然観察公園、北袋の谷津、<u>緑のトラスト保全第8号地（高尾宮岡ふるさとの緑の景観地）、北本市野外活動センター等（北本市野外活動センターと高尾さくら公園、高尾阿弥陀堂保護地区を一体としたエリア）、北本水辺プラザ公園、荒川沿いの緑地等は、本市</u>における緑の拠点として位置づけます。</p> <p><u>また、北本市野外活動センターを中心にその周辺拠点を一体的に利用できるよう、アクセス道路の改善やふれあい機能の充実を図っていきます。</u></p> <p>④ 健康・スポーツ拠点 北本市体育センター、北本総合公園、北本市野外活動センターを中心に、市民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点として利用を促進します。</p> <p>⑤ 行政・文化拠点 北本市役所や北本市文化センター（中央公民館、中央図書館）といった行政・文化施設一帯については、市民の文化活動を支え、育んでいく役割を担った拠点として位置づけ、市民の交流の核として機能を充実します。</p>	<p>3-3 北本市の将来都市構造</p> <p><u>北本市</u>の将来都市構造を、拠点、軸、<u>ゾーン</u>から捉え、それぞれの構成要素について、その特徴、役割について整理し、そのイメージを表現します。</p> <p>(1) 拠点</p> <p>① 北本駅周辺商業拠点 商業業務施設の集積と既存商業施設の活性化を図り、<u>北本市</u>の商業中心核の創出を図ります。特に、<u>商業機能集積の強化</u>とともに、快適で魅力ある商業地として、また市民の憩いの場として、環境整備、活性化を進めます。</p> <p>② 複合拠点 ●インターチェンジ周辺地区 圏央道桶川北本インターチェンジ及び桶川加納インターチェンジ周辺地区については、今後、豊かな田園環境と調和した研究・福祉・文化・工業・流通・業務系の企業誘致と住宅環境の整備を併せて推進します。</p> <p>●交通・交流拠点地区 <u>交通・交流拠点（駅等の可能性）</u>について検討するとともに、「<u>商業・文化・医療・福祉の複合のまちづくり</u>」を整備方針とし、各種機能の複合により活気あふれるまちづくりを行うことを目指しています。</p> <p>③ 緑の拠点 北本中央緑地、北本総合公園、北本自然観察公園、北袋の谷津、<u>高尾さくら公園等（北本市野外活動センターと高尾さくら公園、高尾阿弥陀堂保護地区、緑のトラスト保全第8号地（高尾宮岡の景観地）を一体としたエリア）、北本水辺プラザ公園、荒川沿いの緑地等は、北本市</u>における緑の拠点として位置づけます。</p> <p>④ 健康・スポーツ拠点 北本市体育センター、北本総合公園、北本市野外活動センターを中心に、市民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点として利用を促進します。</p> <p>⑤ 行政・文化拠点 北本市役所や北本市文化センター（中央公民館、中央図書館）といった行政・文化施設一帯については、市民の文化活動を支え、育んでいく役割を担った拠点として位置づけ、市民の交流の核として機能を充実します。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p> <p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画における考え方を踏まえて「医療」を追加</p> <p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画における交通・交流拠点地区の位置付け見直しに伴い、同地区に関する記載を削除</p> <p>※表現の精査・見直し</p> <p>②市の関連施策との整合性確保 ⇒北本市野外活動センター周辺に関する方針を追加</p>

新	旧	改定理由
頁	頁	
本文	本文	
28	24	
<p>(3) エリア</p> <p>① 住宅地エリア</p> <p>本市の特徴である低層戸建住宅地中心の土地利用を保全し、ゆとりと潤いのある住宅地を目指していくエリアです。<u>人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティが確保されるよう、居住の誘導を行っていきます。</u></p> <p>●市街地形成推進ゾーン</p> <p><u>住宅地エリアのうち、久保特定土地区画整理事業区域や北本南団地を含む市南部の地域は、健全かつ良好な環境を有する市街地の形成を推進するゾーンとします。</u></p> <p><u>土地区画整理事業をはじめとした基盤整備を進めるとともに、隣接する公園・緑地空間と一体となった特色ある居住環境空間の形成を目指します。</u></p> <p>② 土地利用調整エリア</p> <p>(削 除)</p> <p>市街化区域に隣接する住宅と農地が混在する市街化調整区域で、宅地のスプロール化が懸念されるエリアです。</p> <p>農地については、都市型農業の振興、農業基盤の整備を促進し、優良農地を保全するとともに、自然とのふれあいの場の整備を図ります。</p> <p>また、スプロール化の著しい地域等においては、人口減少対策にも対応できるようなまちづくりを検討します。</p> <p>③ 環境保全・交流エリア</p> <p>上尾道路と荒川に挟まれた地域は、都市的土地利用の混在を防ぎ、田園風景や自然環境を保全するエリアとします。</p> <p>また、土地利用調整エリアと同様に、農地については、都市型農業の振興や農業基盤の整備を促進し、優良農地を保全するとともに、自然とのふれあいの場の整備を図ります。</p> <p>貴重な歴史的資産である国指定史跡「デーノタメ遺跡」については、その魅力を最大限に活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。</p> <p>④ 工業地エリア</p> <p>新たな企業誘致を図るとともに、緑化等による地域環境の向上、周辺の住宅地との調和を図り、共存していくエリアとします。</p>	<p>(3) ゾーン</p> <p>① 住宅地ゾーン</p> <p><u>北本市の特徴である低層戸建住宅地中心としての土地利用を保全し、ゆとりと潤いのある住宅地を目指していくゾーン</u>です。</p> <p>② 農地ゾーン</p> <p>●土地利用調整エリア</p> <p>市街化区域に隣接する住宅と農地が混在する市街化調整区域で、宅地のスプロール化が懸念されるゾーンです。</p> <p>農地については、都市型農業の振興、農業基盤の整備を促進し、優良農地を保全するとともに、自然とのふれあいの場の整備を図ります。</p> <p>また、スプロール化の著しい地域等においては、人口減少対策にも対応できるようなまちづくりを検討します。</p> <p>●環境保全・交流エリア</p> <p>上尾道路と荒川に挟まれた地域は、都市的土地利用の混在を防ぎ、田園風景や自然環境を保全するゾーンとします。</p> <p>また、土地利用調整エリアと同様に、農地については、都市型農業の振興や農業基盤の整備を促進し、優良農地を保全するとともに、自然とのふれあいの場の整備を図ります。</p> <p>貴重な歴史的資産であるデーノタメ遺跡については、その魅力を最大限に活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。</p> <p>③ 工業地ゾーン</p> <p>新たな企業誘致を図るとともに、緑化等による地域環境の向上、周辺の住宅地との調和を図り、共存していくゾーンとします。</p>	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画の土地利用構想を反映し、区分をゾーンからエリアに変更</p> <p>※表現の精査・見直し</p> <p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画の土地利用構想を反映し、市街地形成推進ゾーンについての記載を追加</p> <p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画の土地利用構想を反映し、区分をゾーンからエリアに変更</p> <p>※表現の精査・見直し</p> <p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画の土地利用構想を反映し、区分をゾーンからエリアに変更</p>

頁	新 本文	頁	旧 本文	改定理由																																																																							
29	<p>北本市将来都市構造図</p>  <table border="1" data-bbox="296 1438 1187 1701"> <tr> <td>—</td><td>鉄道</td> <td>■</td><td>環境保全・交流エリア</td> <td>●</td><td>緑の拠点</td> </tr> <tr> <td>—</td><td>広域幹線道路</td> <td>■</td><td>市街地形成推進ゾーン</td> <td>■</td><td>都市軸 (南北軸)</td> </tr> <tr> <td>—</td><td>主要幹線道路</td> <td>■</td><td>北本駅周辺商業拠点</td> <td>■</td><td>都市軸 (東西軸)</td> </tr> <tr> <td>■</td><td>住宅地エリア</td> <td>■</td><td>行政・文化拠点</td> <td>■</td><td>自然軸 (荒川流域軸)</td> </tr> <tr> <td>■</td><td>工業地エリア</td> <td>■</td><td>健康・スポーツ拠点</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>■</td><td>土地利用調整エリア</td> <td>■</td><td>複合拠点 (インターチェンジ周辺地区)</td> <td></td><td></td> </tr> </table>	—	鉄道	■	環境保全・交流エリア	●	緑の拠点	—	広域幹線道路	■	市街地形成推進ゾーン	■	都市軸 (南北軸)	—	主要幹線道路	■	北本駅周辺商業拠点	■	都市軸 (東西軸)	■	住宅地エリア	■	行政・文化拠点	■	自然軸 (荒川流域軸)	■	工業地エリア	■	健康・スポーツ拠点			■	土地利用調整エリア	■	複合拠点 (インターチェンジ周辺地区)			<p>北本市将来都市構造図</p>  <table border="1" data-bbox="1484 1459 2418 1732"> <tr> <td>—</td><td>鉄道</td> <td>■</td><td>環境保全・交流エリア</td> <td>●</td><td>緑の拠点</td> </tr> <tr> <td>—</td><td>広域幹線道路</td> <td>■</td><td>北本駅周辺商業拠点</td> <td>■</td><td>都市軸 (南北軸)</td> </tr> <tr> <td>—</td><td>主要幹線道路</td> <td>■</td><td>交通・交流拠点地区</td> <td>■</td><td>都市軸 (東西軸)</td> </tr> <tr> <td>■</td><td>住宅地ゾーン</td> <td>■</td><td>行政・文化拠点</td> <td>■</td><td>自然軸 (荒川流域軸)</td> </tr> <tr> <td>■</td><td>工業地ゾーン</td> <td>■</td><td>健康・スポーツ拠点</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>■</td><td>土地利用調整エリア</td> <td>■</td><td>インターチェンジ周辺地区</td> <td></td><td></td> </tr> </table>	—	鉄道	■	環境保全・交流エリア	●	緑の拠点	—	広域幹線道路	■	北本駅周辺商業拠点	■	都市軸 (南北軸)	—	主要幹線道路	■	交通・交流拠点地区	■	都市軸 (東西軸)	■	住宅地ゾーン	■	行政・文化拠点	■	自然軸 (荒川流域軸)	■	工業地ゾーン	■	健康・スポーツ拠点			■	土地利用調整エリア	■	インターチェンジ周辺地区			<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画の土地利用構想を反映し、区分をゾーンからエリアに変更 ⇒第六次総合振興計画の土地利用構想を反映し、交通・交流拠点地区を削除、市街地形成推進ゾーンを追加</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒都市計画変更に伴い、都市計画道路西仲通線の線形を変更</p> <p>※表現の精査・見直し ⇒デーノタメ遺跡の範囲を変更 ⇒緑の拠点の「高尾さくら公園等」を「北本市野外活動センター等」に変更 ⇒緑の拠点の「トラスト保全第8号地」の位置を変更 ⇒緑の拠点に「北本水辺プラザ公園」を追加 ⇒「南大通線」について表記を修正 ⇒都市計画道路西仲通線からの線形を市外まで延長 ⇒主要幹線道路について都市計画道路のみ表示 ⇒凡例の「インターチェンジ周辺地区」を「複合拠点(インターチェンジ周辺地区)」に修正</p>
—	鉄道	■	環境保全・交流エリア	●	緑の拠点																																																																						
—	広域幹線道路	■	市街地形成推進ゾーン	■	都市軸 (南北軸)																																																																						
—	主要幹線道路	■	北本駅周辺商業拠点	■	都市軸 (東西軸)																																																																						
■	住宅地エリア	■	行政・文化拠点	■	自然軸 (荒川流域軸)																																																																						
■	工業地エリア	■	健康・スポーツ拠点																																																																								
■	土地利用調整エリア	■	複合拠点 (インターチェンジ周辺地区)																																																																								
—	鉄道	■	環境保全・交流エリア	●	緑の拠点																																																																						
—	広域幹線道路	■	北本駅周辺商業拠点	■	都市軸 (南北軸)																																																																						
—	主要幹線道路	■	交通・交流拠点地区	■	都市軸 (東西軸)																																																																						
■	住宅地ゾーン	■	行政・文化拠点	■	自然軸 (荒川流域軸)																																																																						
■	工業地ゾーン	■	健康・スポーツ拠点																																																																								
■	土地利用調整エリア	■	インターチェンジ周辺地区																																																																								

新		旧		改定理由
頁	本文	頁	本文	
-	(削除)	26	<p>3-4 将来人口</p> <p><u>近年、北本市の人口は、緩やかな減少傾向で推移しており、前回の都市マスタープランで設定した将来人口を下回っています。</u></p> <p><u>第五次北本市総合振興計画（平成29年3月策定）では、今後も人口減少が続くことを予想し、平成37年度末（令和7年度末）の将来人口を63,000人と設定しています。</u></p> <p><u>都市計画マスタープランにおいても、第五次北本市総合振興計画における考え方を受けるものとし、将来人口を令和7年度末63,000人とします。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p><将来人口> 令和7年度末 63,000人</p> </div>	<p>①上位・関連計画との整合性確保</p> <p>⇒第六次総合振興計画を踏まえ、計画期間を示す形に変更（第1章に追加）</p>

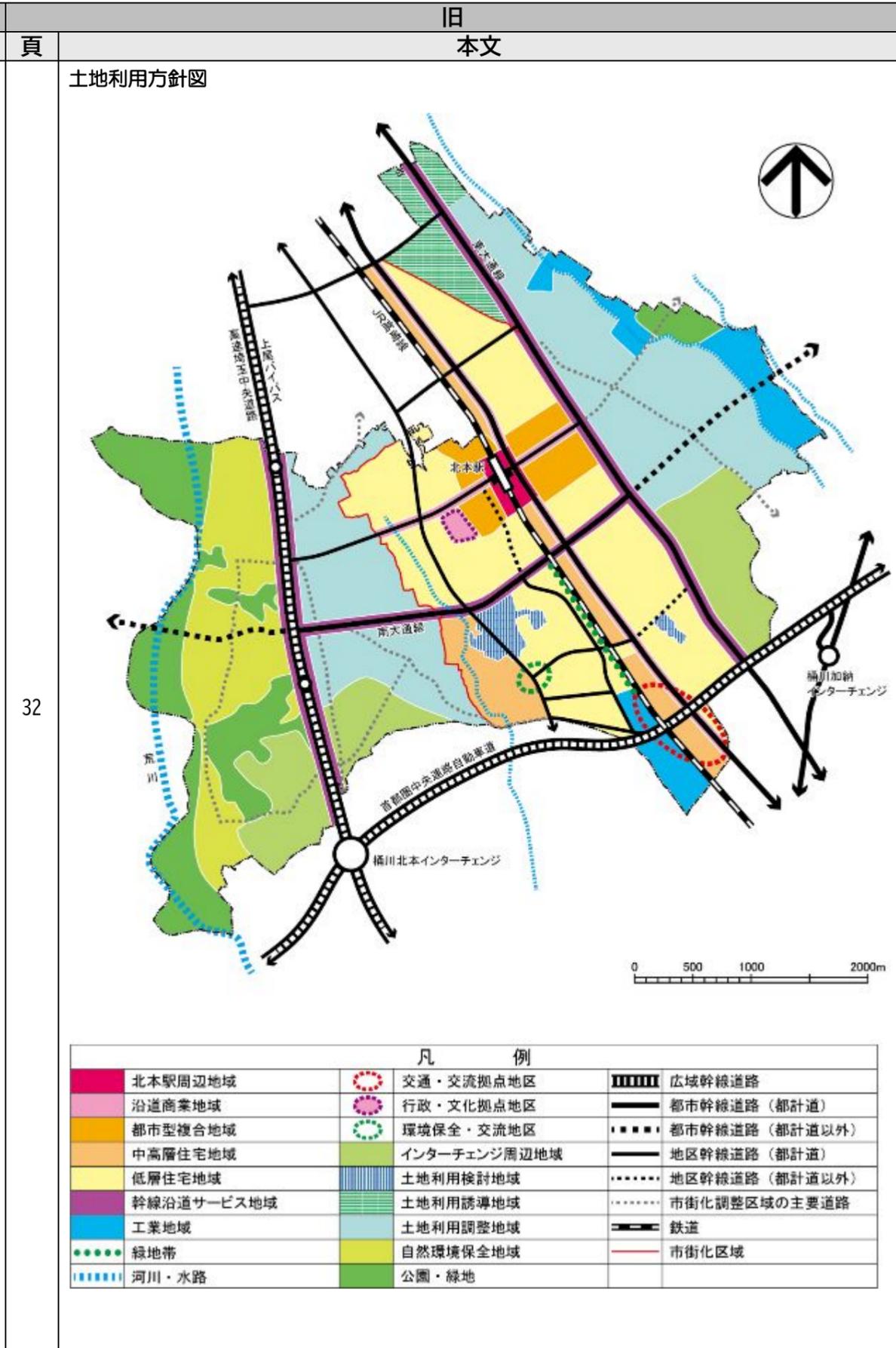
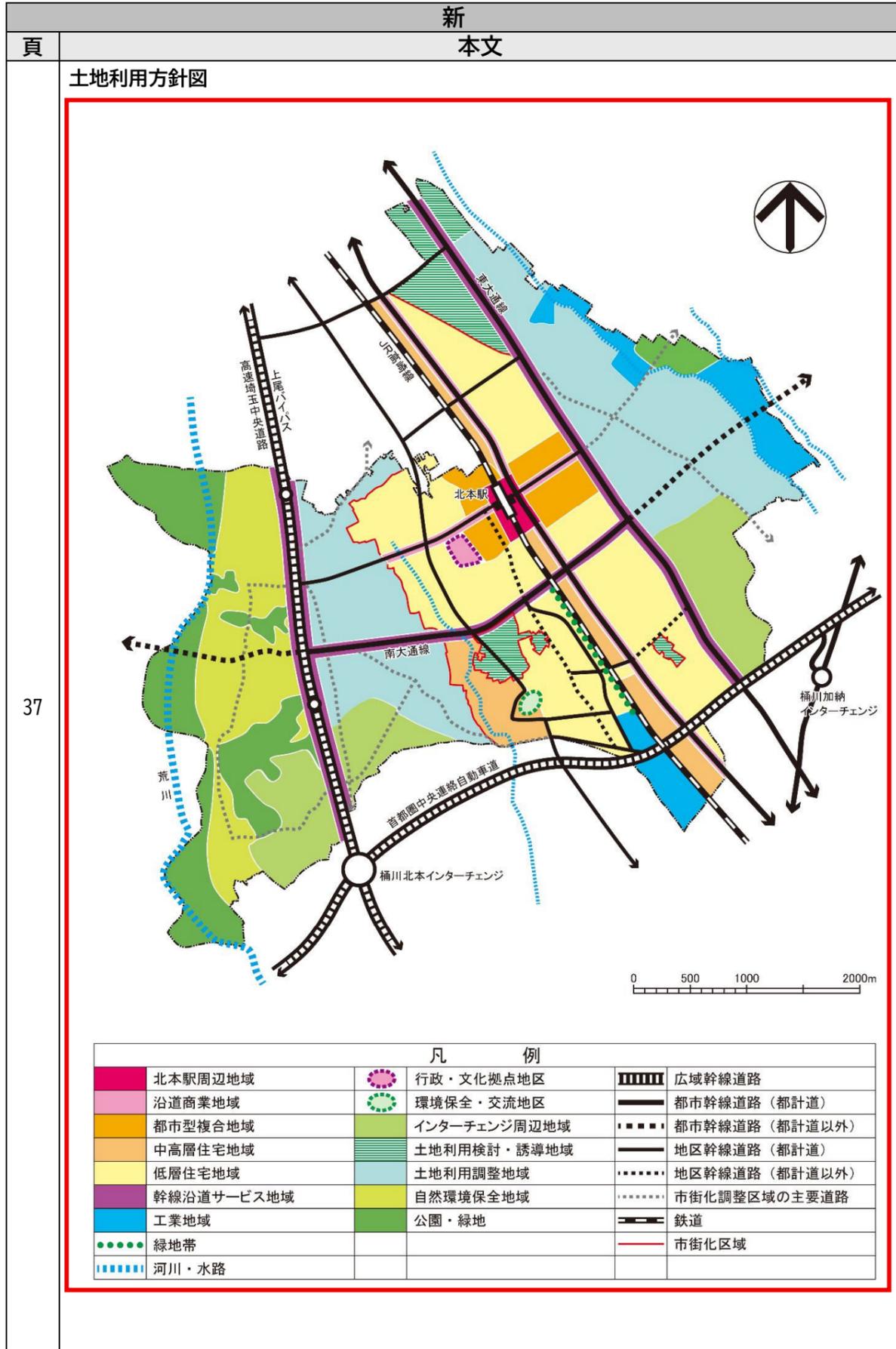
新	旧	改定理由
頁	頁	
<p>第4章 全体構想</p> <p>4-1 土地利用の方針</p> <p>市民アンケート調査(平成30年度)によれば、土地利用に関しては、住宅地における良好な住環境の形成と北本駅前等の商業機能の充実が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、本市が「緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、以下の方針を基に土地利用を誘導していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に立ち、公共交通に支えられたコンパクトかつ利便性の高い都市づくりを目指します。 ●現況の土地利用を基本としつつ、都市ストックを効率的に活用し、人口減少の抑制や多様な住宅ニーズ等に対応する柔軟な土地利用を進めます。 ●北本の個性を生かし「選択されるまち」となるために、景観法に基づく北本市景観計画の策定も検討しながら、まちの景観形成及び環境や人に優しいまちづくり等、質重視の視点を強化します。 <p>(1) 住宅地域</p> <p>本市における将来住宅市街地は、低層住宅を中心とした土地利用を基本とします。</p> <p>地区計画・建築協定や北本市まちづくり条例等を活用し、宅地まわりの緑化、まちなみの調和と統一等、快適で魅力ある住環境の創出を推進し、「緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適なくらしと活力あるまち 北本～」の実現を図ります。</p> <p>多世代居住や持ち家への誘導等による定住を促進するために、住宅事情に合わせた第一種低層住居専用地域の容積率緩和等の用途地域の見直しを検討します。また、地域内の遊休地や空き地、空き家を活用し、効率的な土地利用を推進します。</p> <p>高齢化の進展や商店の減少等社会情勢の変化に伴い、日常生活に必要な物品の買い物が困難となる「買い物弱者」が増加することに対しては、第一種低層住居専用地域の主要な生活道路の沿道等において、徒歩圏に店舗等の立地を可能とするため、主要な道路沿線の用途地域の見直しについて検討します。</p> <p>利便性の高い住宅地づくりのために、必要に応じ、区画道路や住区基幹公園等の整備を進めます。</p> <p>既存の中層集合住宅が立地する北本団地及びその周辺については、中高層住宅の立地を誘導する地域とします。(削除) 駅周辺や JR 高崎線と中山道に挟まれた地域についても中高層住宅を誘導します。</p>	<p>第4章 全体構想</p> <p>4-1 土地利用の方針</p> <p>市民アンケート調査によれば、土地利用に関しては、住宅地における良好な住環境の形成と北本駅前等の商業機能の充実が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、北本市が「緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、以下の方針をもとに土地利用を誘導していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に立ち、公共交通に支えられたコンパクトかつ利便性の高い都市づくりを目指します。 ●現況の土地利用を基本としつつ、都市ストックを効率的に活用し、人口減少の抑制や多様な住宅ニーズ等に対応する柔軟な土地利用を進めます。 ●北本の個性を生かし「選択されるまち」となるために、まちの景観形成及び環境や人に優しいまちづくり等、質重視の視点を強化します。 <p>(1) 住宅地域</p> <p>北本市における将来住宅市街地は、低層住宅を中心とした土地利用を基本とします。</p> <p>地区計画・建築協定や北本市まちづくり条例等を活用し、宅地まわりの緑化、まちなみの調和と統一等、快適で魅力ある住環境の創出を推進し、「緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適なくらしと活力あるまち 北本～」の実現を図ります。</p> <p>多世代居住や持ち家への誘導等による定住を促進するために、住宅事情に合わせた第一種低層住居専用地域の容積率緩和等の用途地域の見直しを検討します。また、地域内の遊休地や空き地、空き家を活用し、効率的な土地利用を推進します。</p> <p>高齢化の進行や商店の減少など社会情勢の変化に伴い、日常生活に必要な物品の買い物が困難となる「買い物弱者」が増加することに対しては、第一種低層住居専用地域の主要な生活道路の沿道等において、徒歩圏に店舗等の立地を可能とするため、主要な道路沿線の用途地域の見直しについて検討します。</p> <p>利便性の高い住宅地づくりのために、必要に応じ、区画道路や住区基幹公園等の整備を進めます。</p> <p>既存の中層集合住宅が立地する北本団地及びその周辺については、中高層住宅の立地を誘導する地域とします。</p> <p>更に、駅周辺や JR 高崎線と中山道に挟まれた地域についても中高層住宅を誘導します。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒アンケートについて、R6年度調査結果も併用するため、各調査の実施年度が分かる記載に変更 ※表現の精査・見直し</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒景観計画の策定を検討する方針を明示 ※表現の精査・見直し</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え ※表現の精査・見直し</p>
32	27	
 <p>戸建住宅地</p>	 <p>戸建住宅地</p>	

新	旧	改定理由
本文	本文	
<p>また、市街化区域内には比較的大規模な生産緑地が多く残っています。これらの生産緑地については、地権者の協力を得ながら、市街地の貴重な緑として位置づけ、その保全や有効活用に努めます。</p>  <p>市街地にある生産緑地</p>	<p>また、市街化区域内には比較的大規模な生産緑地が多く残っています。これらの生産緑地については、地権者の協力を得ながら、市街地の貴重な緑として位置づけ、その保全や有効活用に努めます。</p>  <p>市街地にある生産緑地</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>現在実施している久保土地区画整理事業は、区域内に存在する貴重な史跡(デーノタメ遺跡)の保存方法、活用方針を早急に検討し、事業内容の発展的な見直しを行います。</u></p>	<p>※表現の精査・見直し ⇒久保土地区画整理事業に関する記載は、P24(市街地形成推進ゾーン)に集約</p>
<p>(2) 商業地域</p> <p>① 北本駅周辺地域</p> <p>北本駅周辺商業地については、<u>「コンパクト・プラス・ネットワーク」</u>の都市づくりの中核として、駅東西の機能連携を図りながら、中心商業地域としての商業等の都市機能の充実と利便性の向上を図るとともに、用途地域の<u>見直し</u>についても検討します。</p>  <p>北本駅西口駅前広場</p> <p>さらに、魅力ある商業業務地の形成や地域の活性化のために、空き店舗や空き家等の都市ストックを有効に活用し、民間事業者等と連携したリノベーションまちづくりを推進します。</p> <p>また、<u>本市</u>の鉄道による玄関口であることから、<u>本市</u>を象徴する景観づくりを積極的に進めていきます。</p>	<p>28</p> <p>(2) 商業地域</p> <p>① 北本駅周辺地域</p> <p>北本駅周辺商業地については、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりの中核として、駅東西の機能連携を図りながら、中心商業地域としての商業等の都市機能の充実と利便性の向上を図るとともに、用途地域についても検討します。</p>  <p>北本駅西口駅前広場</p> <p>さらに、魅力ある商業業務地の形成や地域の活性化のために、空き店舗や空き家等の都市ストックを有効に活用し、民間事業者等と連携したリノベーションまちづくりを推進します。</p> <p>また、<u>北本市</u>の鉄道による玄関口であることから、<u>北本市</u>を象徴する景観づくりを積極的に進めていきます。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>② 交通・交流拠点地区</p> <p><u>交通・交流拠点地区については、駅等の可能性について検討するとともに、商業・業務機能の誘導による、活気あふれるまちづくりを行うことを目指します。</u></p>	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画における交通・交流拠点地区の位置付け見直しに伴い、同地区に関する記載を削除</p>
<p>② 都市型複合地域</p> <p>北本駅周辺商業地の外側については、生活利便性や土地利用ポテンシャルを活用し、環境上の配慮を図りつつ、沿道商業施設や中高層住宅、低層住宅等の複合した都市型複合地域として位置づけます。また、必要に応じ用途地域の見直しを検討します。</p>	<p>③ 都市型複合地域</p> <p>北本駅周辺商業地の外側については、生活利便性や土地利用ポテンシャルを活用し、環境上の配慮を図りつつ、沿道商業施設や中高層住宅、低層住宅等の複合した都市型複合地域として位置づけます。また、必要に応じ用途地域の見直しを検討します。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p>

新		旧		改定理由		
頁	本文	頁	本文			
34	<p>③ 沿道商業地域・幹線沿道サービス地域</p> <p>(都) 東大通線(国道17号)及び(都)南大通線の沿道については、都市景観に配慮しつつ、自動車利用型の沿道サービス機能等を誘導していきます。</p> <p>(都) 中央通線、(都) 西中央通線及び(都) 仲仙道の沿道については、立地条件を生かした商業機能等を誘導します。</p> <p>西部地域の上尾道路沿道については、沿道サービス機能や新たな産業立地の需要が高まると想定されるため、豊かな自然・歴史環境に配慮し、市の地域活性化に資する物販施設や観光施設等の沿道サービス施設や流通業務施設等の産業業務施設等を誘導していきます。</p> <p>また、地産地消の拠点施設である北本市農業ふれあいセンターについて、市民交流の拠点としての役割を充実します。</p>	 <p>(都) 西中央通線</p>	29	<p>④ 沿道商業地域・幹線沿道サービス地域</p> <p>(都) 東大通線(国道17号)及び(都)南大通線の沿道については、都市景観に配慮しつつ、自動車利用型の沿道サービス機能等を誘導していきます。</p> <p>(都) 中央通線、(都) 西中央通線及び(都) 仲仙道の沿道については、立地条件を生かした商業機能等を誘導します。</p> <p>西部地域の上尾道路沿道については、沿道サービス機能の立地需要が高まると想定されるため、豊かな自然・歴史環境に配慮し、市の地域活性化に資する道の駅等の物販施設や観光施設等を誘導していきます。</p> <p>また、地産地消の拠点施設である北本市農業ふれあいセンターについて、市民交流の拠点としての役割を充実します。</p>	 <p>(都) 西中央通線</p>	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え
	<p>(3) 工業地域</p> <p>工業地域については、原則として既存の工業施設の分布や工業系用途地域での配置を維持していきます。</p> <p>市北部の工業系地域については住宅系の土地利用が進行してきていることから、将来において既存工業等との環境上の調和のもとで、住宅系への土地利用の誘導を推進していきます。</p>	<p>(3) 工業地域</p> <p>工業地域については、原則として既存の工業施設の分布や工業系用途地域での配置を維持していきます。</p> <p>市北部の工業系地域については住宅系の土地利用が進行してきていることから、将来において既存工業等との環境上の調和のもとで、住宅系への土地利用の誘導を推進していきます。</p>		-		
	<p>(4) その他</p> <p>① 行政・文化拠点地区</p> <p>北本市役所、北本市文化センター周辺については、行政、文化、コミュニティ機能の拠点として、その利便性向上に努めます。</p>	 <p>北本市役所</p>		<p>(4) その他</p> <p>① 行政・文化拠点地区</p> <p>北本市役所、北本市文化センター周辺については、行政、文化、コミュニティ機能の拠点として、その利便性向上に努めます。</p>	 <p>北本市役所</p>	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え
<p>② 環境保全・交流地区</p> <p>貴重な歴史的資産である国指定史跡「デーノタメ遺跡」については、その魅力を最大限に活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。</p>	<p>② 環境保全・交流地区</p> <p>貴重な歴史的資産であるデーノタメ遺跡については、その魅力を最大限に活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。</p>	※表現の精査・見直し				

新	旧	改定理由
本文	本文	
<p>頁</p> <p>(5) 市街化調整区域</p> <p>① 工業地域 朝日4丁目地区には、周辺に現存する工業施設との一体的な産業エリアの構築を目指して、工業、流通、業務系の産業施設を誘致するとともに、市街化区域への編入も視野に入れた土地利用の推進について検討していきます。</p> <p>② インターチェンジ周辺地域 圏央道桶川北本インターチェンジ及び桶川加納インターチェンジ周辺<u>地域</u>には、既存の北里大学メディカルセンターや医療研究所、産業施設等が配置されていることを考慮し、豊かな田園環境と調和した医療・研究・福祉・文化機能の充実並びに周辺地域の発展及び活性化に寄与する核となる工業、<u>流通業務系</u>の産業施設の誘致を推進します。 また、未利用農地が多く見られる地域では、地域に必要な都市施設の整備について検討します。</p>  <p>桶川北本インターチェンジ周辺 写真：国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所より提供</p> <p>③ <u>土地利用検討・誘導地域</u></p> <p>中丸6丁目、緑3丁目、下石戸1丁目の市街化調整区域は、旧暫定逆線引き制度が廃止され、都市計画変更を行った際、地元の強い営農意欲を受け、用途地域の廃止を行った<u>地区</u>です。<u>しかし、これらの地区は市街化区域に囲まれており、特に下石戸1丁目地区は地区内を（都）西仲通線が通る計画があること等から、地元との合意形成を進め、土地利用を有効的に進める必要があります。</u></p> <p><u>中丸6丁目の市街化調整区域については、低層低密度の住宅地形成を基本とし、道路等の公共施設整備と一体となった居住環境の整備が必要です。緑3丁目、下石戸1丁目の市街化調整区域については、幹線道路が通過・交差し、住宅や緑地を有する高いポテンシャルを活かしつつ、集落地の居住環境を保全、整備していく必要があります。両地区では、既存集落の保全を図りつつ、都市基盤施設を整備し、新たな土地利用やまちづくりを進めていきます。</u></p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>北部の深井地域については、農地、住宅地と商業施設や工業施設等が共存できるよう土地利用の誘導を図り、特色ある拠点形成を目指します。このうち深井3～7丁目一帯の市街化調整区域については、国道17号が縦断し、南北を市街化区域に囲まれており、市街化圧力が高いとともに、既存工業等の集積も<u>見られます</u>。そのため、<u>地区計画</u>等を活用した新たなまちづくりを進めます。</p>	<p>頁</p> <p>(5) 市街化調整区域</p> <p>① 工業地域 朝日4丁目地区には、周辺に現存する工業施設との一体的な産業エリアの構築を目指して、工業、流通、業務系の産業施設を誘致するとともに、市街化区域への編入も視野に入れた土地利用の推進について検討していきます。</p> <p>② インターチェンジ周辺地域 圏央道桶川北本インターチェンジ及び桶川加納インターチェンジ周辺<u>地区</u>には、既存の北里大学メディカルセンターや医療研究所、産業施設等が配置されていることを考慮し、豊かな田園環境と調和した医療・研究・福祉・文化機能の充実並びに周辺地域の発展及び活性化に寄与する核となる工業、<u>流通、業務系</u>の産業施設の誘致を推進します。 また、未利用農地が多く見られる地域では、地域に必要な都市施設の整備について検討します。</p>  <p>桶川北本インターチェンジ周辺 (平成24年7月撮影)</p> <p>③ <u>土地利用検討地域</u></p> <p>中丸6丁目、緑3丁目、下石戸1丁目の市街化調整区域は、旧暫定逆線引き制度が廃止され、都市計画変更を行った際、地元の強い営農意欲を受け、用途地域の廃止を行った<u>地域</u>です。</p> <p><u>この地域については、既存集落の保全や環境整備を図りつつ、新たな土地利用やまちづくりについて検討していきます。</u></p> <p>④ <u>土地利用誘導地域</u></p> <p>北部の深井地域については、農地、住宅地と商業施設や工業施設等が共存できるよう土地利用の誘導を図り、特色ある拠点形成を目指します。 このうち深井3～7丁目一帯の市街化調整区域については、国道17号が縦断し、南北を市街化区域に囲まれており、市街化圧力が高いとともに、既存工業等の集積も<u>みられます</u>。そのため、<u>土地利用誘導地域</u>として、<u>まちづくりルール</u>等を活用した新たなまちづくりを進めます。</p>	<p>-</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え ※表現の精査・見直し</p> <p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画の土地利用構想を踏まえて、「土地利用検討地域」、「土地利用誘導地域」を「土地利用検討・誘導地域」に統合</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒台原・中丸南地区の土地利用可能性検討調査実施の背景を明示</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒台原・中丸南地区の土地利用可能性検討調査結果を踏まえた記載を追加</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
35	30	

新		旧		改定理由
頁	本文	頁	本文	
36	<p>④ 土地利用調整地域</p> <p>土地利用調整地域は、田園環境と既存集落や住宅開発地との混在が見られる地域です。既存集落については、生活道路、公園等、居住環境の向上を図ります。後継者不足等による未利用農地については、土地の利活用について検討します。その他の地域については、地域の環境に影響を与えるような新たな開発を抑制していきます。</p>  <p>市街化調整区域に広がる農地</p>	31	<p>⑤ 土地利用調整地域</p> <p>土地利用調整地域は、田園環境と既存集落や住宅開発地との混在がみられる地域です。既存集落については、生活道路、公園等、居住環境の向上を図ります。後継者不足等による未利用農地については、土地の利活用について検討します。その他の地域については、地域の環境に影響を与えるような新たな開発を抑制していきます。</p>  <p>市街化調整区域に広がる農地</p>	※表現の精査・見直し
	<p>⑤ 自然環境保全地域</p> <p>上尾道路より西側の荒川沿いの自然環境保全地域については、豊かな自然環境の保全を基本とします。</p> <p>ただし、荒川や北本自然観察公園、北本市野外活動センター、高尾さくら公園、北本水辺プラザ公園等の公園・緑地等は、本市を特徴づける地域の一つであることから、保全を基本としつつ、この環境を活用できるように、アクセス道路の改善や自然とのふれあいの機能の充実を図っていきます。</p>  <p>北本自然観察公園</p>		<p>⑥ 自然環境保全地域</p> <p>上尾道路より西側の荒川沿いの自然環境地域については、豊かな自然環境の保全を基本とします。</p> <p>ただし、荒川や北本自然観察公園、高尾さくら公園、北本水辺プラザ公園等の公園・緑地等、北本市を特徴づける地域の一つであり、保全を基本としつつ、この環境を活用できるように、アクセス道路の改善や自然とのふれあいの機能の充実を図っていきます。</p>  <p>北本自然観察公園</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒北本市野外活動センターを追加</p> <p>※表現の精査・見直し</p>



改定理由

①上位・関連計画との整合性確保
⇒第六次総合振興計画の土地利用構想を反映し、「交通・交流拠点地区」を削除
⇒「土地利用検討地域」「土地利用誘導地域」を統合し「土地利用検討・誘導地域」に変更

③状況の変化に応じた文言や図の修正
⇒都市計画変更に伴い、都市計画道路西仲通線及び南2号線の線形を変更

※表現の精査・見直し
⇒「環境保全・交流地区」の凡例を変更
⇒道路網の実態を反映し、南小通りを追加
⇒都市計画道路西仲通線からの線形を市外まで延長
⇒市街化区域の線を追加

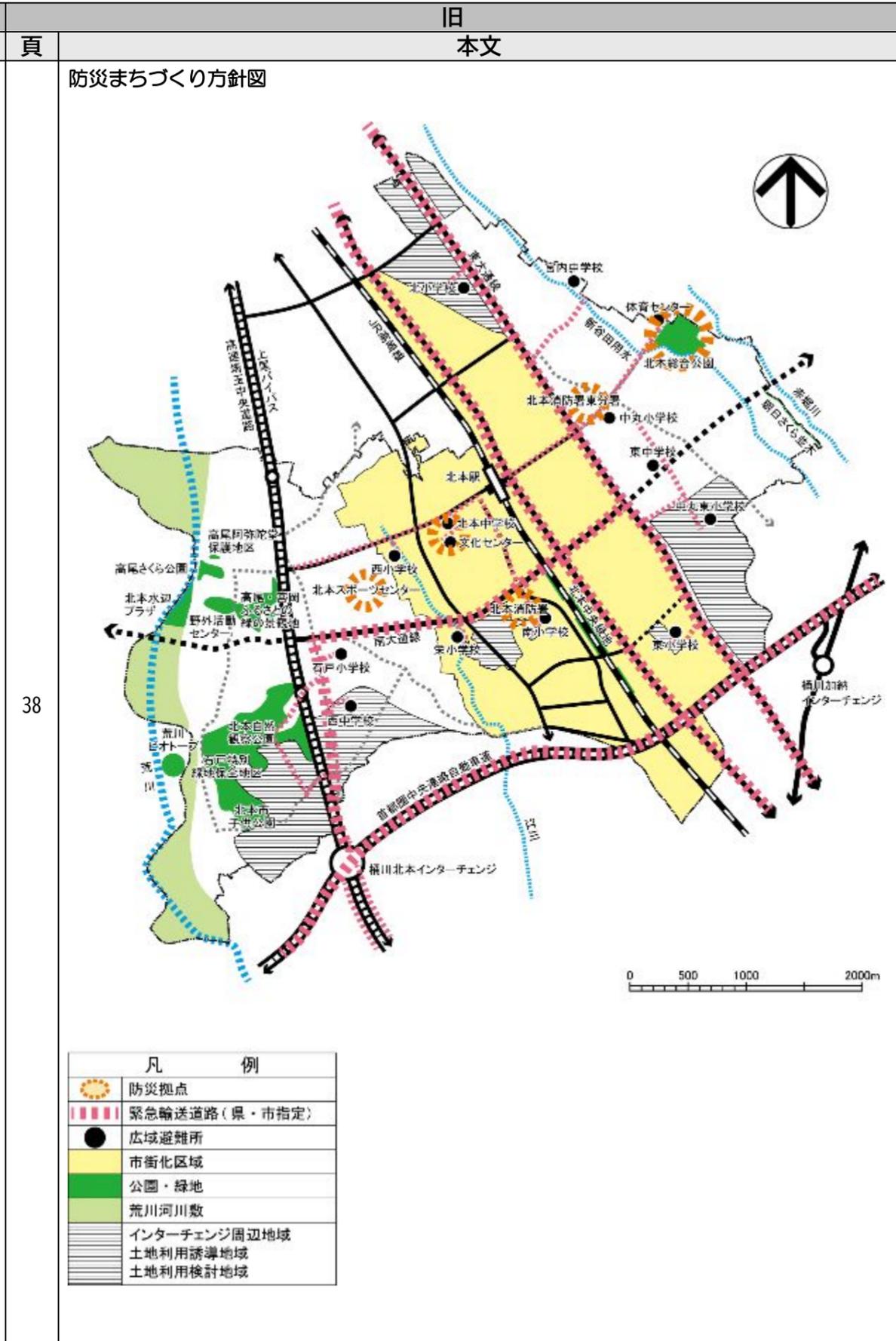
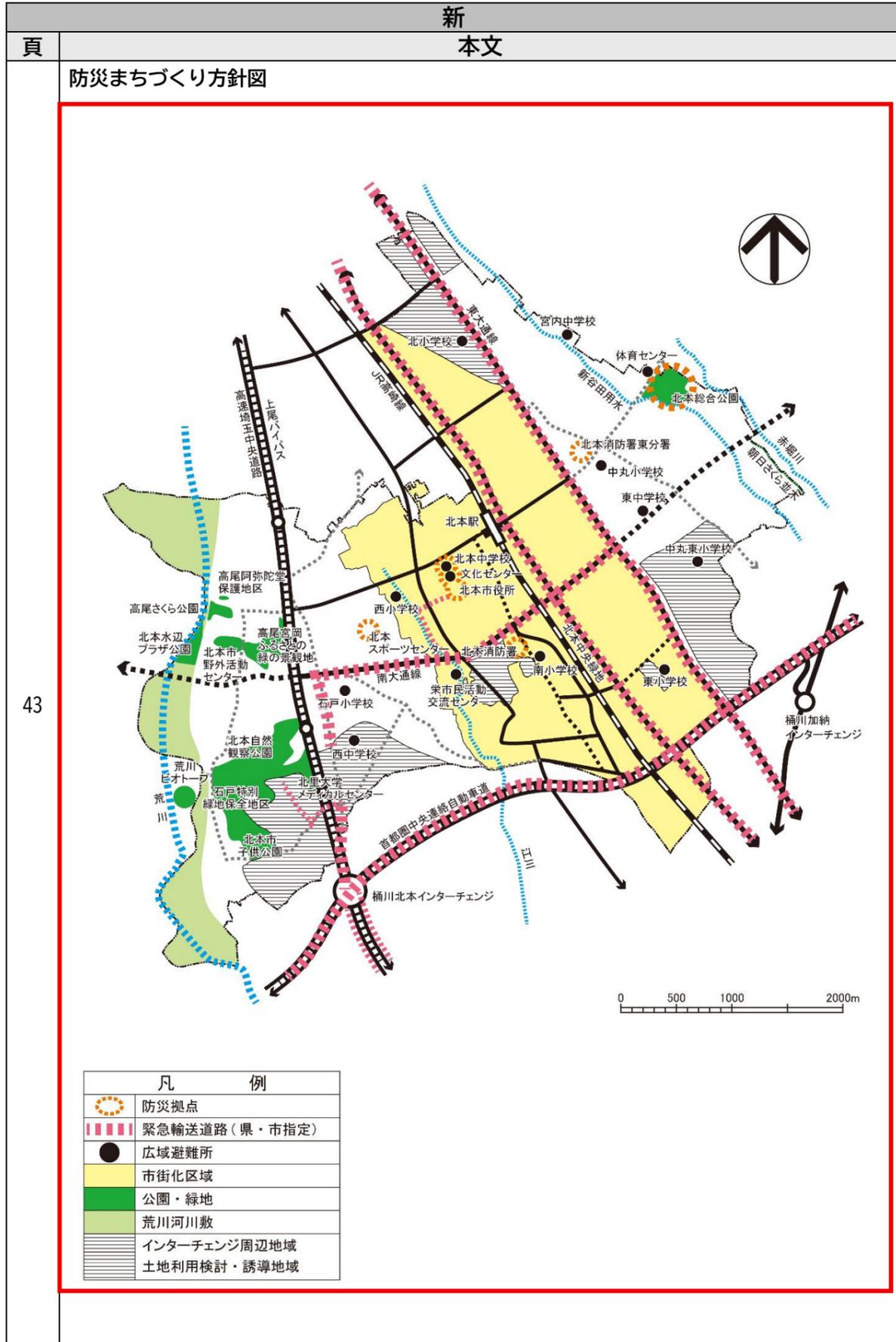
新		旧		改定理由
頁	本文	頁	本文	
38	<p>4-2 安全・安心まちづくりの方針</p> <p>防災・防犯まちづくりについては、市民アンケート調査（平成30年度）でも多くの人が重要と認識されている項目です。防災・防犯まちづくりの<u>中</u>では、避難地の整備<u>及</u><u>び</u>避難路の確保と犯罪の起こりにくい市街地環境の形成が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、<u>本市</u>が「緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適な暮らしと活力あるまち 北本～」となるために、以下の方針を<u>基に</u>安全・安心まちづくりを推進していきます。</p>	33	<p>4-2 安全・安心まちづくりの方針</p> <p>防災・防犯まちづくりについては、市民アンケート調査でも多くの人が重要と認識されている項目です。防災・防犯まちづくりの<u>なか</u>では、避難地の整備<u>と</u>避難路の確保と犯罪の起こりにくい市街地環境の形成が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、<u>北本市</u>が「緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適な暮らしと活力あるまち 北本～」となるために、以下の方針を<u>もとに</u>安全・安心まちづくりを推進していきます。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒アンケートについて、R6年度調査結果も併用するため、各調査の実施年度が分かる記載に変更</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●「北本市地域防災計画」（令和6年3月改訂）の考え方を踏まえ、防災拠点や緊急輸送道路・避難路の確保を図るとともに、都市（建築物・道路・橋梁等）の耐震性の強化、河川・雨水排水施設の整備による浸水被害の抑止を進めます。また、生活道路、オープンスペース、建築物、<u>緑</u>等、日常的な空間の中での防災空間の確保を進めます。 ●犯罪抑止につながるよう、個々の建物や市街地の改善を図り、防犯性の高いまちづくりを進めます。 ●ユニバーサルデザインの考え方に基づき、<u>全て</u>の人が安全で快適に移動できる都市づくりを進め、共生社会の実現を目指します。 		<ul style="list-style-type: none"> ●「北本市地域防災計画」（平成29年3月策定）の考え方を踏まえ、防災拠点や緊急輸送道路・避難路の確保を図るとともに、都市（建築物・道路・橋梁等）の耐震性の強化、河川・雨水排水施設の整備による浸水被害の抑止を進めます。また、生活道路、オープンスペース、建築物、<u>みどり</u>等、日常的な空間の中での防災空間の確保を進めます。 ●犯罪抑止につながるよう、個々の建物や市街地の改善を図り、防犯性の高いまちづくりを進めます。 ●ユニバーサルデザインの考え方に基づき、<u>すべて</u>の人が安全で快適に移動できる都市づくりを進め、共生社会の実現を目指します。 	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒北本市地域防災計画の改訂を反映</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
	<p>(1) 防災まちづくりの整備方針</p> <p><u>本市</u>は東西に農地・自然を主体とした市街化調整区域が広がっており、防災的に大きな緩衝地域を形成しているといえます。しかし、市街化区域内の一部には、道路、公園等の都市基盤施設が不十分な地区や、市街地としての密集度の高い地区もあり、防災上の課題は多くあります。</p> <p>そのため、以下のような防災まちづくりの推進を図ります。</p>		<p>(1) 防災まちづくりの整備方針</p> <p><u>北本市</u>は東西に農地・自然を主体とした市街化調整区域が広がっており、防災的に大きな緩衝地域を形成しているといえます。しかし、市街化区域内の一部には、道路、公園等の都市基盤施設が不十分な地区や、市街地としての密集度の高い地区もあり、防災上の課題は多くあります。</p> <p>そのため、以下のような防災まちづくりの推進を図ります。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p>

頁	新 本文	旧 本文	改定理由
	<p>① 防災拠点、緊急輸送道路、避難路の確保</p> <p>市街地において、大規模災害から市民を守るためには、防災拠点や緊急輸送道路、避難路の確保が重要です。</p> <p>●防災拠点の整備</p> <p>防災拠点は、広域的な避難地、防災物資の備蓄・供給地、防災情報の受発信拠点等として位置づけられるものであり、耐震・耐火等の防災機能の向上を図ります。</p> <p>以下の施設を本市全体の防災活動の中心となる拠点施設と位置づけ、その機能強化を図ります。</p>	<p>① 防災拠点、緊急輸送道路、避難路の確保</p> <p>市街地において、大規模災害から市民を守るためには、防災拠点や緊急輸送道路、避難路の確保が重要です。</p> <p>●防災拠点の整備</p> <p>防災拠点は、広域的な避難地、防災物資の備蓄・供給地、防災情報の受発信拠点等として位置づけられるものであり、耐震・耐火等の防災機能の向上を図ります。</p> <p>以下の施設を北本市全体の防災活動の中心となる拠点施設と位置づけ、その機能強化を図ります。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p>
	<p>・防災中枢拠点：市役所（市役所が被災した場合の第一候補は北本市文化センター）</p> <p>・消防活動拠点：北本消防署、北本東分署、各消防団待機施設等</p> <p>・自衛隊拠点：北本総合公園</p> <p>・避難拠点：広域避難所 14 か所</p> <p>・物資集配拠点：北本市文化センター、北本市役所、北本中学校</p> <p>・緊急輸送拠点：北本中学校、北本スポーツセンター</p>	<p>・防災中枢拠点：市役所（市役所が被災した場合の第一候補は北本市文化センター）</p> <p>・消防活動拠点：北本消防署、北本東分署、各消防団待機施設等</p> <p>・自衛隊拠点：北本総合公園</p> <p>・避難拠点：広域避難所 14 か所</p> <p>・物資集配拠点：北本市文化センター、北本市役所、北本中学校</p> <p>・緊急輸送拠点：北本中学校、北本スポーツセンター</p>	<p>-</p>
39	<p>また、「北本市地域防災計画」（令和6年3月改訂）に定められている避難所（福祉避難所・地域避難所）についても災害時の一次、二次的避難場所として整備を図り、上記防災拠点との連携を図ります。</p>	<p>また、「北本市地域防災計画」（平成29年3月策定）に定められている避難所（福祉避難所・地域避難所）についても災害時の一次、二次的避難場所として整備を図り、上記防災拠点との連携を図ります。</p>	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒北本市地域防災計画の改訂を反映</p>
	<p>●緊急輸送道路、避難路の整備</p> <p>コミュニティと防災拠点をつなぐ緊急輸送道路や避難路は、骨格的な都市計画道路を中心として、緊急物資の輸送や住民等の避難、火災の焼止まり線としての役割を担います。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>「県指定の緊急輸送道路」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一次特定緊急輸送道路…国道 17 号、上尾道路、圏央道 ・第二次緊急輸送道路…<u>上尾道路</u>、東松山桶川線、さいたま鴻巣線、鴻巣桶川さいたま線、下石戸上菖蒲線 <p>「市指定の緊急輸送道路」（※P43 防災まちづくり方針図参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>市道 25 号線、市道 6292 号線、市道 6299 号線、市道 6300 号線、市道 6313 号線、市道 6327 号線、市道 6360 号線、市道 4161 号線</u> <p>緊急輸送道路については、道路の耐震性の向上、沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化等に努めます。</p> <p>避難路については、避難所の指定に伴い、市街地状況に応じて確保に努めます。また、指定緊急避難場所への避難路についても、選定した<u>上</u>で住民への周知徹底に努めます。</p>	<p>●緊急輸送道路、避難路の整備</p> <p>コミュニティと防災拠点をつなぐ緊急輸送道路や避難路は、骨格的な都市計画道路を中心として、緊急物資の輸送や住民等の避難、火災の焼止まり線としての役割を担います。</p> <p>「北本市地域防災計画」（平成 29 年 3 月策定）では、下記の路線を緊急輸送道路に指定しています。</p> <p>「県指定の緊急輸送道路」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一次特定緊急輸送道路…国道 17 号、上尾道路、圏央道 ・第二次緊急輸送道路…東松山桶川線、さいたま鴻巣線、鴻巣桶川さいたま線、下石戸上菖蒲線 <p>「市指定の緊急輸送道路」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>市道 6 号線、市道 12 号線、市道 13 号線等、市道の 25 路線</u> <p>緊急輸送道路については、道路の耐震性の向上、沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化等に努めます。</p> <p>避難路については、避難所の指定に伴い、市街地状況に応じて確保に努めます。また、指定緊急避難場所への避難路についても、選定した<u>うえ</u>で住民への周知徹底に努めます。</p>	<p>②市の関連施策との整合性確保 ⇒最新の緊急輸送道路指定状況を反映</p> <p>※表現の精査・見直し</p>

新		旧		改定理由
頁	本文	頁	本文	
40	<p>② 災害に強いまちづくりの推進</p> <p>都市レベルの広域的拠点や幹線道路の整備とともに、コミュニティレベルでの防災性の向上が重要です。</p> <p>そのため、生活道路、住区基幹公園・広場、樹林地等のオープンスペースの整備・保全、建築物の耐震化・不燃化、河川や雨水排水施設の整備・保全等、災害に強いまちづくりを推進します。</p> <p>●生活道路・オープンスペースの整備</p> <p>スプロール的に市街化した地区については、新たな面的整備は困難であり、建築物の個別更新等により、区画道路の拡幅・ネットワーク化、小規模な公園・広場等オープンスペースの整備により、住環境整備、防災空間整備を図ります。</p>	35	<p>② 災害に強いまちづくりの推進</p> <p>都市レベルの広域的拠点や幹線道路の整備とともに、コミュニティレベルでの防災性の向上が重要です。</p> <p>そのため、生活道路、住区基幹公園・広場、樹林地等のオープンスペースの整備・保全、建築物の耐震化・不燃化、河川や雨水排水施設の整備・保全等、災害に強いまちづくりを推進します。</p> <p>●生活道路・オープンスペースの整備</p> <p>スプロール的に市街化した地区については、新たな面的整備は困難であり、建築物の個別更新等により、区画道路の拡幅・ネットワーク化、小規模な公園・広場等オープンスペースの整備により、住環境整備、防災空間整備を図ります。</p>	-
	<p>●建築物の共同化等による安全な市街地の形成</p> <p>特に市街化の密集度が高い地区や土地の高度利用のポテンシャルが高い地区については、敷地や建築物の共同化等を行い、小規模なオープンスペース（公開空地等）の創出や耐火耐震性の高い建築物への誘導も検討し、災害に強い環境の形成を進めます。</p>		<p>●建築物の共同化等による安全な市街地の形成</p> <p>特に市街化の密集度が高い地区や土地の高度利用のポテンシャルが高い地区については、敷地や建築物の共同化等を行い、小規模なオープンスペース（公開空地等）の創出や耐火耐震性の建築物への誘導も検討し、災害に強い環境の形成を進めます。</p>	※表現の精査・見直し
	<p>●緑による防災性の向上</p> <p>火災時には、公園の樹木や宅地の庭木等は延焼防止・遅延効果があります。また、<u>生垣はブロック塀と異なり</u>、地震時においても危険が少なく、安全な避難空間としても有効です。したがって、防災面からも<u>緑</u>豊かな環境形成を図るものとします。</p>		<p>●みどりによる防災性の向上</p> <p>火災時には、公園の樹木や宅地の庭木等は延焼防止・遅延効果があります。また、<u>ブロック塀と異なり生垣については地震時においても危険が少なく、安全な避難空間としても有効です。したがって、防災面からもみどり</u>豊かな環境形成を図るものとします。</p>	※表現の精査・見直し
	<p>●公共建築物の耐震性の向上</p> <p>本市では、<u>(削除)</u> 防災上重要な市有建築物の耐震化を進めて<u>おり</u>、多数の者が利用する市有建築物については、全ての建築物の耐震改修が完了し、耐震化率は100%<u>です</u>。引き続き、小規模な建築物についても耐震化を進めます。</p>  <p>耐震化工事をした北本中学校</p>		<p>●公共建築物の耐震性の向上</p> <p>北本市では、<u>平成 19 年度以前から</u>防災上重要な市有建築物の耐震化を進めています。現在、多数の者が利用する市有建築物については、全ての建築物の耐震改修が完了し、耐震化率は100%<u>となりました</u>。引き続き、小規模な建築物についても耐震化を進めます。</p>  <p>耐震化工事をした北本中学校</p>	※表現の精査・見直し

新		旧		改定理由
頁	本文	頁	本文	
41	<p>③ 防火・準防火地域の指定</p> <p>防火地域・準防火地域は、建築物等の防火性能を集团的に向上させ、火災の延焼拡大を抑制するために都市計画で指定するものです。</p> <p>防火地域又は準防火地域<u>において建築物を建築する場合、建築物の規模等に応じた耐火基準を満たしている必要があります。</u></p> <p><u>現在、市内では、</u>地区計画を指定している区域の一部に準防火地域が指定されています。今後も、市内の防災性の向上のため、必要に<u>応じて</u>指定を検討していきます。</p>	36	<p>③ 防火・準防火地域の指定</p> <p>防火地域・準防火地域は、建築物等の防火性能を集团的に向上させ、火災の延焼拡大を抑制するために都市計画で指定するものです。</p> <p>防火地域又は準防火地域を指定すると、その区域内に建築する場合、規模等により建築物の耐火基準が定められています。</p> <p><u>北本市内には、現在、</u>地区計画を指定している区域の一部に準防火地域が指定されています。今後も、市内の防災性の向上のために、必要に<u>応じ、</u>指定を検討していきます。</p>	※表現の精査・見直し
	<p>④ 帰宅困難者対策</p> <p>大規模災害が発生し公共交通機関が停止した場合には、<u>本市</u>において<u>多数の</u>帰宅困難者が発生すると想定されています。</p> <p>北本駅周辺に帰宅困難者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設するとともに、帰宅困難者への情報提供に努めます。</p>		<p>④ 帰宅困難者対策</p> <p>大規模災害が発生し公共交通機関が停止した場合には、<u>北本市</u>において<u>大量の</u>帰宅困難者が発生すると想定されています。</p> <p>北本駅周辺に帰宅困難者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設するとともに、帰宅困難者への情報提供に努めます。</p>	※表現の精査・見直し
	<p>(2) 防犯まちづくりの整備方針</p> <p>犯罪の起こりにくい市街地環境の形成を目指し、道路空間<u>では</u>街路灯の整備や隅切り設置による見通しの確保、公園・緑地空間<u>では</u>死角のないオープンな空間づくりを目指します。</p> <p>また、防犯に関する啓発活動の実施や駅周辺における防犯カメラの設置、地域の防犯活動への支援を行います。</p>		<p>(2) 防犯まちづくりの整備方針</p> <p>犯罪の起こりにくい市街地環境の形成を目指し、道路空間<u>においては、</u>街路灯の整備や隅切り設置による見通しの確保、公園・緑地空間<u>においては、</u>死角のないオープンな空間づくりを目指します。</p> <p>また、防犯に関する啓発活動の実施や駅周辺における防犯カメラの設置、地域の防犯活動への支援を行います。</p>	※表現の精査・見直し
<p>(3) ユニバーサルデザインの都市づくりの方針</p> <p>① 基本方針</p> <p>高齢化の進展、ノーマライゼーション理念の浸透等を背景に、高齢者、障がい者等を含め、誰もが住み慣れた地域社会で安心して暮らしていかるとともに、自由な移動や施設利用が保障された環境を整備することは、今後のまちづくりの重要な課題です。</p> <p><u>国</u>では「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」を定め、国民一人ひとりが自立しつつ互いに支え合う共生社会の実現を目指しています。</p> <p><u>本市</u>では、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、誰もが暮らしやすい都市の形成と共生社会の実現を目指し、以下をユニバーサルデザインの都市づくりの基本方針とします。</p> <p>●鉄道駅周辺や道路等の市民の移動を支える公共空間において</p> <p>市全域において、<u>全て</u>の人が安全で、快適に移動できるバリアフリーな公共空間のネットワーク形成に努めます。</p>	<p>(3) ユニバーサルデザインの都市づくりの方針</p> <p>① 基本方針</p> <p>高齢化の進展、ノーマライゼーション理念の浸透等を背景に、高齢者、障がい者等を含め、誰もが住み慣れた地域社会で安心して暮らしていかるとともに、自由な移動や施設利用が保障された環境を整備することは、今後のまちづくりの重要な課題です。</p> <p><u>国</u>においては、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」を定め、国民一人ひとりが自立しつつ互いに支え合う共生社会の実現を目指しています。</p> <p><u>北本市</u>では、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、誰もが暮らしやすい都市の形成と共生社会の実現を目指し、以下をユニバーサルデザインの都市づくりの基本方針とします。</p> <p>●鉄道駅周辺や道路等の市民の移動を支える公共空間において</p> <p>市全域において、<u>すべて</u>の人が安全で、快適に移動できるバリアフリーな公共空間のネットワーク形成に努めます。</p>	※表現の精査・見直し		

頁	新 本文	頁	旧 本文	改定理由
42	<p>●多くの人の集まる商業施設や公共施設等において エレベーターやエスカレーター等で施設内を自由に移動できるとともに、スロープや段差が少ない構造により建物や敷地外へのアクセスが容易にできる等、高齢者、障がい者、妊婦や子ども連れの人等誰もが利用しやすい施設のバリアフリー化を推進します。新たに整備する建築物や公共施設等については、ユニバーサルデザインの視点による整備を行います。</p>	37	<p>●多くの人の集まる商業施設や公共施設等において エレベーターやエスカレーターなどで施設内を自由に移動できるとともに、スロープや段差が少ない構造により建物や敷地外へのアクセスが容易にできるなど、高齢者、障がい者、妊婦や子ども連れの人等誰もが利用しやすい施設のバリアフリー化を推進します。新たに整備する建築物や公共施設等については、ユニバーサルデザインの視点による整備を行います。</p>	※表現の精査・見直し
42	<p>●住宅において 生活基盤である住宅内部においてもバリアフリー化を進め、自立した多様な住まい方が選択できるよう支援します。</p>	37	<p>●住宅において 生活基盤である住宅内部においてもバリアフリー化を進め、自立した多様な住まい方が選択できるよう支援します。</p>	※表現の精査・見直し
42	<p>② 公共空間の整備方針</p> <p>公共空間の移動の円滑化において重要なことは、歩行空間のネットワーク化、電車、バス、タクシー等、公共交通への乗り継ぎの容易さ、公園・緑地や公共施設等へのアクセスの容易さ等が挙げられます。</p> <p>したがって、鉄道駅、公共公益施設、病院、商業施設等の多くの人が集まる主要な施設への経路について、必要性が高いと考えられるところから、順次、バリアフリーなネットワークの形成を推進します。新たな公共施設整備にあたっては、ユニバーサルデザインの視点による整備を行います。</p> <p>また、個々の道路、公園等の整備については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「<u>バリアフリー法</u>」という。)の規定に基づき定められた「道路移動等円滑化基準」、「都市公園移動等円滑化基準」に適合するよう努めます。</p> <p>③ 建築物の整備方針</p> <p><u>バリアフリー法</u>では、誰もが日常利用する建築物や主として高齢者、障がい者等が利用する建築物については、床面積の合計が2,000㎡以上の新築等を行う場合、「建築物移動等円滑化基準」に適合させる必要があります。</p> <p>また、多数の者が利用する建築物についても基準に適合するよう努めることが必要になります。</p> <p>なお、埼玉県では、「福祉のまちづくり条例」を制定しており、この条例で規定する整備基準も遵守する<u>必要があります</u>。</p>  <p>バリアフリー化された北本市役所</p>	37	<p>② 公共空間の整備方針</p> <p>公共空間の移動の円滑化において重要なことは、歩行空間のネットワーク化、電車、バス、タクシー等、公共交通への乗り継ぎの容易さ、公園・緑地や公共施設等へのアクセスの容易さ等が挙げられます。</p> <p>したがって、鉄道駅、公共公益施設、病院、商業施設等の多くの人が集まる主要な施設への経路について、必要性が高いと考えられるところから、順次、バリアフリーなネットワークの形成を推進します。新たな公共施設整備にあたっては、ユニバーサルデザインの視点による整備を行います。</p> <p>また、個々の道路、公園等の整備については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「<u>バリアフリー新法</u>」という。)の規定に基づき定められた「道路移動等円滑化基準」、「都市公園移動等円滑化基準」に適合するよう努めます。</p> <p>③ 建築物の整備方針</p> <p><u>バリアフリー新法</u>では、誰もが日常利用する建築物や主として高齢者、障がい者等が利用する建築物については、床面積の合計が2,000㎡以上の新築等を行う場合、「建築物移動等円滑化基準」に適合させる必要があります。</p> <p>また、多数の者が利用する建築物についても基準に適合するよう努めることが必要になります。</p> <p>なお、埼玉県では、「福祉のまちづくり条例」を制定しており、この条例で規定する整備基準も遵守する<u>ものとします</u>。</p>  <p>バリアフリー化された北本市役所</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒バリアフリー新法の施行(H18)から20年近くが経過し、「バリアフリー法」という呼称が一般的となっているため記載を変更 ⇒写真の差し替え</p> <p>※表現の精査・見直し</p>



改定理由

①上位・関連計画との整合性確保
⇒「北本市地域防災計画」を踏まえ、防災拠点及び広域避難場所の表示を更新
⇒「土地利用検討地域」「土地利用誘導地域」を統合し「土地利用検討・誘導地域」に変更

③状況の変化に応じた文言や図の修正
⇒緊急輸送道路について最新の指定状況を反映
⇒都市計画変更に伴い、都市計画道路西仲通線及び南2号線の線形を変更
⇒栄小学校の廃校及び栄市民活動交流センターの開設を反映し、表記を変更

※表現の精査・見直し
⇒道路網の実態を反映し、南小通りを追加
⇒都市計画道路西仲通線からの線形を市外まで延長
⇒名称の見直し(「北本水辺プラザ公園」、「北本市野外活動センター」、「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」)
⇒市街化区域の線を修正

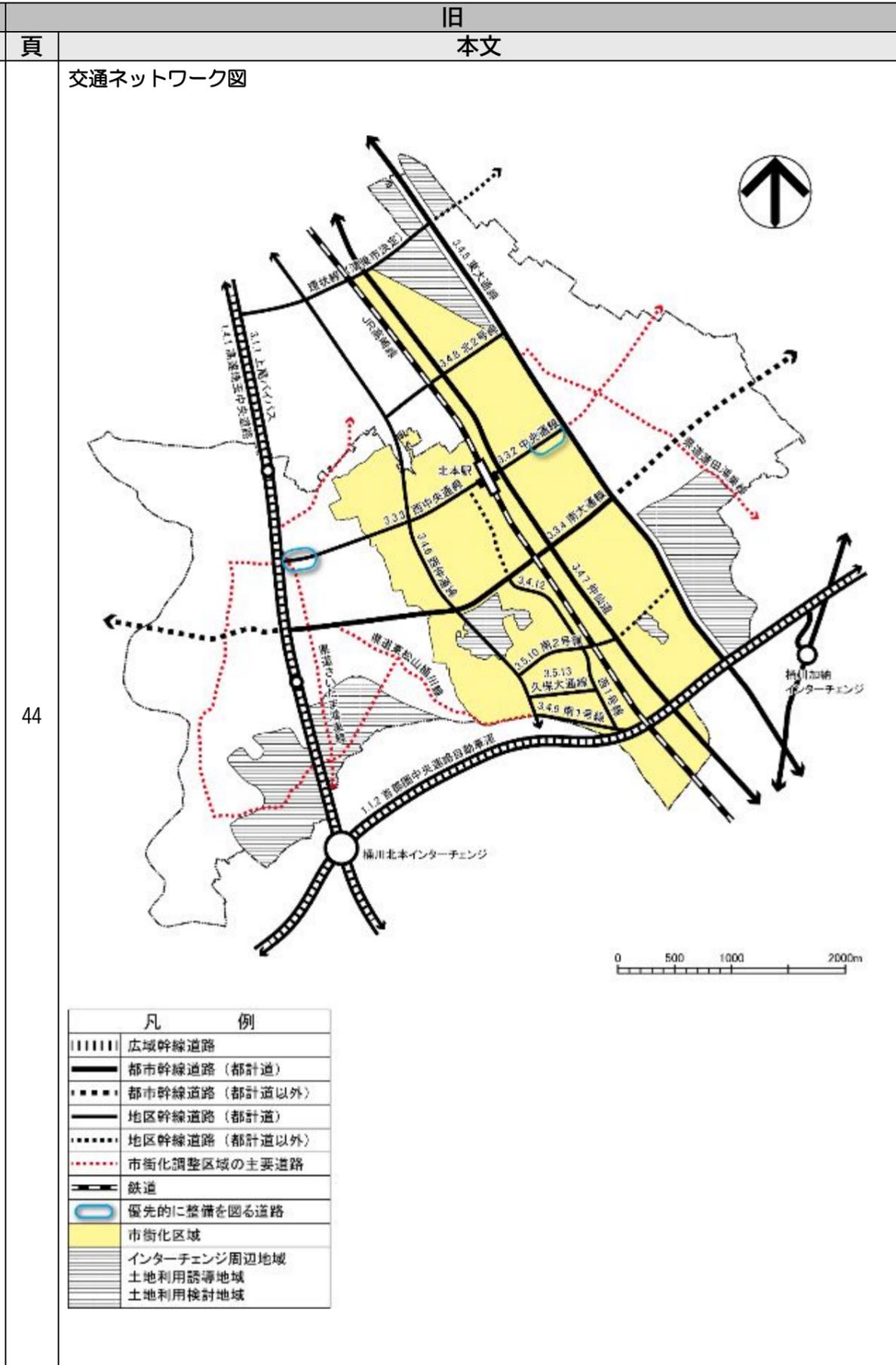
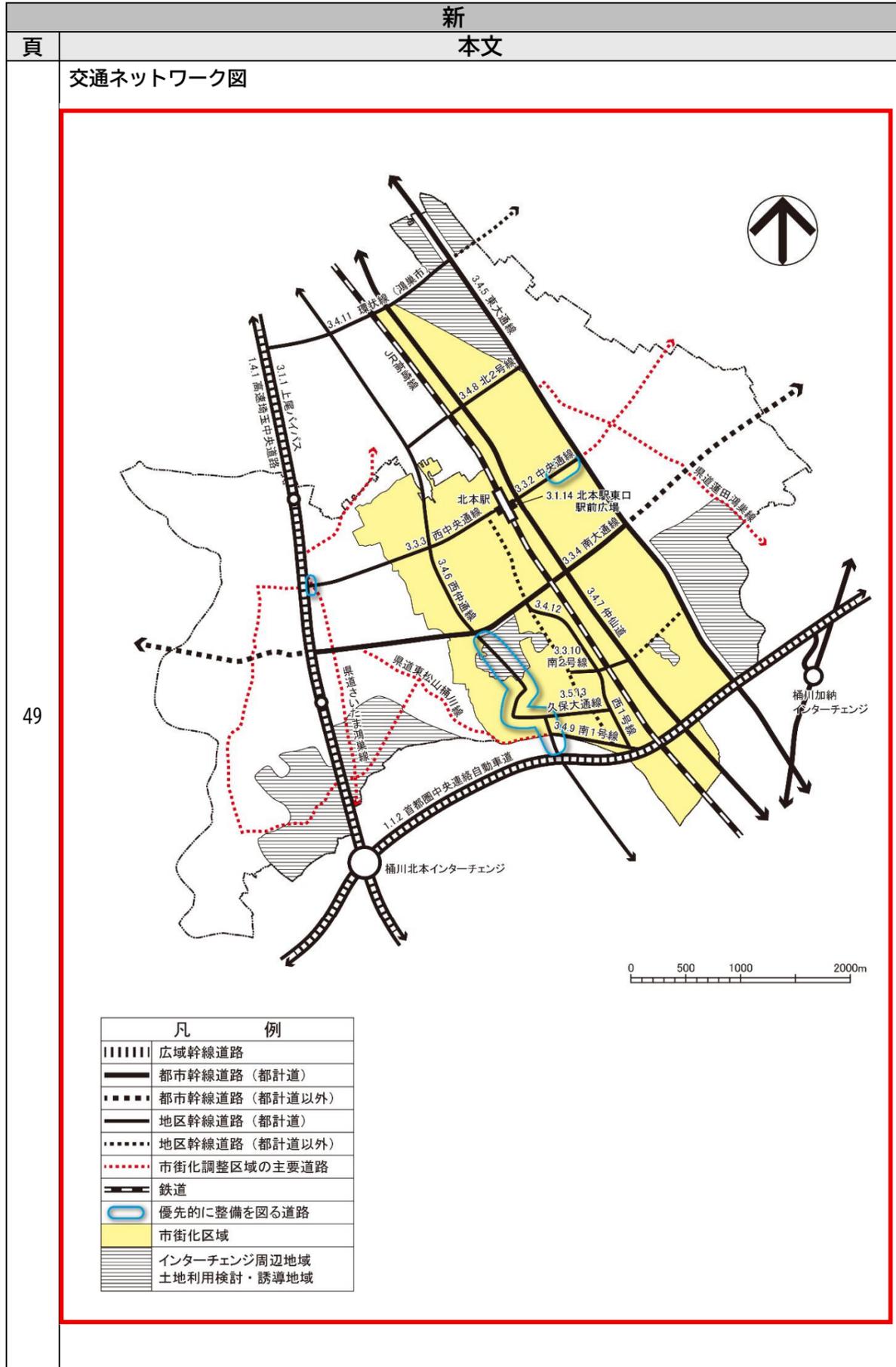
新	旧	改定理由
頁	頁	
44	39	
<p>4-3 交通体系の整備方針</p> <p>市民アンケート調査 <u>(平成30年度)</u> によれば、交通体系に関しては、生活道路の整備・改良、歩行者・自転車ネットワークの整備、公共交通の機能強化が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、<u>本市</u>が「緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、<u>「コンパクト・プラス・ネットワーク」</u>の都市構造を支える交通体系の整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道路に関しては、広域的なネットワークから地区内の交通サービスまで、道路の段階構成に応じた効果的で効率的な道路ネットワークを構築します。また、自動車優先の道路から、歩行者や自転車の利用に配慮した改良と、歩行者、自転車ネットワークの形成に努めます。なお、道路整備にあたっては、道路空間の緑化、浸透性の高い舗装等、環境に配慮した整備を図ります。 ●今後、一層高齢化が進む中では、公共交通の維持・強化が重要となることから、市内各地域の実情に応じ、民間路線バスやデマンドバス等の公共交通の充実により、<u>環境への</u>負荷の少ない交通環境を推進します。 ●ユニバーサルデザインの視点で、全ての市民が安全で利用しやすい交通環境の実現を目指します。 ●長期間事業化されていない都市計画道路については、その必要性を再検証する<u>等</u>、適宜見直しを図ります。 	<p>4-3 交通体系の整備方針</p> <p>市民アンケート調査によれば、交通体系に関しては、生活道路の整備・改良、歩行者・自転車ネットワークの整備、公共交通の機能強化が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、<u>北本市</u>が「緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を支える交通体系の整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道路に関しては、広域的なネットワークから地区内の交通サービスまで、道路の段階構成に応じた効果的で効率的な道路ネットワークを構築します。また、自動車優先の道路から、歩行者や自転車の利用に配慮した改良と、歩行者、自転車ネットワークの形成に努めます。なお、道路整備にあたっては、道路空間の緑化、浸透性の高い舗装等、環境に配慮した整備を図ります。 ●今後、一層高齢化が進む中では、公共交通の維持・強化が重要となることから、市内各地域の実情に応じ、民間路線バスやデマンドバス等の公共交通の充実により、<u>環境に</u>負荷の少ない交通環境を推進します。 ●ユニバーサルデザインの視点で、全ての市民が安全で利用しやすい交通環境の実現を目指します。 ●長期間事業化されていない都市計画道路については、その必要性を再検証する<u>など</u>、適宜見直しを図ります。 	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒アンケートについて、R6年度調査結果も併用するため、各調査の実施年度が分かる記載に変更</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
<p>(1) 道路ネットワーク</p> <p>① 広域幹線道路</p> <p>広域にわたる交通需要を処理する広域幹線道路としては、上位計画等に基づき、以下の路線を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●(都)1・1・2 首都圏中央連絡自動車道 ●(都)1・4・1 高速埼玉中央道路 <p>② 都市幹線道路</p> <p>都市内の交通の軸を形成するとともに周辺市町と連絡し、通過交通を処理する都市幹線道路として、以下の路線を位置づけます。</p>	<p>(1) 道路ネットワーク</p> <p>① 広域幹線道路</p> <p>広域にわたる交通需要を処理する広域幹線道路としては、上位計画等に基づき、以下の路線を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●(都)1・1・2 首都圏中央連絡自動車道 ●(都)1・4・1 高速埼玉中央道路 <p>② 都市幹線道路</p> <p>都市内の交通の軸を形成するとともに周辺市町と連絡し、通過交通を処理する都市幹線道路として、以下の路線を位置づけます。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ●(都)3・4・5 東大通線(国道17号) <p><u>本市</u>のJR高崎線東部の南北軸を形成するとともに、県央都市圏の<u>JR</u>高崎線沿線市街地等と南北に連絡する軸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●(都)3・4・5 東大通線(国道17号) <p><u>市</u>のJR高崎線東部の南北軸を形成するとともに、県央都市圏の高崎線沿線市街地等と南北に連絡する軸</p>	<p>※表現の精査・見直し</p>

頁	新 本文	旧 本文	改定理由
45	<p>●(都)3・1・1 上尾バイパス（上尾道路一般部） 本市域西部の南北軸を形成するとともに、県央都市圏の JR 高崎線沿線市街地等と南北に連絡する軸 計画地周辺には、埋蔵文化財包蔵地や伝鎌倉街道等の歴史環境、湧水や希少植物等の自然環境等、数多くの文化・自然資産が存在しています。このため、道路事業の進展に際しては、これら資産の保存や活用方法について、国や関係機関と十分に調整を行います。具体的には、道路整備によって失われる希少植物等の自然資産を保存するための代替地の確保、豊かな緑や自然の連続性を確保しつつ、レクリエーション機能を持つ回遊路としての緑地帯の整備等について、国や関係機関と共に研究しながら慎重に事業を進めます。</p>  <p>上尾バイパスの計画地内に生育する希少植物『カタクリ』(上)『キンラン』(下)</p>	<p>●(都)3・1・1 上尾バイパス（上尾道路一般部） 市域西部の南北軸を形成するとともに、県央都市圏の高崎線沿線市街地等と南北に連絡する軸 計画地周辺には、埋蔵文化財包蔵地や伝鎌倉街道等の歴史環境、湧水や希少植物等の自然環境など、数多くの文化・自然資産が存在しています。このため、道路事業の進展に際しては、これら資産の保存や活用方法について、国や関係機関と十分に調整を行います。具体的には、道路整備によって失われる希少植物等の自然資産を保存するための代替地の確保、豊かな緑や自然の連続性を確保しつつ、レクリエーション機能を持つ回遊路としての緑地帯の整備等について、国や関係機関と共に研究しながら慎重に事業を進めます。</p>  <p>上尾バイパスの計画地内に生育する希少植物『カタクリ』(上)『キンラン』(下)</p>	<p>※表現の精査・見直し ③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p>
45	<p>●(都)3・3・4 南大通線 本市の東西方向の軸を形成するとともに、東西の隣接都市（吉見町、久喜市等）をつなぐ軸 上尾バイパス以西は、県道東松山桶川線に接続 この機能を発揮するために、国道 17 号以东の延伸整備（県道下石戸上菖蒲線への連絡整備）に向け、関係機関との調整を行います。</p>	<p>●(都)3・3・4 南大通線 市の東西方向の軸を形成するとともに、東西の隣接都市（吉見町、久喜市等）をつなぐ軸 上尾バイパス以西は、県道東松山桶川線に接続 この機能を発揮するために、国道 17 号以东の延伸整備（県道下石戸上菖蒲線への連絡整備）に向け、関係機関との調整を行います。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p>
45	<p>●(都)3・4・7 仲仙道 本市の JR 高崎線東部の市街地の南北方向のネットワークを形成</p> <p>③ 地区幹線道路 都市内の軸を構成し、主に都市内で発生集中する交通を円滑に上位路線から、あるいは上位路線へ処理する地区幹線道路として、以下の路線を位置づけます。</p> <p>●(都)3・3・2 中央通線、(都)3・1・14 北本駅東口駅前広場 北本駅東部の商業地の発生集中交通を(都)東大通線に処理 (都)中央通線は、国道 17 号までの整備について、優先的に事業を進めます。</p>  <p>(都) 中央通線</p>	<p>●(都)3・4・7 仲仙道 北本市の JR 高崎線東部の市街地の南北方向のネットワークを形成</p> <p>③ 地区幹線道路 都市内の軸を構成し、主に都市内で発生集中する交通を円滑に上位路線から、あるいは上位路線へ処理する地区幹線道路として、以下の路線を位置づけます。</p> <p>●(都)3・3・2 中央通線 北本駅東部の商業地の発生集中交通を(都)東大通線に処理 国道 17 号までの整備について、優先的に事業を進めます。</p>  <p>(都) 中央通線</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え ※表現の精査・見直し</p>

新		旧		改定理由	
頁	本文	頁	本文		
46	<p>●(都)3・3・3 西中央通線 北本駅西部の商業地の発生集中交通を(都)上尾バイパス等に処理 上尾バイパスの事業進捗状況に応じて、上尾バイパスまでの整備を進めます。</p> <p>●(都)3・4・6 西仲通線 (都)3・4・12 西1号線とともに、<u>本市</u>のJR高崎線西部の市街地の南北方向のネットワークを形成 <u>桶川市境から南大通線までの区間については、上尾市、桶川市方面からの交通の円滑化及び道路ネットワーク構築の観点から優先的に事業を進めます。</u></p>	41	<p>●(都)3・3・3 西中央通線 北本駅西部の商業地の発生集中交通を(都)上尾バイパス等に処理 上尾バイパスの事業進捗状況に応じて、上尾バイパスまでの整備を進めます。</p>	<p>②市の関連施策との整合性確保 ⇒西仲通線の整備方針を記載</p> <p>※表現の精査・見直し ⇒都市計画道路の番号順に並び替え</p>	
	<p>●(都)3・4・8 北2号線 <u>本市</u>の市街地北部の東西方向のネットワークを形成</p> <p>●(都)3・4・9 南1号線 <u>本市</u>の市街地南部の東西方向のネットワークを形成</p>		<p>●(都)3・4・8 北2号線 <u>北本市</u>の市街地北部の東西方向のネットワークを形成</p> <p>●(都)3・4・9 南1号線 <u>北本市</u>の市街地南部の東西方向のネットワークを形成</p>	<p>※表現の精査・見直し</p>	
	<p>●(都)3・3・10 南2号線 <u>本市</u>の市街地南部の東西方向のネットワークを形成 東端は(都)仲仙道となっていますが、(都)南大通線と(都)南1号線の間隔が広い ため、(都)仲仙道から東に延伸し、適切な網間隔を実現します。</p>		<p>●(都)3・5・10 南2号線 <u>北本市</u>の市街地南部の東西方向のネットワークを形成 東端は(都)仲仙道となっていますが、(都)南大通線と(都)南1号線の間隔が広い ため、(都)仲仙道から東に延伸し、適切な網間隔を実現します。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒都市計画変更(一部区間の廃止、路線番号の変更)を反映</p>	
	<p>●(都)3・4・12 西1号線 <u>本市</u>のJR高崎線西部の市街地の南北方向のネットワークを形成</p> <p>●(都)3・5・13 久保大通線 <u>本市</u>の市街地南部の東西方向のネットワークを形成</p>		<p>●(都)3・5・13 久保大通線 <u>北本市</u>の市街地南部の東西方向のネットワークを形成</p> <p>●(都)3・4・12 西1号線 <u>北本市</u>のJR高崎線西部の市街地の南北方向のネットワークを形成</p>	<p>※表現の精査・見直し ⇒都市計画道路の番号順に並び替え</p>	
	<u>(削 除)</u>		<p>●(都)3・4・6 西仲通線 (都)3・4・12 西1号線とともに、<u>北本市</u>のJR高崎線西部の市街地の南北方向のネットワークを形成</p>	<p>※表現の精査・見直し ⇒都市計画道路の番号順に並び替え</p>	
	<p>④ 地区集散道路 幹線系道路と宅地まわりの道路である区画道路の間に位置し、身近な地域での骨格となる道路です。<u>市内</u>においては、幹線道路(都市計画道路等)とともに、この規格の道路が不足しており、既存市街地において、現道の拡幅・ネットワーク化等により、地区集散道路の整備を図ります。</p> <p>⑤ 市街化調整区域の主要道路 市街化調整区域において、<u>集落の利便や施設利用の軸</u>となる路線として、以下の路線を位置づけます。 ●<u>県道蓮田鴻巣線</u> ●<u>県道さいたま鴻巣線</u> ●<u>県道東松山桶川線</u> なお、これらの路線はインターチェンジ周辺<u>地域</u>の整備にあたっては幹線道路として機能する路線になります。</p>		<p>④ 地区集散道路 幹線系道路と宅地まわりの道路である区画道路の間に位置し、身近な地域での骨格となる道路です。<u>北本市内</u>においては、幹線道路(都市計画道路等)とともに、この規格の道路が不足しており、既存市街地において、現道の拡幅・ネットワーク化等により、地区集散道路の整備を図ります。</p> <p>⑤ 市街化調整区域の主要道路 市街化調整区域において集落の利便や、<u>施設利用の軸</u>となる路線として、以下の路線を位置づけます。 ●<u>県道蓮田鴻巣線</u> ●<u>県道さいたま鴻巣線</u> ●<u>県道東松山桶川線</u> なお、これらの路線はインターチェンジ周辺<u>地区</u>の整備にあたっては幹線道路として機能する路線になります。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p>	

頁	新 本文	頁	旧 本文	改定理由
	<p>●(都)3・3・2 中央通線の東部への延伸 (削除) 東西軸を形成する健康・スポーツ拠点へのアクセスルートとして位置づけることが必要と考えられます。</p> <p>●高尾さくら公園、北本自然観察公園、北本水辺プラザ公園、北里大学メディカルセンター等西部アクセスルート <u>本市</u>を代表するこれらの施設へのアクセスルートとして、また、将来においては桶川北本インターチェンジ周辺<u>地域</u>へのアクセスルートとして位置づけます。</p>	<p>●(都)3・3・2 中央通線の東部への延伸 当該路線は東西軸を形成する健康・スポーツ拠点へのアクセスルートとして位置づけることが必要と考えられます。</p> <p>●高尾さくら公園、北本自然観察公園、北本水辺プラザ公園、北里大学メディカルセンター等西部アクセスルート <u>市</u>を代表するこれらの施設へのアクセスルートとして、また、将来においては桶川北本インターチェンジ周辺<u>地区</u>へのアクセスルートとして位置づけます。</p>		※表現の精査・見直し
47	<p>(2) 歩行者・自転車ネットワーク</p> <p>基本的に都市計画道路等の幹線系道路や通学路の歩道を中心に、安全で快適な歩行者ネットワークを形成していきます。</p> <p>歩行者空間の安全性を確保するため、歩道の設置のみならず、住宅地内への通過交通の流入や走行速度を抑制する「ゾーン 30」の指定、区画道路のネットワーク化、外周部幹線道路の整備等を推進します。その他、隅切りの整備、視距の確保等、基本的な道路構造の整備を図ります。</p> <p>中心市街地等、<u>人</u>が集まる場所での歩行空間の質の向上のために、歩道部における街路樹や植栽帯のみならずベンチ・サイン等のストリートファニチャーの整備、沿道におけるポケットパーク等の設置により、より快適な歩行空間整備を推進します。</p> <p>また、近年、環境に優しい乗り物として自転車の活用が注目を浴びています。<u>本市</u>は平坦な地形であり、市街地も自転車で行動しやすい規模であることから、自転車活用推進法に基づく自転車走行空間の整備を進めていきます。</p> <p>荒川沿い等では、自然環境を生かした散策道の整備や広域的なネットワークのサイクリングロードの整備を促進し、安全で快適な歩行者・自転車利用環境の形成に取り組みます。</p>  <p style="text-align: center;">ゾーン 30 の指定</p>  <p style="text-align: center;">自転車と歩行者分離</p>  <p style="text-align: center;">サイクリングロード</p>	42	<p>(2) 歩行者・自転車ネットワーク</p> <p>基本的に都市計画道路等の幹線系道路や通学路の歩道を中心に、安全で快適な歩行者ネットワークを形成していきます。</p> <p>歩行者空間の安全性を確保するため、歩道の設置のみならず、住宅地内への通過交通の流入や走行速度を抑制する「ゾーン 30」の指定、区画道路のネットワーク化、外周部幹線道路の整備等を推進します。その他、隅切りの整備、視距の確保等、基本的な道路構造の整備を図ります。</p> <p>中心市街地等、<u>人</u>が集まる場所での歩行空間の質の向上のために、歩道部における街路樹や植栽帯のみならずベンチ・サイン等のストリートファニチャーの整備、沿道におけるポケットパーク等の設置により、より快適な歩行空間整備を推進します。</p> <p>また、近年、環境に優しい乗り物として自転車の活用が注目を浴びています。<u>北本市</u>は平坦な地形であり、市街地も自転車で行動しやすい規模であることから、自転車活用推進法に基づく、<u>自転車</u>走行空間の整備を進めていきます。</p> <p>荒川沿い等では、自然環境を生かした散策道の整備や広域的なネットワークのサイクリングロードの整備を促進し、安全で快適な歩行者・自転車利用環境の形成に取り組みます。</p>  <p style="text-align: center;">ゾーン 30 の指定</p>  <p style="text-align: center;">自転車と歩行者分離</p>  <p style="text-align: center;">サイクリングロード</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p> <p>※表現の精査・見直し</p>

新		旧		改定理由
頁	本文	頁	本文	
48	<p>(3) 公共交通の方針</p> <p>バス路線については、現在、民間の路線バスが北本団地線、北里大学メディカルセンター線、桶川工業団地・ワコーレ循環線 <u>(削除)</u>、ニツ家・グリコ線、東間・深井循環線、北本駅西口～ニツ家経由北本駅東口線、桶川駅発北里大学メディカルセンター線の <u>7</u> 路線、鴻巣市、桶川市の運行するコミュニティバスが4路線、合計 <u>11</u> 路線が運行しています。</p>	43	<p>(3) 公共交通の方針</p> <p>バス路線については、現在、民間の路線バスが北本団地線、北里大学メディカルセンター線、桶川工業団地・ワコーレ循環線、<u>衛生研究所線</u>、ニツ家・グリコ線、東間・深井循環線、北本駅西口～ニツ家経由北本駅東口線、桶川駅発北里大学メディカルセンター線の <u>8</u> 路線、鴻巣市、桶川市の運行するコミュニティバスが4路線、合計 <u>12</u> 路線が運行しています。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒最新の運行状況を反映</p>
	<p>環境問題や高齢化の進展等により、公共交通による移動手段の確保の必要性は増しており、既存バス網のサービス圏域から外れる交通<u>不便</u>地域においては、デマンドバスを運行することにより対策を図っています。</p> <p>今後は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現に向け、医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設と市内の住宅地を、地域公共交通ネットワークで連携する利便性の高いまちづくりを進めます。</p> <p>また、地域間の公平性と均衡ある移動ニーズに対応するため、近隣市町や関係機関等と連携し、広域的な公共交通の充実を目指します。</p>		<p>環境問題や高齢化の進展等により、公共交通による移動手段の確保の必要性は増しており、既存バス網のサービス圏域から外れる交通<u>空白</u>地域においては、デマンドバスを運行することにより対策を図っています。</p> <p>今後は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現に向け、医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設と市内の住宅地を、地域公共交通ネットワークで連携する利便性の高いまちづくりを進めます。</p> <p>また、地域間の公平性と均衡ある移動ニーズに対応するため、近隣市町や関係機関等と連携し、広域的な公共交通の充実を目指します。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p>
	<p>(4) 駅前広場・駐車場の方針</p> <p>北本駅は、東西の駅前広場が整備済みですが、更なる駅東西の連携強化により、交通結節点として、誰にとっても使いやすく、より利便性の高い駅前広場の創出を目指します。</p> <p>更に、駐車需要、駐輪需要に対応した駐車場整備、駐輪場整備の誘導を図ります。</p>  <p>北本駅西口の駅前広場ロータリー</p>		<p>(4) 駅前広場・駐車場の方針</p> <p>北本駅は、東西の駅前広場が整備済みですが、更なる駅東西の連携強化により、交通結節点として、誰にとっても使いやすく、より利便性の高い駅前広場の創出を目指します。</p> <p>更に、駐車需要、駐輪需要に対応した駐車場整備、駐輪場整備の誘導を図ります。</p>  <p>北本駅西口の駅前広場ロータリー</p>	



改定理由

①上位・関連計画との整合性確保
⇒「土地利用検討地域」「土地利用誘導地域」を統合し「土地利用検討・誘導地域」に変更

③状況の変化に応じた文言や図の修正
⇒都市計画変更に伴い、都市計画道路西仲通線及び南2号線の線形、路線番号を変更
⇒「3.3.3 西中央通線」の整備状況を反映し、優先的に整備を図る範囲を修正

※表現の精査・見直し
⇒「3.1.14 北本駅東口駅前広場」を追加
⇒道路網の実態を反映し、南小通りを追加
⇒都市計画道路西仲通線からの線形を市外まで延長
⇒市街化区域の線を修正

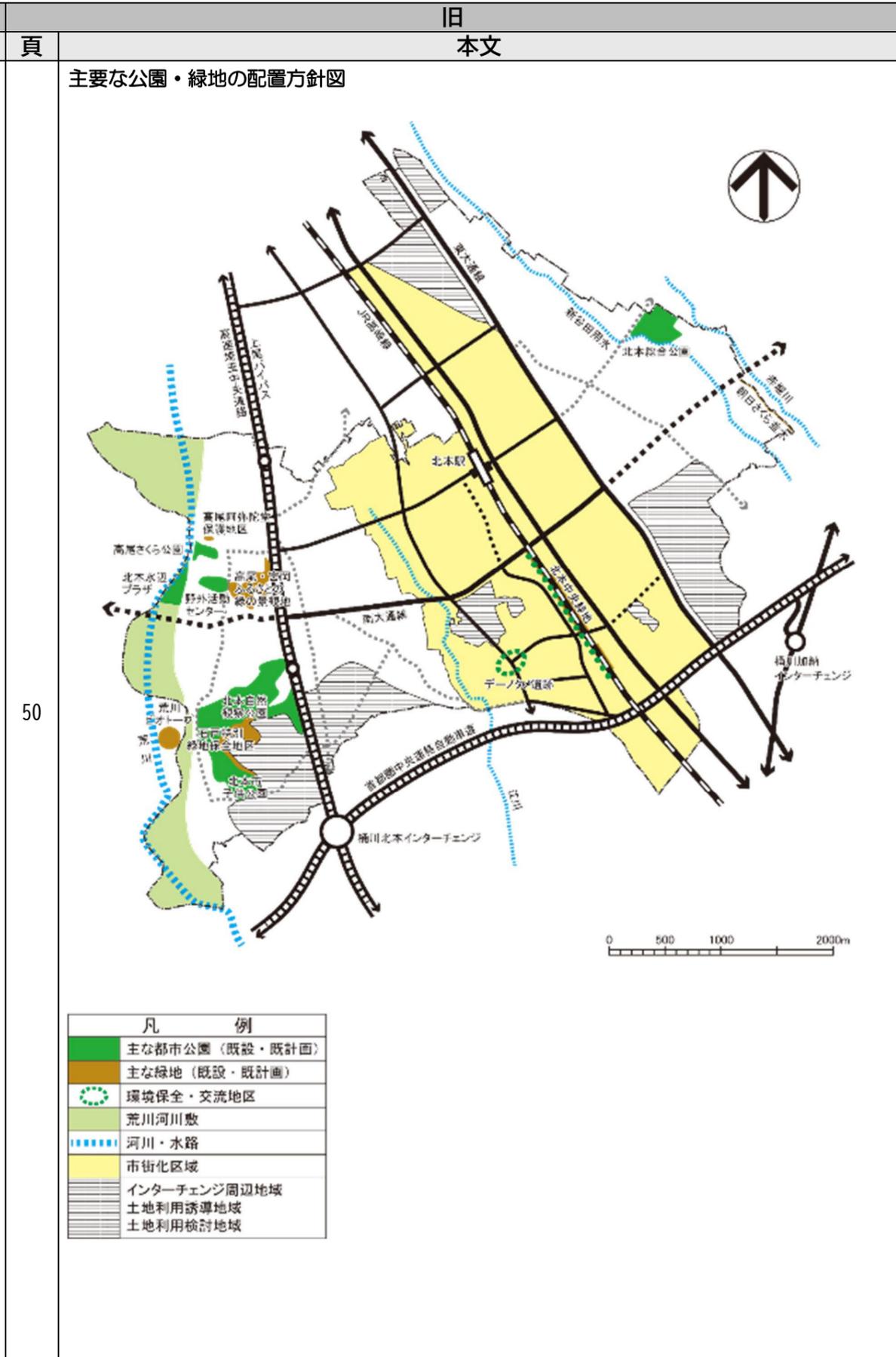
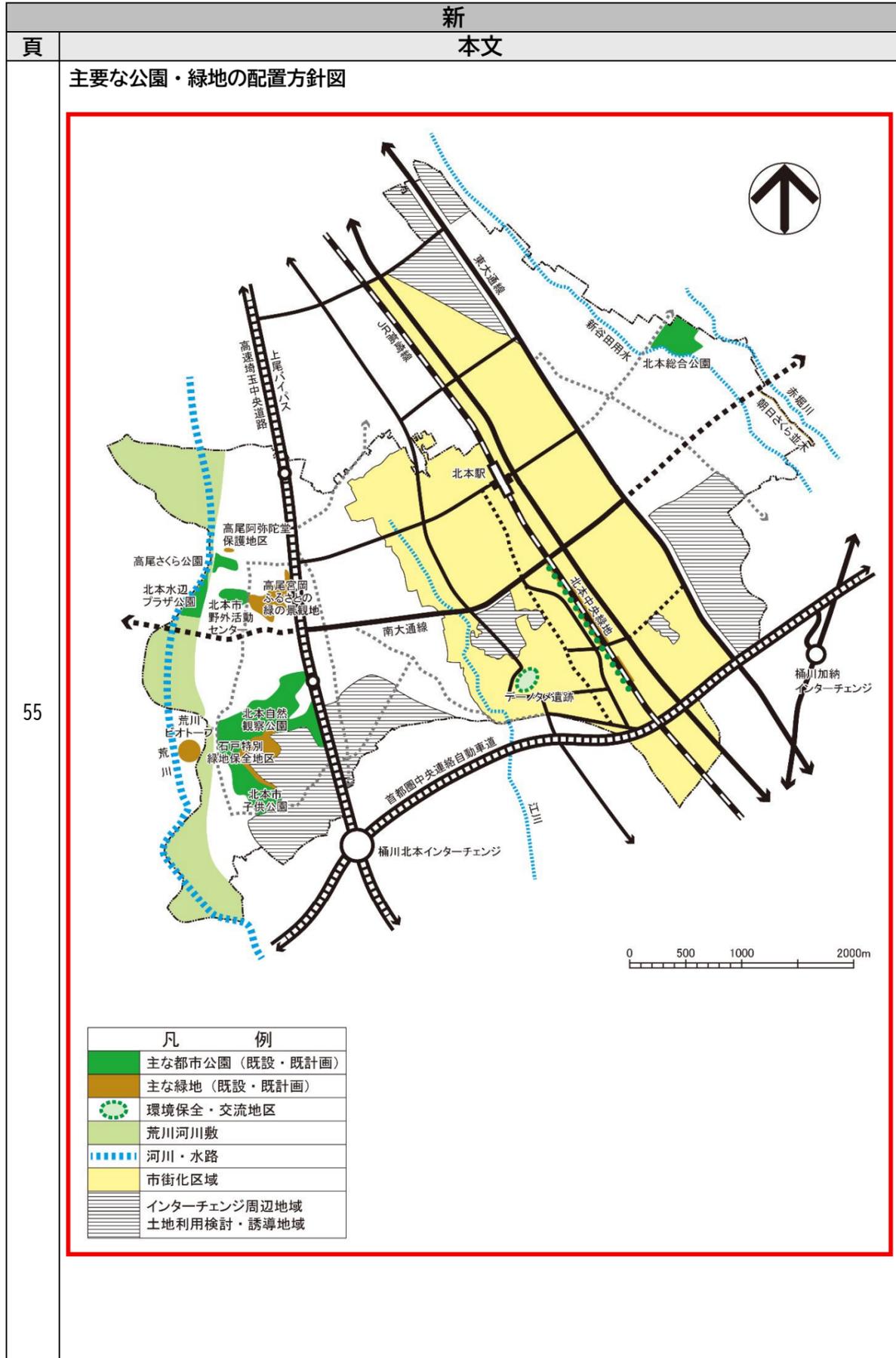
頁	新 本文	頁	旧 本文	改定理由
50	<p>4-4 公園・緑地等の整備方針</p> <p>平成30年度^度の市民アンケート調査では、市が取り組んでいる施策の満足度が最も高かった項目が「公園・緑地の整備」であり、市民から高く評価されています。公園・緑地の整備の^中では、身近な公園の整備・改良、中心的な公園の機能の多様化が特に求められています。</p> <p>また、北本中央緑地等の緑地は、北本らしさの骨格を形成する重要な資源であり、^広^く認知されていることから、定住・移住の促進のために有効な資源と考えられます。また、森林には、森を楽しむことで、こころと身体^の健康維持・増進、病気の予防につながる^{ことが}検証されており（森林セラピー）、より多目的な資源としての活用が求められています。</p> <p>本市が「緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適な暮らしと活力あるまち 北本～」となるために、「北本市緑の基本計画（改訂版）」（平成29年3月策定）に基づき、以下の方針を^基に公園・緑地等の整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「北本市緑の基本計画（改訂版）」による緑の基本方針を^遵守します。 ● 市民が利活用できるような身近な公園緑地を確保します。 ● 市を形づくる自然的、歴史的資源を『緑』のネットワークとして保全し、活用します。 	<p>4-4 公園・緑地等の整備方針</p> <p>平成30年の市民アンケート調査では、市が取り組んでいる施策の満足度が最も高かった項目が「公園・緑地の整備」であり、市民から高く評価されています。公園・緑地の整備の^{なか}では、身近な公園の整備・改良、中心的な公園の機能の多様化が特に求められています。</p> <p>また、北本中央緑地等の緑地は、北本らしさの骨格を形成する重要な資源であり、^広^域にも認知されていることから、定住・移住の促進のために有効な資源と考えられます。また、森林には、森を楽しむことで、こころと身体^の健康維持・増進、病気の予防につながる^{ことが}検証されており（森林セラピー）、より多目的な資源としての活用が求められています。</p> <p>北本市が「緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適な暮らしと活力あるまち 北本～」となるために、「北本市緑の基本計画（改訂版）」（平成29年3月策定）に基づき、以下の方針を^もとに公園・緑地等の整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「北本市緑の基本計画（改訂版）」による緑の基本方針を^順守します。 ● 市民が利活用できるような身近な公園緑地を確保します。 ● 市を形づくる自然的、歴史的資源を『緑』のネットワークとして保全し、活用します。 	※表現の精査・見直し	
	<p>(1) 北本市の緑の基本方針</p> <p>「北本市緑の基本計画（改訂版）」では、以下のような基本理念と基本方針が定められています。都市計画マスタープランでは、これらを踏まえて必要な事項を定めるものとします。</p>	<p>(1) 北本市の緑の基本方針</p> <p>「北本市緑の基本計画（改訂版）」では、以下のような基本理念と基本方針が定められています。都市計画マスタープランでは、これらを踏まえて必要な事項を定めるものとします。</p>	※表現の精査・見直し	
	<p>① 基本理念</p> <p>『緑』をつなぐまちづくり ～グリーンネットワーク北本</p>	<p>① 基本理念</p> <p>『緑』をつなぐまちづくり ～グリーンネットワーク北本～</p>	-	

新		旧		改定理由
頁	本文	頁	本文	
51	<p>② 基本方針</p> <p>●基本目標1 『緑』をまもる 河川や隣接する緑地、谷津、斜面林、大規模公園緑地、雑木林、ビオトープ等の自然的、歴史的資源を『緑』のネットワークとして保全するとともに、多くの市民が親しめるようにします。 生産緑地等の制度を活用して農地を保全するとともに、市民農園等多くの市民が農業と共生できるようにして、地産地消の推進や地場産品を活用した地域交流を進めます。</p>  <p style="text-align: center;">生産緑地</p> <p>●基本目標2 『緑』をつくる 安全、安心、防災に配慮しながら、市街化区域内の公園未整備地区に市民が活用できるような身近な公園緑地の整備をするとともに、小規模な公園緑地の拡張をします。 学校や道路、河川等の公共施設緑地に拠点をつくり、様々な緑と相互ネットワークを形成することによりエコロジカルネットワーク*を形成し、豊かな生活環境と多様な生きものとの共生を図ります。</p> <p style="text-align: center;">*野生生物が生息生育する様々な空間が有機的につながる生態系のネットワーク</p>	46	<p>② 基本方針</p> <p>●基本目標1 『緑』をまもる 河川や隣接する緑地、谷津、斜面林、大規模公園緑地、雑木林、ビオトープ等の自然的、歴史的資源を『緑』のネットワークとして保全するとともに、多くの市民が親しめるようにします。 生産緑地等の制度を活用して農地を保全するとともに、市民農園等多くの市民が農業と共生できるようにして、地産地消の推進や地場産品を活用した地域交流を進めます。</p>  <p style="text-align: center;">生産緑地</p> <p>●基本目標2 『緑』をつくる 安全、安心、防災に配慮しながら、市街化区域内の公園未整備地区に市民が活用できるような身近な公園緑地の整備をするとともに、小規模な公園緑地の拡張をします。 学校や道路、河川等の公共施設緑地に拠点をつくり、様々な緑と相互ネットワークを形成することによりエコロジカルネットワーク*を形成し、豊かな生活環境と多様な生きものとの共生を図ります。</p> <p style="text-align: center;">*野生生物が生息生育する様々な空間が有機的につながる生態系のネットワーク</p>	-
	<p>●基本目標3 『緑』をひろげる 雑木林や屋敷林、庭等の個人で増やすことが可能な緑等、身近な小さな『緑』をひろげます。さらに市民、行政、事業者等の多様な主体が協力して、北本の風土に合った花や樹木を育て緑にあふれたまちづくりを進めます。 緑をまもり・つくる活動の核になるようなリーダーを発掘し育てます。同時に、市民の活動が活発になるような制度や仕組みをつくり、市民、行政、事業者等の多様な主体が協力して計画を進めます。</p>		<p>●基本目標3 『緑』をひろげる 雑木林や屋敷林、庭等の個人で増やすことが可能な緑等、身近な小さな『緑』をひろげます。さらに市民、行政、事業者等の多様な主体が協力して、北本の風土に合った花や樹木を育て緑にあふれたまちづくりを進めます。 緑をまもり・つくる活動の核になるようなリーダーを発掘し育てます。同時に、市民の活動が活発になるような制度やしくみをつくり、市民、行政、事業者等の多様な主体が協力して計画を進めます。</p>	

新	旧	改定理由
頁	頁	
本文	本文	
<p>(2) 公園・緑地の整備方針</p> <p>① 街区公園・近隣公園の整備方針</p> <p>街区公園や近隣公園について、既設の公園は、植栽や緑化を進め、公園の質の向上を目指します。また、市街化区域で公園が不足する地域では、公園用地の確保の可能性を踏まえ、公園の確保を検討します。なお、借地公園は、公有地化を検討していきます。</p> <p>公園は、日々のレクリエーションに加え、健康づくりや防災等の多様なニーズが想定されることから、ニーズに合わせた機能転換を進めます。</p> <p>大規模災害時には、小規模な公園緑地も防災上の役割を担うことから、延焼遮断効果のある樹種の植栽や防災施設の設置等、その必要性に応じた機能強化を図ります。</p> <p>公園の多くは、供用開始から 40 年程度が経過し老朽化している施設が多いため、「北本市公園施設長寿命化計画」(令和3年2月策定)に基づいて、公園施設の修繕・改築・更新を実施します。</p>	<p>(2) 公園・緑地の整備方針</p> <p>① 街区公園・近隣公園の整備方針</p> <p>街区公園や近隣公園について、既設の公園は、植栽や緑化を進め、公園の質の向上を目指します。また、市街化区域で公園が不足する地域については、公園用地の確保の可能性を踏まえ、公園の確保を検討します。なお、借地公園については、公有化を検討していきます。</p> <p>公園は、日々のレクリエーションに加え、健康づくりや防災等の多様なニーズが想定されることから、ニーズに合わせた機能転換を進めます。</p> <p>大規模災害時には、小規模な公園緑地も防災上の役割を担うことから、延焼遮断効果のある樹種の植栽や防災施設の設置等、その必要性に応じた機能強化を図ります。</p> <p>公園の多くは、供用開始から 30 年程度が経過し老朽化している施設が多いため、「北本市公園施設長寿命化計画」(平成24年3月策定)に基づいて、公園施設の修繕・改築・更新を実施します。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒公園の供用開始からの経過年数を更新 ⇒公園施設長寿命化計画の策定年次を反映</p>
<p>52</p> <p>② 都市基幹公園の整備方針</p> <p>総合公園は、北本総合公園(約10.6ha)、北本自然観察公園(約32.9haのうち約27.1ha既開設)があり、北本自然観察公園の早期整備完了を県に要請していきます。</p>  <p>北本総合公園</p>	<p>47</p> <p>② 都市基幹公園の整備方針</p> <p>総合公園は、北本総合公園(約10.6ha)、北本自然観察公園(約32.9haのうち約27.1ha既開設)があり、北本自然観察公園の早期整備完了を要請していきます。</p>  <p>北本総合公園</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p>
<p>③ その他の公園・緑地の整備方針</p> <p>北本市野外活動センターでは、多様な野外活動スペースを活用し、キャンプやバーベキューで楽しむ等、若者から高齢者までの多様な世代が親しむ空間づくりを進めます。また、隣接する北本水辺プラザ公園、高尾さくら公園との一体的な利用を図ります。</p> <p>荒川原風景が残る高尾の旧荒川周辺では、豊かな自然に触れ合いながら楽しめるカヌー練習場等の整備や子どもたちが浅瀬で水と親しむ水辺空間の整備等、自然地形を生かした公園整備を検討します。</p>  <p>北本市野外活動センター</p>	<p>③ その他の公園・緑地の整備方針</p> <p>北本市野外活動センターでは、多様な野外活動スペースを活用し、キャンプやバーベキューで楽しむなど、若者から高齢者までの多様な世代が親しむ空間づくりを進めます。また、隣接する北本水辺プラザ公園、高尾さくら公園との一体的な利用を図ります。</p> <p>荒川原風景が残る高尾の旧荒川周辺では、豊かな自然に触れ合いながら楽しめるカヌー練習場等の整備や子どもたちが浅瀬で水と親しむ水辺空間の整備など、自然地形を生かした公園整備を検討します。</p>  <p>北本市野外活動センター</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p> <p>※表現の精査・見直し</p>

頁	新 本文	旧 本文	改定理由
	<p>(3) 自然・都市環境整備の方針</p> <p>① 緑地保全の考え方</p> <p>本市は、市街化調整区域に広がる農地や里山、荒川、高尾さくら公園、北本自然観察公園等の骨格的な緑地、市街化区域内に分布する雑木林、生産緑地等、その特質や規模において多様な自然的資源を有しています。これらは本市における貴重な財産であり、本市の『みどり』を象徴するものです。</p> <p>風致又は景観が優れている等重要な緑地(トラスト保全第8号地(高尾宮岡ふるさとの緑の景観地)、石戸特別緑地保全地区等)については、今後も保全していきます。</p> <p>緑地については、北本中央緑地等で雑木林を構成する多くの樹木が一定の樹齢に達してきていることから、萌芽更新を計画的に進め、利用者の安全確保を図ります。</p> <p>市街化区域内の雑木林(樹林地)については、県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例、北本市緑化推進要綱、市民緑地制度等の施策の活用による保全を検討します。</p> <p>また、西部地域を中心とした豊かな緑の資源を生かし、既存道路等を生かした散策路を確保することで回遊性を高め、緑のネットワーク化を図ります。</p>	<p>(3) 自然・都市環境整備の方針</p> <p>① 緑地保全の考え方</p> <p>北本市は、市街化調整区域に広がる農地や里山、荒川、高尾さくら公園、北本自然観察公園等の骨格的な緑地、市街化区域内に分布する雑木林、生産緑地等、その特質や規模において多様な自然的資源を有しています。これらは北本市における貴重な財産であり、北本市の『みどり』を象徴するものです。</p> <p>風致または景観が優れているなど重要な緑地(トラスト保全第8号地(高尾宮岡ふるさとの緑の景観地)、石戸特別緑地保全地区等)については、今後も保全していきます。</p> <p>緑地については、北本中央緑地等、雑木林を構成する多くの樹木が一定の樹齢に達してきていることから、萌芽更新を計画的に進め、利用者の安全確保を図ります。</p> <p>市街化区域内の雑木林(樹林地)については、県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例、北本市緑化推進要綱、市民緑地制度等の保全施策の活用による保全について検討します。</p> <p>また、西部地域を中心とした豊かな緑の資源を生かし、既存道路等を生かした散策路を確保することで回遊性を高め、緑のネットワーク化を図ります。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え ⇒雑木林の保全について、保護地区の指定や保護樹木制度に関する記載を追加</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
53	<p>② 北本中央緑地の保全・活用</p> <p>JR 高崎線沿いについては、北本中央緑地が都市計画決定されており、現在整備中ですが、沿線の緑の軸として、緑地・オープンスペース等を配置していきます。</p> <p>特に、JR 高崎線と中山道の間については、中高層住宅を含むエリアとして土地利用方針で位置づけしており、敷地・建築物の共同化等により、新たな緑地、オープンスペース(駐車場を含む)を創出することにより、緑の軸の形成に寄与するよう誘導します。</p> <p>これらについては、行政による施策の展開のみならず、市民による維持・管理、自然と親しむイベントの実施、緑化等の展開により、行政と市民との協働による都市環境の形成が重要です。</p> <p>今後も、市民による緑化・緑地保全活動への育成・支援を進めていきます。</p>	<p>② 北本中央緑地の保全・活用</p> <p>JR 高崎線沿いについては、北本中央緑地が都市計画決定されており、現在整備中ですが、沿線の緑の軸として、緑地・オープンスペース等を配置していきます。</p> <p>特に、JR 高崎線と中山道の間については、中高層住宅を含むエリアとして土地利用方針で位置づけしており、敷地・建築物の共同化等により、新たな緑地、オープンスペース(駐車場を含む)を創出することにより、緑の軸の形成に寄与するよう誘導します。</p> <p>これらについては、行政による施策の展開のみならず、市民による維持・管理、自然と親しむイベントの実施、緑化等の展開により、行政と市民との協働による都市環境の形成が重要です。</p> <p>今後とも、市民による緑化・緑地保全活動への育成・支援を進めていきます。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p> <p>※表現の精査・見直し</p>

頁	新 本文	頁	旧 本文	改定理由
54	<p>③ 森林セラピー事業の活用</p> <p>埼玉県内で初めて認定された「森林セラピー基地」「森林セラピーロード」を活用し、都心近郊に残された貴重な緑地空間と自然環境の良さを官民連携により広くPRして、来訪者の増加を図るとともに、来訪者の市内滞留時間の拡大を図り、地域経済の活性化を推進します。</p>  <p>「森林セラピーロード」に認定された北本自然観察公園</p>	<p>③ 森林セラピー事業の活用</p> <p>埼玉県内で初めて認定された「森林セラピー基地」「森林セラピーロード」を活用し、都心近郊に残された貴重な緑地空間と自然環境の良さを官民連携により広くPRして、来訪者の増加を図るとともに、来訪者の市内滞留時間の拡大を図り、地域経済の活性化を推進します。</p>  <p>「森林セラピーロード」に認定された北本自然観察公園</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p>	
54	<p>④ <u>デーノタメ遺跡の保存・活用</u></p> <p><u>デーノタメ遺跡は、北本市下石戸下地内に位置する、縄文時代の中期から後期にかけての集落跡です。令和6年10月には、その歴史的・学術的価値が評価され、国指定史跡になりました。</u></p> <p><u>遺跡の台地上に広がるコナラやクヌギ等からなる雑木林は、地域における貴重な自然資源にもなっています。</u></p> <p><u>今後は、歴史・自然資源として保存し、地域の歴史を伝えていくとともに、市民・来訪者の憩い・交流の場となる史跡公園等の整備を検討します。</u></p> <p><u>なお、周辺エリアについては、史跡と調和した景観保全が求められます。これまでは「埼玉県景観計画」に基づいて景観づくりを進めてきましたが、市独自の景観計画の策定を検討する等、より地域の特性を考慮した景観形成を進めていく必要があります。</u></p>  <p>デーノタメ遺跡</p>	49	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒デーノタメ遺跡は環境保全・交流地区(p.50)に位置づけられていることから、保存・活用の方針を追加</p>	



改定理由

①上位・関連計画との整合性確保
⇒「土地利用検討地域」「土地利用誘導地域」を統合し「土地利用検討・誘導地域」に変更

③状況の変化に応じた文言や図の修正
⇒都市計画変更に伴い、都市計画道路西仲通線及び南2号線の線形を変更

※表現の精査・見直し
⇒「環境保全・交流地区」の凡例を変更
⇒道路網の実態を反映し、南小通りを追加
⇒都市計画道路西仲通線からの線形を市外まで延長
⇒名称の見直し（「北本水辺プラザ公園」、「北本市野外活動センター」、「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」）
⇒市街化区域の線を修正

新	旧	改定理由
頁	頁	
<p>4-5 都市景観形成の方針</p> <p>市民アンケート調査（平成30年度）によれば、都市景観形成に関しては、北本駅前等での魅力あるまちなみデザインの形成と中山道沿道の歴史と文化を生かした景観づくりが特に求められています。</p> <p>埼玉県景観条例に基づく「埼玉県景観計画」では、圏央道沿線の市町における誘導する産業施設等と田園環境が調和した景観づくりが重要視されています。</p> <p><u>今後は、本市特有の文化や自然環境、近代的な都市空間等の景観を守り、誘導していくため、市独自の景観計画の策定について検討していきます。</u></p> <p>また、無秩序な屋外広告物により、自然やまちなみの美しさが損なわれないように、埼玉県屋外広告物条例に基づく許可制を基本とし、第一種低層住居専用地域や圏央道沿線の地域では、一部の例外を除き、広告物を出すことが禁止されています。</p> <p>本市が「緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、以下の方針を基に都市景観形成を進めます。</p> <p>●まちなみの自然や歴史を生かし、「北本らしさ」の薫る都市景観形成を推進していきます。</p> <p>(1)「北本らしさ」の薫る都市景観形成の方針</p> <p>本市は都心に近接しながらも豊かな自然環境に恵まれており、市街地に残された雑木林や郊外の里山の風景が本市を特徴づける要素ともなっています。</p> <p>また、国指定天然記念物で、日本五大桜の一つに数えられている石戸蒲ザクラは、本市の象徴的な自然景観となっています。</p> <p>本市の都市景観としてこれらの自然的要素や環境を保全するとともに、土地利用に応じた景観形成を推進します。</p> <p>① 住宅地景観</p> <p>住宅地においては、街路樹・歩道部等の統一的な整備等により、緑豊かな潤いのある住宅地景観の創出に努めるとともに、市街地内や周辺部の雑木林等の緑地資源を積極的に保全していきます。</p> <p>特に、コミュニティ等の地域単位で、植栽や建築物の外壁等についてルールづくりを行う等、地域ごとの個性化を図ることも考えられます。</p>	<p>4-5 都市景観形成の方針</p> <p>市民アンケート調査によれば、都市景観形成に関しては、北本駅前等での魅力あるまちなみデザインの形成と中山道沿道の歴史と文化を生かした景観づくりが特に求められています。</p> <p>埼玉県景観条例に基づく、「埼玉県景観計画」では、圏央道沿線の市町における誘導する産業施設等と田園環境が調和した景観づくりが重要視されています。</p> <p>また、無秩序な屋外広告物により、自然やまちなみの美しさが損なわれないように、埼玉県屋外広告物条例に基づく許可制を基本とし、第一種低層住居専用地域や圏央道沿線の地域では、一部の例外を除き、広告物を出すことが禁止されています。</p> <p>北本市が「緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、以下の方針をもとに都市景観形成を進めます。</p> <p>●まちなみの自然や歴史を生かし、「北本らしさ」の薫る都市景観形成を推進していきます。</p> <p>(1)「北本らしさ」の薫る都市景観形成の方針</p> <p>北本市は都心に近接しながらも豊かな自然環境に恵まれており、市街地に残された雑木林や郊外の里山の風景が北本市を特徴づける要素ともなっています。</p> <p>また、国指定天然記念物に指定され、日本五大桜のひとつと呼ばれている石戸蒲ザクラは、北本市の象徴的な自然景観となっています。</p> <p>北本市の都市景観としてこれらの自然的要素や環境を保全するとともに、土地利用に応じた景観形成を推進します。</p> <p>① 住宅地景観</p> <p>住宅地においては、街路樹・歩道部等の統一的な整備等により、緑豊かなうるおいのある住宅地景観の創出に努めるとともに、市街地内や周辺部の雑木林等の緑地資源を積極的に保全していきます。</p> <p>特に、コミュニティ等の地域単位で、植栽や建築物の外壁等についてルールづくりを行うなど、地域ごとの個性化を図ることも考えられます。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒アンケートについて、R6年度調査結果も併用するため、各調査の実施年度が分かる記載に変更</p> <p>※表現の精査・見直し</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒景観計画の策定を検討する方針を明示</p> <p>※表現の精査・見直し</p> <p>※表現の精査・見直し</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p> <p>※表現の精査・見直し</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p>
56	51	
 <p>石戸蒲ザクラ</p>	 <p>石戸蒲ザクラ</p>	
 <p>住宅地</p>	 <p>住宅地</p>	

頁	新 本文	頁	旧 本文	改定理由
57	<p>② 商業・業務地景観</p> <p>北本駅周辺商業地については、街路整備・駅前広場の充実等により基盤整備を進めるとともに、商業地としてのまちなみデザインの調和を図り、本市の玄関口として「顔」となる魅力的な景観形成を誘導します。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>  <p style="text-align: center;">北本駅西口駅前広場</p>	<p>② 商業・業務地景観</p> <p>北本駅周辺商業地については、街路整備・駅前広場の充実等により、<u>基盤整備を進めるとともに、商業地としてのまちなみデザインの調和を図り、北本市の玄関口として「顔」となる魅力的な景観形成を誘導します。</u></p> <p><u>交通・交流拠点地区については、商業・文化・医療・福祉等各種機能の複合拠点にふさわしい景観形成の検討を行います。</u></p>  <p style="text-align: center;">北本駅西口駅前広場</p>	<p>※表現の精査・見直し</p> <p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画における交通・交流拠点地区の位置付け見直しに伴い、同地区に関する記載を削除</p>	
57	<p>③ 中山道沿道景観</p> <p>中山道（三軒茶屋通りから南大通りまで）の沿道については、中山道の歴史と文化を生かした景観に配慮したまちなみづくりを推進します。</p>  <p style="text-align: center;">中山道</p>	<p>③ 中山道沿道景観</p> <p>中山道（三軒茶屋通りから南大通りまで）の沿道については、中山道の歴史と文化を生かした景観に配慮したまちなみづくりを推進します。</p>  <p style="text-align: center;">中山道</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p>	
57	<p>④ その他</p> <p>公共公益施設については、周辺環境と調和した施設デザイン・色彩等に配慮します。また、極力オープンスペースの設置や緑化を図るものとし、これらの維持管理については、地域住民等の協力・活用を図ります。</p> <p>更に、地区の実情にあった良好な景観形成を進めるため、市民の意識を深める啓発活動に努めます。</p>  <p style="text-align: center;">自然学習ができる自然観察公園</p>	<p>④ その他</p> <p>公共公益施設については、周辺環境と調和した施設デザイン・色彩等に配慮します。また、極力オープンスペースの設置や緑化を図るものとし、これらの維持管理については、地域住民等の協力・活用を図ります。</p> <p>更に、地区の実情にあった良好な景観形成を進めるため、市民の意識を深める啓発活動に努めます。</p>  <p style="text-align: center;">自然学習ができる自然観察公園</p>	-	

頁	新 本文	旧 本文	改定理由
58	<p>4-6 環境共生の都市づくりの方針</p> <p>北本市環境基本条例に基づき、「<u>第三次北本市環境基本計画</u>」(削除)を策定しており、望ましい環境像を、「緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本」としています。</p> <p>市民アンケート調査(平成30年度)によれば、環境共生の都市づくりに関しては、ごみの減量やリサイクルの推進が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、<u>本市</u>が「緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、「<u>第三次北本市環境基本計画</u>」(削除)に基づき、以下の方針を<u>基に</u>環境共生の都市づくりを進めます。</p>	<p>4-6 環境共生の都市づくりの方針</p> <p>北本市環境基本条例に基づき、「<u>第二次北本市環境基本計画</u>」(平成29年3月策定)を策定しており、望ましい環境像を、「緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本」としています。</p> <p>市民アンケート調査によれば、環境共生の都市づくりに関しては、ごみの減量やリサイクルの推進が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、<u>北本市</u>が「緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、「<u>第二次北本市環境基本計画</u>」(平成29年3月策定)に基づき、以下の方針を<u>もとに</u>環境共生の都市づくりを進めます。</p>	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第三次環境基本計画の内容を反映</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒アンケートについて、R6年度調査結果も併用するため、各調査の実施年度が分かる記載に変更</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
58	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>本市</u>に残された貴重な緑や生態系の保全に努めるとともに、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる調和のとれた循環型社会の構築に努めます。 ●快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、河川や水路の水質保全を図るため、下水道の整備を進めます。 ●河川や水路は、河川環境の保全や水路機能の確保のほか、豊かな自然環境と調和したレクリエーション空間としての位置づけを明確にします。 ●ごみの減量と循環型社会づくりに向けた取組を推進します。 ●地球温暖化対策として、<u>省エネルギー機器・太陽光発電システムの導入促進</u>や<u>ごみの減量化</u>等に継続して取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>北本市</u>に残された貴重な緑や生態系の保全に努めるとともに、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる調和のとれた循環型社会の構築に努めます。 ●快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、河川や水路の水質保全を図るため、下水道の整備を進めます。 ●河川や水路は、河川環境の保全や水路機能の確保のほか、豊かな自然環境と調和したレクリエーション空間としての位置づけを明確にします。 ●ごみの減量と循環型社会づくりに向けた取組を推進します。 ●地球温暖化対策として、<u>電気及び燃料使用量の削減やグリーン購入</u>等に継続して取り組みます。 	<p>※表現の精査・見直し</p> <p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第5次北本市地球温暖化対策実行計画(区域施策・事務事業編)の策定を反映</p>
	<p>(1) 環境への負荷の少ない都市づくりの基本方針</p> <p>「<u>第三次北本市環境基本計画</u>」で<u>挙げられている</u>3つの長期的な目標を、都市計画マスタープランとしても基本方針と位置づけます。</p>	<p>(1) 環境への負荷の少ない都市づくりの基本方針</p> <p>「<u>第二次北本市環境基本計画</u>」で<u>あげられている</u>3つの長期的な目標を、都市計画マスタープランとしても基本方針と位置づけます。</p>	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第三次環境基本計画の内容を反映</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●長期的な目標1：自然共生社会の形成に向けて ＜自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち＞ <p>自然環境は、生命をはぐくむ母体であり、多様な野生生物の生育・生息の場、水循環の場、人の精神に安らぎを与える場、文化を培う場等として、効率や金銭等では計ることのできない貴重な財産です。私たちは、この大切な財産を健全な状態で後世に伝える責任があります。</p>  <p>自然豊かな雑木林の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●長期的な目標1：自然共生社会の形成に向けて ＜自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち＞ <p>自然環境は、生命をはぐくむ母体であり、多様な野生生物の生育・生息の場、水循環の場、人の精神に安らぎを与える場、文化を培う場等として、効率や金銭等では計ることのできない貴重な財産です。私たちは、この大切な財産を健全な状態で後世に守り伝える責任があります。</p>  <p>自然豊かな雑木林の保全</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p> <p>※表現の精査・見直し</p>

頁	新 本文	頁	旧 本文	改定理由
59	<p>●長期的な目標2：循環型・脱炭素社会の構築に向けて <資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち> 気候変動・温暖化や生物多様性の喪失、環境汚染等の地球環境から地域の環境問題は、今日の経済性・利便性や快適さ、物質的な豊かさを追求する私たちの生活や事業活動、資源・エネルギーの大量消費・廃棄型の社会システムに起因しています。 こうした社会システムをより環境への負荷の少ない仕組みに移行していくとともに、私たち一人ひとりが生活を楽しみながら、資源・エネルギーの有効利用や再生可能なものと替えていく等、ライフスタイルを見直していく必要があります。また、こうした取組や行動を支える環境にやさしいまちづくりを進め、持続可能な社会を構築していくことが求められています。</p>	<p>●長期的な目標2：循環型・低炭素社会の構築に向けて <資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち> 環境問題は、経済性・利便性や快適さ、物質的な豊かさを追求する私たちの生活や事業活動を支える大量生産・大量消費型の社会システムに起因しています。 こうした社会システムをより環境への負荷の少ないものと改め、持続可能な社会を構築していくためには、私たちの生活様式（ライフスタイル）の見直しを図り、資源やエネルギーを大切に利用するなど環境にやさしいまちづくりを進めていくことが必要です。</p>	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第三次環境基本計画の内容を反映</p>	
59	<p>●長期的な目標3：協働社会の実現に向けて <一人ひとりが環境を意識し、環境の環（わ）をつくり広げるまち> 私たち一人ひとりが、環境について学び・考え、日常の生活や事業活動を環境にやさしいものへと改善し、環境の保全と創造や環境負荷の低減に向けた行動を積極的に進めていくことが大切です。 また、こうした取組を一層効果的なものにしていくためには、市民一人ひとりの環境について学び・知り・行動する機会（環境学習機会）の充実と行動の促進、市・市民・事業者・民間団体等各主体の相互理解と連携・協力、活動の環づくりが不可欠になっています。</p>  <p>自然を生かしたワークショップ</p>	<p>●長期的な目標3：協働社会の実現に向けて <一人ひとりが輝く、環境の環をつくり広げるまち> わたしたち一人ひとりが、環境について学び・考え、日常の生活や事業活動を環境にやさしいものへと見直し、環境の保全と創造や環境負荷の低減に向けた行動を進めていくことが必要です。 また、こうした取組を一層効果的なものにしていくためには、市民一人ひとりの環境について学び・知る機会（環境学習機会）の充実を図るとともに、市・市民・事業者・民間団体と各主体の相互理解と連携、協力が不可欠です。そして、こうした環境について学び・考え、環境を守り・育み・つくる市民・事業者・民間団体の活動の環（わ）を広げていくことが重要になっています。</p>  <p>自然を生かしたワークショップ</p>	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第三次環境基本計画の内容を反映</p>	
	<p>(2) 下水道整備の方針 本市の公共下水道事業は、荒川左岸北部流域関連公共下水道として、昭和47年に都市計画決定したもので、引き続き市街化区域について事業を進めていきます。なお、既存の下水道施設については、リスク評価等を踏まえ、点検・調査及び対策の優先順位付けを行うとともに、下水道の機能の確保のために適正な管理を行っていきます。 また、市街化調整区域については、現在、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、し尿収集により対応しています。快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、河川や水路の水質向上等の環境の保全を図るために、し尿と雑排水を処理する合併処理浄化槽の設置促進に努めます。</p>	<p>(2) 下水道整備の方針 北本市の公共下水道事業は、荒川左岸北部流域関連公共下水道として、昭和47年に都市計画決定を定めたもので、引き続き市街化区域について事業を進めていきます。 また、市街化調整区域については、現在、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、し尿収集により対応しています。快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、河川や水路の水質向上等の環境の保全を図るために、し尿と雑排水を処理する合併処理浄化槽の設置促進に努めます。</p>	<p>※表現の精査・見直し ③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒既存の下水道施設に関する記載を追加</p>	

新	旧	改定理由
本文	本文	
<p>60</p> <p>(3) 河川・水路整備の方針</p> <p><u>本市</u>の西部を流れる荒川については、河川整備、河川敷利用等について、国・県・市それぞれが連携しながら、豊かな自然環境と身近なレクリエーション空間として<u>位置づけます。</u></p> <p>江川や赤堀川についても、河川環境の保全や改修整備が図られるよう働きかけます。</p> <p>勝林・梅沢雨水幹線や谷田用水路等については、水路機能の維持管理に努めるとともに、水路周辺の環境整備に取り組みます。</p>  <p>荒川と北本水辺プラザ公園</p>	<p>55</p> <p>(3) 河川・水路整備の方針</p> <p><u>北本市</u>の西部を流れる荒川については、河川整備、河川敷利用等について、国・県・市それぞれ連携しながら、豊かな自然環境と身近なレクリエーション空間としての<u>位置づけを明確化</u>します。</p> <p>江川や赤堀川についても、河川環境の保全や改修整備が図られるよう働きかけます。</p> <p>勝林・梅沢雨水幹線や谷田用水路等については、水路機能の維持管理に努めるとともに、水路周辺の環境整備に取り組みます。</p>  <p>荒川と北本水辺プラザ公園</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
<p>(4) ごみ処理対策の方針</p> <p><u>本市</u>のごみ処理は、埼玉中部環境センターで<u>行われて</u>いますが、稼働後 <u>40</u> 年以上経過していることから、新たなごみ処理施設の整備を<u>推進して</u>いきます。</p> <p>ごみの減量と循環型社会づくりに向けて、すぐにごみとなるものをつくらない・求めない等、ごみを<u>元</u>から減らす(リデュース)、ごみになるものは断る(リフューズ)、繰り返し使う(リユース)、資源として再使用する(リサイクル)の4Rの取組を推進します。</p>  <p>埼玉中部環境センター</p>	<p>(4) ごみ処理対策の方針</p> <p><u>北本市</u>のごみ処理は、埼玉中部環境センターで<u>処理されて</u>いますが、稼働後 <u>30</u> 年以上経過していることから、新たなごみ処理施設の整備方針について、あらゆる可能性を含め検討します。</p> <p>ごみの減量と循環型社会づくりに向けて、すぐにごみとなるものをつくらない・求めないなど、ごみを<u>もと</u>から減らす(リデュース)、ごみになるものは断る(リフューズ)、繰り返し使う(リユース)、資源として再使用する(リサイクル)の4Rの取組を推進します。</p>  <p>埼玉中部環境センター</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒埼玉中部環境センターの稼働開始(1984)からの経過年数を更新 ⇒写真の差し替え</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
<p>(5) 地球温暖化対策に関する取組方針</p> <p><u>本市では、令和4年1月に「北本市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和32年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする意向を示しています。</u></p>	<p>(5) 地球温暖化対策に関する取組方針</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒「ゼロカーボンシティ宣言」に関する記載を追加</p>
<p><u>現在、「第5次北本市地球温暖化対策実行計画(区域施策・事務事業編)(令和6年3月策定)」に基づき、省エネルギー機器・太陽光発電システムの導入促進やごみの減量化</u>等を実施しており、継続して取り組むものとしします。</p> <p>また、国・県による住宅用創エネルギー・省エネルギー設備に対する補助制度の活用を促進し、市内における地球温暖化対策を推進します。</p>	<p><u>北本市では、「第4次北本市地球温暖化対策実行計画(平成31年3月策定)」に基づき、電気及び燃料使用量の削減やグリーン購入等</u>を実施しており、継続して取り組むものとしします。</p> <p>また、国・県による住宅用創エネルギー・省エネルギー設備に対する補助制度の活用を促進し、市内における地球温暖化対策を推進します。</p>	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第5次北本市地球温暖化対策実行計画(区域施策・事務事業編)の策定を反映</p>

新 本文	旧 本文	改定理由
<p>4-7 住宅整備の方針</p> <p>本市は、大宮台地の北西端部に位置しており、強度と安定性のある関東ローム層からなる地盤や標高等、地理的条件に恵まれていることもあり、地震や洪水等の自然災害には比較的強いという優れた特徴を有しています。</p> <p>本市では、この特徴を存分に生かし、災害に強く、安全・安心に暮らせる、質の高い住まいづくりを推進します。</p> <p>また、市民アンケート調査（平成30年度）によれば、住宅整備に関しては、生活道路や公園の整った利便性の高い住宅環境の形成と空き家や未利用宅地等の有効活用が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、本市が「緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、以下の方針を基に住宅整備を誘導していきます。</p>	<p>4-7 住宅整備の方針</p> <p>北本市は、大宮台地の北西端部に位置しており、強度と安定性のある関東ローム層からなる地盤や標高等、地理的条件に恵まれていることもあり、地震や洪水などの自然災害には比較的強いという優れた特徴を有しています。</p> <p>北本市では、この特徴を存分に生かし、災害に強く、安全・安心に暮らせる、質の高い住まいづくりを推進します。</p> <p>また、市民アンケート調査によれば、住宅整備に関しては、生活道路や公園の整った利便性の高い住宅環境の形成と空き家や未利用宅地等の有効活用が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、北本市が「緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、以下の方針をもとに住宅整備を誘導していきます。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正</p> <p>⇒アンケートについて、R6年度調査結果も併用するため、各調査の実施年度が分かる記載に変更</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
<p>61</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ライフステージやライフスタイルごとの住宅ニーズに応じた選択性の高い住まいづくりを目指します。 ●北本らしい「みどり」を生かした愛着のある住まいづくりを目指します。 ●誰もが安心して住み続けられる質の高い住まいづくりを目指します。 ●既存ストックを有効に活用した持続可能な住まいづくりを目指します。 	<p>56</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ライフステージの住宅ニーズに応じた選択性の高い住まいづくりを目指します。 ●北本らしい「みどり」を生かした愛着のある住まいづくりを目指します。 ●誰もが安心して住み続けられる質の高い住まいづくりを目指します。 ●既存ストックを有効に活用した持続可能な住まいづくりを目指します。 	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正</p> <p>⇒コロナ禍を経て加速した働き方・暮らし方の変化に関する記載を追加</p>
<p>(1) ライフステージやライフスタイルごとの住宅ニーズに応じた選択性の高い住まいづくりの方針</p> <p>駅周辺の利便性の高い地域においては、中層住宅、住商併用住宅等の都市型住宅の誘導を図るとともに、多様な世帯形態に対応した住宅の整備・誘導を図ります。</p> <p>低層の戸建住宅地においては、近居・同居のための住宅の新築・改築が可能な宅地が供給できるよう、住宅事情に合わせた用途地域の見直しや、開発行為等に対する指導を行います。</p>	<p>(1) ライフステージの住宅ニーズに応じた選択性の高い住まいづくりの方針</p> <p>駅周辺の利便性の高い地域においては、中層住宅、住商併用住宅等の都市型住宅の誘導を図るとともに、多様な世帯形態に対応した住宅の整備・誘導を図ります。</p> <p>低層の戸建て住宅地においては、近居・同居のための住宅の新築・改築が可能な宅地が供給できるよう、住宅事情に合わせた用途地域見直しや、開発行為等に対する指導を行います。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正</p> <p>⇒コロナ禍を経て加速した働き方・暮らし方の変化に関する記載を追加</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
<p>(2) 北本らしい「みどり」を生かした愛着のある住まいづくりの方針</p> <p>土地区画整理事業や良好な民間開発等によって計画的に住宅地整備が進められてきた地区については、地区計画制度等の活用によって、良好な住環境を保全していきます。</p> <p>また、居住者自らが生け垣や庭木等によって身近な緑を創出することで、緑あふれる住宅地を形成していきます。</p> <p>市街化調整区域の既存集落や住宅地については、道路、広場等の整備によって集落環境の向上に努め、自然環境と調和した潤いある環境を維持します。</p>	<p>(2) 北本らしい「みどり」を生かした愛着のある住まいづくりの方針</p> <p>土地区画整理事業や良好な民間開発等によって計画的に住宅地整備が進められてきた地区については、地区計画制度等の活用によって、良好な住環境を保全していきます。</p> <p>また、居住者自らが生け垣や庭木等によって身近な緑を創出することで、緑あふれる住宅地を形成していきます。</p> <p>市街化調整区域の既存集落や住宅地については、道路、広場等の整備によって集落環境の向上に努め、自然環境と調和した潤いある環境を維持します。</p>	

新		旧		改定理由
頁	本文	頁	本文	
62	<p>(3) 誰もが安心して住み続けられる質の高い住まいづくりの方針</p> <p>安心して住み続けられる地域づくりのために、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えに基づき、公共交通の利便性の高い地域での住宅供給を促進します。また、<u>都市の居住環境の向上等のための機能を備えた施設の誘導と地域公共交通との連携を通して、高齢者をはじめとした市民の居住安定を支える住まいづくりを進めます。</u></p> <p>木造家屋が密集する市街地や老朽化した木造住宅が連なる地域では、新たな防火規制区域の指定等、市街地の防災機能の向上について検討します。</p> <p>地球環境にやさしい住まいづくりを促進するために、省エネ住宅の認定等の啓発活動に努めます。</p> <p>また、子育て世帯の人たちが安心して出産や育児、教育等に取り組めるよう、不足している産科医療施設の支援、身近な買い物施設の充実、教育関連施設の適正配置等、子育てのしやすい住環境づくりを促進します。</p>	57	<p>(3) 誰もが安心して住み続けられる質の高い住まいづくりの方針</p> <p>安心して住み続けられる地域づくりのために、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えに基づき、公共交通の利便性の高い地域での住宅供給を促進します。また、<u>サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者の居住安定を支える住まいづくりを進めます。</u></p> <p>木造家屋が密集する市街地や老朽化した木造住宅が連なる地域では、新たな防火規制区域の指定など、市街地の防災機能の向上について検討します。</p> <p>地球環境にやさしい住まいづくりを促進するために、省エネ住宅の認定等の啓発活動に努めます。</p> <p>また、子育て世帯の人たちが安心して出産や育児、教育などに取り組めるよう、不足している産科医療施設の誘導、身近な買い物施設の充実、教育関連施設の適正配置など、子育てのしやすい住環境づくりを促進します。</p>	<p>②市の関連施策との整合性確保 ⇒高齢者に向けた施策の展開状況を反映</p> <p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画における表現に合わせて変更</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
	<p>(4) 既存ストックを有効に活用した持続可能な住まいづくりの方針</p> <p>市内は、主に低層の戸建住宅地が形成されていますが、住宅地や住宅の中には、空き家や空き地等が目立つことから、「第二次北本市空家等対策計画」（令和7年1月策定）に基づき、総合的かつ計画的な対策を推進します。また、空き家を未然に防ぐため、民間事業者等と連携し、中古住宅の流通・活用促進を図ります。</p> <p>市営住宅については、「北本市公共施設マネジメント実施計画〈個別施設計画編〉（令和8年3月策定）」に基づき、適正な維持管理に努めます。</p>		<p>(4) 既存ストックを有効に活用した持続可能な住まいづくりの方針</p> <p>市内は、主に低層の戸建て住宅地が形成されていますが、住宅地や住宅の中には、空き家や空き地などが目立つことから、「北本市空家等対策計画」（平成30年10月策定）に基づき、総合的かつ計画的な対策を推進します。また、空き家を未然に防ぐため、民間事業者等と連携し、中古住宅の流通・活用促進を図ります。</p> <p>市営住宅については、「北本市公営住宅長寿命化計画」（平成24年2月策定）に基づき、適正な維持管理に努めます。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p> <p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第二次空家等対策計画の策定を反映 ⇒公共施設マネジメント実施計画の策定予定を反映</p>

頁	新 本文	旧 本文	改定理由
63	<p>4-8 インターチェンジ周辺<u>地域</u>の整備方針</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>平成 27 年度の圏央道埼玉区間の全線開通</u>を地域の発展、活性化の好機と捉え、特に「桶川加納インターチェンジ周辺<u>地域</u>」は圏央道と国道 17 号との結節点、「桶川北本インターチェンジ周辺<u>地域</u>」は圏央道と上尾道路との結節点という交通の要衝であり、新たな産業立地の需要は飛躍的に高まっています。</p> <p>一方、圏央道沿線には、市民にとって貴重な財産となっている豊かな自然環境、田園環境が広がっており、新たな開発とあわせてこの豊かな田園環境とも調和した計画的なまちづくりが必要となっています。</p> <p>市民アンケート調査 (<u>平成 30 年度</u>) によれば、圏央道周辺<u>地域</u>の整備に関しては、商業施設等の沿道サービス施設の誘導が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、<u>本市</u>が「緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、以下の方針を<u>基に</u>インターチェンジ周辺<u>地域</u>の整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 桶川加納インターチェンジ周辺<u>地域</u>、桶川北本インターチェンジ周辺<u>地域</u>については、<u>地域</u>の特性を生かした計画的なまちづくりを実施していきます。 ● 計画の実現にあたっては、民間活力を積極的に導入し、計画に即したまちづくりに寄与するよう、進出企業と協議を行います。 <p>(1) インターチェンジ周辺<u>地域</u>等のまちづくりの基本方針</p> <p>埼玉県「<u>埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針</u>」に則り、計画に基づく土地利用・計画開発方式を基本に土地利用を誘導します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市街化調整区域での新たな産業基盤づくりは「市街化区域編入」を基本として、適切な開発の誘導に努めます。 ● 地域の特性に応じて、<u>地区計画制度等を活用した</u>秩序ある産業基盤づくりを進めます。 ● 農村地域においては、<u>集団的な優良農地や長期にわたり農用地として維持すべき土地を産業誘導地区に含めないことを原則とし、地域農業と産業基盤づくりとの健全な調和を図り</u>ます。 <p>さらに、「北本市圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止基本方針」に則り、乱開発を抑制し、計画的な土地利用の実現を目指します。</p> <p>既存集落や住宅地については、道路、広場等の整備により集落環境の向上に努め、自然環境と調和した潤いのある環境を維持していきます。</p>  <p style="text-align: center;">桶川北本インターチェンジ周辺 写真：国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所より提供</p>	<p>4-8 インターチェンジ周辺<u>地区</u>の整備方針</p> <p><u>圏央道埼玉区間が平成 27 年度に全線開通</u>しました。</p> <p><u>この圏央道の開通</u>を地域の発展、活性化の好機と捉え、特に、「桶川加納インターチェンジ周辺<u>地区</u>」は圏央道と国道 17 号との結節点、「桶川北本インターチェンジ周辺<u>地区</u>」は圏央道と上尾道路との結節点という交通の要衝であり、新たな産業立地の需要は飛躍的に高まっています。</p> <p>一方、圏央道沿線には、市民にとって貴重な財産となっている豊かな自然環境、田園環境が広がっており、新たな開発とあわせてこの豊かな田園環境とも調和した計画的なまちづくりが必要となっています。</p> <p>市民アンケート調査によれば、圏央道周辺<u>地区</u>の整備に関しては、商業施設等の沿道サービス施設の誘導が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、<u>北本市</u>が「緑にかこまれた健康な文化都市 ～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、以下の方針を<u>もとに</u>インターチェンジ周辺<u>地区</u>の整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 桶川加納インターチェンジ周辺<u>地区</u>、桶川北本インターチェンジ周辺<u>地区</u>については、<u>地区</u>の特性を生かした計画的なまちづくりを実施していきます。 ● 計画の実現にあたっては、民間活力を積極的に導入し、計画に即したまちづくりに寄与するよう、進出企業と協議を行います。 <p>(1) インターチェンジ周辺<u>地区</u>等のまちづくりの基本方針</p> <p>埼玉県「<u>第3次田園都市産業ゾーン基本方針 (H29-R3)</u>」に則り、計画に基づく土地利用・計画開発方式を基本に土地利用を誘導します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市街化調整区域での新たな産業基盤づくりは、「市街化区域編入」を基本として、適切な開発の誘導に努めます。 ● 地域の特性に応じ<u>地区計画等により</u>秩序ある産業基盤づくりを進めます。 ● 農村地域において、<u>新たな産業地整備を図る場合には、地域の農業との調和に努め</u>ます。 <p>さらに、「北本市圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止基本方針」に則り、乱開発を抑制し、計画的な土地利用の実現を目指します。</p> <p>既存集落や住宅地については、道路、広場等の整備により集落環境の向上に努め、自然環境と調和した潤いのある環境を維持していきます。</p>  <p style="text-align: center;">桶川北本インターチェンジ周辺 (平成 24 年 7 月撮影)</p>	<p>※表現の精査・見直し</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒アンケートについて、R6 年度調査結果も併用するため、各調査の実施年度が分かる記載に変更</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
			<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」に基づき、記載内容を変更</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p>

頁	新 本文	旧 本文	改定理由
	<p>また、安全・安心なまちづくりを図るため、道路機能として地区内に集中発生する交通の円滑な処理だけでなく、避難路、救援活動空間、延焼遮断帯としての防災機能も有するものとし、計画的かつ面的に整備を図ります。</p> <p>未利用農地が多く見られる地域では、地域に必要な都市施設の整備について検討します。</p>	<p>また、安全・安心なまちづくりを図るため、道路機能として地区内に集中発生する交通の円滑な処理だけでなく、避難路、救援活動空間、延焼遮断帯としての防災機能も有するものとし、計画的かつ面的に整備を図ります。</p> <p>未利用農地が多く見られる地域では、地域に必要な都市施設の整備について検討します。</p>	
64	<p>(2) 桶川加納インターチェンジ周辺<u>地域</u>の整備方針</p> <p>① 土地利用方針</p> <p>桶川加納インターチェンジ周辺<u>地域</u>は、<u>本市</u>の発展や地域活性化に向け、先導的役割を担う<u>地域</u>であり、周辺の田園環境と調和した地域の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設を誘導します。</p> <p>国道 17 号沿道には、<u>地域</u>のにぎわいと活気をもたらす沿道サービス施設の立地や地域住民の買い回りに対応できる店舗等の立地を誘導します。</p> <p>近年、中丸 9 丁目地区には大規模工場が、中丸 8 丁目地区には商業施設が進出し、地域の活性化に資するまちづくりが進められており、今後も <u>(削除)</u> 地区のまちづくりを推進します。</p>  <p>大規模工場（中丸 9 丁目地区）</p>	<p>(2) 桶川加納インターチェンジ周辺<u>地区</u>の整備方針</p> <p>① 土地利用方針</p> <p>桶川加納インターチェンジ周辺<u>地区</u>は、<u>北本市</u>の発展や地域活性化に向け、先導的役割を担う<u>地区</u>であり、周辺の田園環境と調和した<u>地域</u>の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設を誘導します。</p> <p>国道 17 号沿道には、<u>地区</u>のにぎわいと活気をもたらす沿道サービス施設の立地や地域住民の買い回りに対応できる店舗等の立地を誘導します。</p> <p>近年、中丸 9 丁目地区には大規模工場が、中丸 8 丁目地区には商業施設が進出し、地域の活性化に資するまちづくりが進められており、今後も、<u>地元意向を尊重しながら地区</u>のまちづくりを推進します。</p>  <p>大規模工場（中丸 9 丁目地区）</p>	<p>※表現の精査・見直し</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p>
	<p>② 道路整備方針</p> <p>圏央道を有効に活用し、産業振興等その整備効果を地域に還元するためには、圏央道へのアクセス能力の向上を視野に<u>入れた</u>道路網の構築が必要です。</p> <p>桶川加納インターチェンジ<u>周辺の道路</u>はインターチェンジからの発生交通を国道 17 号へ誘導<u>していることから</u>、インターチェンジ周辺<u>地域</u>への産業誘致については、国道 17 号との接続性の向上に配慮した整備が必要です。</p> <p>したがって、本地区の骨格を形成する市道 118・130 号線（グリコふれあい通り）を軸として、国道 17 号や圏央道への利便性・安全性・快適性の高い整備を図ります。</p>  <p>市道 118・130 号線 （グリコふれあい通り）</p>	<p>② 道路整備方針</p> <p>圏央道を有効に活用し、産業振興等その整備効果を地域に還元するためには、圏央道へのアクセス能力の向上を視野に<u>おいた</u>道路網の構築が必要です。</p> <p>桶川加納インターチェンジにおける<u>国、県の周辺道路整備</u>は、インターチェンジからの発生交通を国道 17 号へ誘導する計画となっており、インターチェンジ周辺<u>地区</u>への産業誘致については、国道 17 号との接続性の向上に配慮した整備が必要です。</p> <p>したがって、本地区の骨格を形成する市道 118・130 号線（グリコふれあい通り）を軸として、国道 17 号や圏央道への利便性・安全性・快適性の高い整備を図ります。</p>  <p>市道 118・130 号線 （グリコふれあい通り）</p>	<p>※表現の精査・見直し</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p>

新		旧		改定理由
頁	本文	頁	本文	
65	<p>(3) 桶川北本インターチェンジ周辺地域の整備方針</p> <p>① 土地利用方針</p> <p>桶川北本インターチェンジ周辺地域には、北里大学メディカルセンターや医療研究所が配置されていることを考慮し、豊かな田園環境と調和した医療・研究・福祉・文化機能の充実並びに周辺地域の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設の誘致を図ります。</p> <p>また、開発・整備にあたっては、緑の保全・創出を図るとともに、環境と共生したまちづくりを行い、地域環境の保全・向上が図れるように努めます。</p>  <p>北里大学メディカルセンター</p> <p>② 道路整備方針</p> <p>桶川北本インターチェンジからの発生交通は、主に上尾道路により本市に流入することから、桶川北本インターチェンジ周辺地域への産業誘致については、上尾道路との接続性の向上に配慮した整備を行います。</p>	60	<p>(3) 桶川北本インターチェンジ周辺地区の整備方針</p> <p>① 土地利用方針</p> <p>桶川北本インターチェンジ周辺地区には、北里大学メディカルセンターや医療研究所が配置されていることを考慮し、豊かな田園環境と調和した研究・福祉・文化機能の充実並びに周辺地域の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設の誘致を図ります。</p> <p>また、開発・整備にあたっては、みどりの保全・創出を図るとともに、環境と共生したまちづくりを行い、地域環境の保全・向上が図れるように努めます。</p>  <p>北里大学メディカルセンター</p> <p>② 道路整備方針</p> <p>桶川北本インターチェンジからの発生交通は、主に上尾道路により北本市に流入することから、桶川北本インターチェンジ周辺地区への産業誘致については、上尾道路との接続性の向上に配慮した整備を行います。</p>	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画における考え方を踏まえて「医療」を追加</p> <p>※表現の精査・見直し</p>